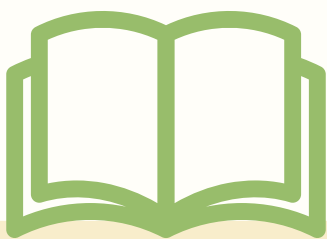


稲敷市教育振興基本計画 〈第3期〉

令和6年度（2024年度）～令和9年度（2027年度）



郷土を愛し 未来にはばたく しなやかな人づくり

令和6年3月 稲敷市教育委員会

稲敷市教育振興基本計画＜第3期＞

令和6年3月

稲敷市教育委員会

はじめに



稲敷市の将来を展望したとき、「教育」こそが社会をけん引する駆動力の中核を担う営みであり、市民一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて、極めて重要な役割を有しているものと捉えております。

このたび策定しました「第3期稲敷市教育振興基本計画」は、令和6年4月から同9年3月までの4年間を計画期間とし、本市における現行の学校教育や家庭教育、社会教育の取組等について再構築を図り、教育政策の進むべき方向性を示す「羅針盤」となるべく、総合計画として体系化いたしました。

そして、「教育」の基本的な使命・重要な役割を踏まえ、Society5.0を見据え、これからの社会を心豊かに生き抜いていくうえで「稲敷市民の理想的な学び」を求め、その実現を目指していくために、新たな基本理念として「郷土を愛し 未来にはばたく しなやかな人づくり」を掲げました。

今、社会は、予測困難で不確実な時代を迎え、先行きも一層不透明となることが考えられている中であって、私たち市民一人一人、そして社会全体がどう立ち向かうのかが問われています。

そのためにも、目の前にある事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことなど、学びの育成を目指す資質・能力が一層強く求められているといえ、まさに、市民一人一人が「未来の創り手」となることが重要であると考えます。

新たに策定した計画のコンセプトとしては、このような時代を力強く生き抜いてくための鍵は、「教育」にあるとの視点から、幼児教育・保育、学校教育、家庭教育、社会教育、生涯スポーツ、芸術文化・文化財の各分野において、今後達成すべき5つの基本目標と17の基本方針を設定し、計画的かつ着実な推進に努めるとし、個人には、自立して、また、自らを律し、他と協調しながら、「生涯を切り拓いていく力」の育成を積極果敢に追求してまいります。

今後は、教育をめぐる学校・家庭・地域・行政の各主体が相互に「横のつながり(結び)」を強化し、学校で行なわれる教育の段階はもとより、生涯を通じて学び、自らを磨き、高めていく「縦のつながり(結び)」を重視していくことで、合併後の本市における課題ともいえる「つながり」の再生にも、重点的に取り組んでいきます。

こうした中、本市の将来を担う子供たちには、持続可能な社会の担い手として、個人や社会の成長に必要な、新たな価値を生み出していくことが求められてきます。そこで、「主体的・対話的で深い学び」へと導いていくために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の視点を持ち、各学校における授業等を見つめ直し、児童生徒一人一人が学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって主体的に学びが続けられることを目指します。

また、様々な体験活動等をとおして、「生きる力」の基盤となる「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育み、子供たちの個性を生かし、よさを伸ばしていくとともに、幼児期の教育や家庭教育の充実についても、市民ニーズを的確に捉えつつ実行していきます。

さらに、人づくり・つながりづくりに着眼点を置き、生活や地域づくりを重視した社会教育の振興・充実を図りつつ、市民一人一人が描く生涯学習社会の実現に向け、庁内部局横断的な「まちづくり」推進体制により一体的な実践に挑戦してまいります。

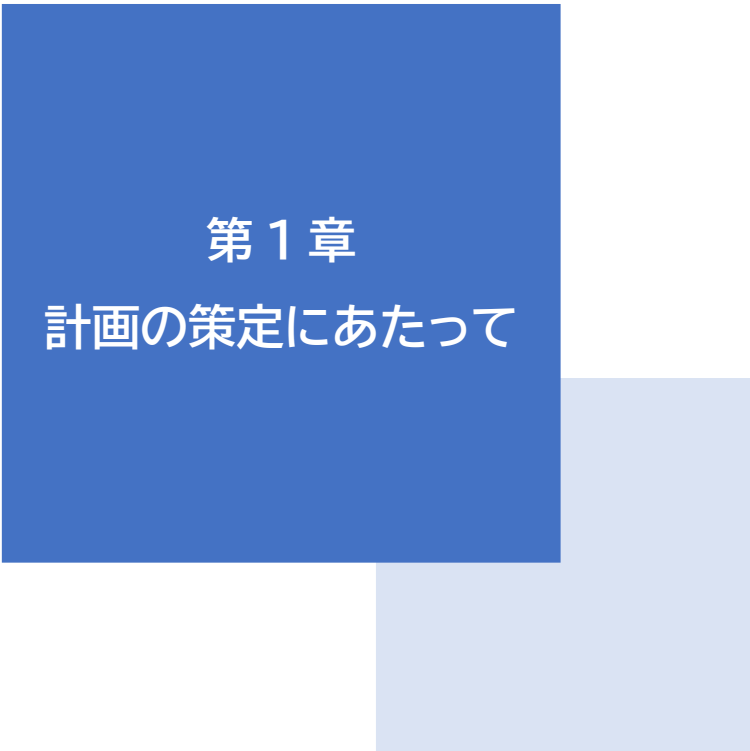
結びに、市民や各種団体の皆様、本市で活躍される企業や関係機関の皆様には、「市民総ぐるみ」による本市の教育振興に対し、より一層のご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げ、ごあいさついたします。

令和6年3月

稲敷市教育委員会教育長 山本 照夫

稲敷市教育振興基本計画＜第3期＞ 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 策定体制	3
5 策定方針	4
6 教育をめぐる現状と課題	5
第2章 基本的考え方(稲敷市教育大綱)	17
1 基本理念	18
2 基本目標	19
3 施策の基本方針	20
第3章 施策の展開(基本計画)	23
基本目標1 未来を担ういなしきっ子の育成	24
基本目標2 いなしきっ子が学ぶ質の高い教育環境の充実	44
基本目標3 地域社会と連携した教育環境の充実	63
基本目標4 社会教育の振興と芸術・文化活動の充実	75
基本目標5 生涯スポーツの振興と環境の整備	89
第4章 計画の進捗管理	99
1 進捗状況の点検・評価	100
2 数値目標の管理	100
資料編	101
1 基本計画目標指標一覧	102
2 策定経緯	104
3 稲敷市教育振興基本計画策定委員会設置要綱	105
4 稲敷市教育振興基本計画策定委員会委員名簿	106
5 用語集	107



第 1 章

計画の策定にあたって

■ 1 計画策定の趣旨 ■

稲敷市教育委員会は教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、平成24年3月に「稲敷市教育振興基本計画(第1期)」を策定し、「郷土を愛し、未来に向かってたくましく生きる子供の育成」を基本理念に、自らの未来を拓いていく力「生き抜く力」を醸成するため、様々な教育施策の推進に取り組んできました。

平成29年3月には第1期の計画期間満了に伴い、「稲敷市教育振興基本計画(第2期)」を策定しました。この計画では、前計画に掲げる基本的な教育理念は踏襲しつつ、新たな時代の変化に対応した生涯学習社会の構築を目指し、2つの基本方針として「明日の稲敷を担う子供たちの育成」「楽しく学び続ける環境づくり」を掲げ、生涯学習分野での教育施策の推進にも取り組んできました。

第2期計画は、令和3年度で計画期間が終了となる予定でしたが、市の最上位計画である「第2次稲敷市総合計画 中期基本計画」との整合性を図るため、計画期間を2年延長したことから、令和5年度が本計画の最終年度となっています。

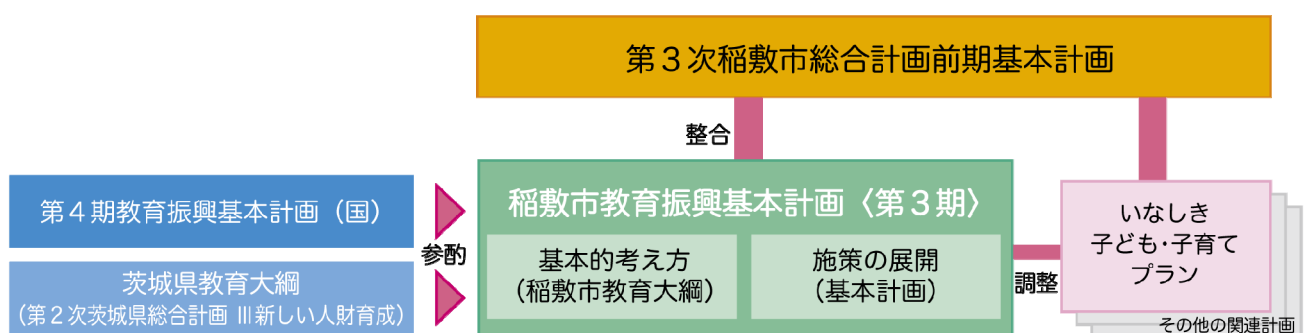
このような状況をうけ、この度、稲敷市では、society5.0(超スマート社会)へと社会が大きく変化する中、将来の予測が困難な時代における教育の方向性を示す指針として新たに「稲敷市教育振興基本計画(第3期)」を策定したものです。

■ 2 計画の位置づけ ■

本計画は、稲敷市教育大綱を包括した計画として策定しました。

策定にあたっては、上位計画である国の「第4期教育振興基本計画」、及び茨城県の教育大綱である「第2次茨城県総合計画」の教育、学術及び文化に関する部分である「Ⅲ 新しい人財育成」を参酌しました。

また、本市の最上位計画である「第3次稲敷市総合計画 前期基本計画」と整合を図るとともに、市の関連計画とも調整を図りました。



3 計画期間

本計画は上位計画である「第3次稲敷市総合計画 前期基本計画」との整合性を図るため、令和6年度～9年度までの4か年の計画期間とします。

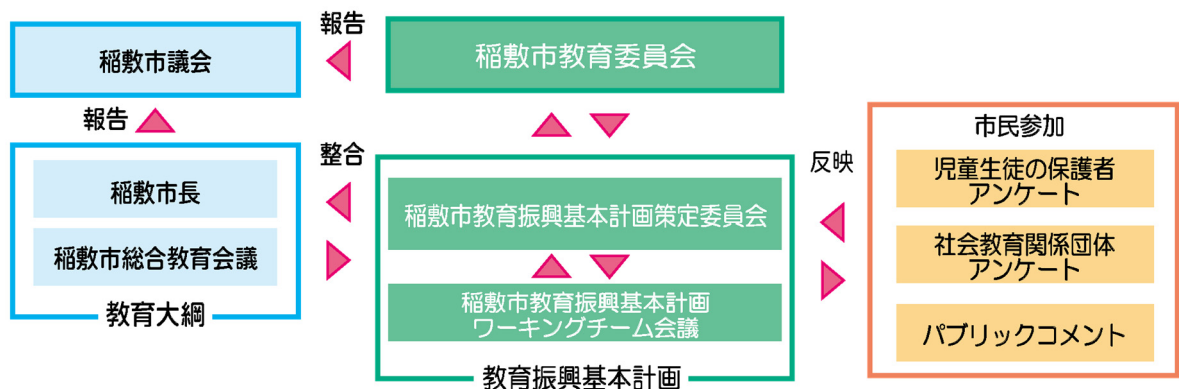
各種計画	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
第4期教育振興基本計画（国）		令和5年度～令和9年度（5か年）				
茨城県教育大綱 （第2次茨城県総合計画 III 新しい人財育成）	令和4年度～令和7年度（4か年）					
第3次稲敷市総合計画前期基本計画			令和6年度～令和9年度（4か年）			
稲敷市教育振興基本計画（第3期）			令和6年度～令和9年度（4か年）			

4 策定体制

本計画の策定にあたっては、教育長を委員長として市教育委員会の部・課長、こども支援課長及び小・中学校の代表者で組織する「稲敷市教育振興基本計画策定委員会」で検討、策定作業を進めました。また、必要に応じて、教育委員会の関係課職員で構成する「稲敷市教育振興基本計画ワーキングチーム会議」で調査・研究を行いました。

教育大綱については、稲敷市総合教育会議と連携し整合を図りました。

また、市民参加として児童生徒の保護者を対象にしたアンケートおよび、社会教育関係団体を対象にしたアンケートを実施するとともに、計画素案のパブリックコメントの実施により意見を聴取し、計画への反映を図りました。



■ 5 策定方針 ■

- 稲敷市が培ってきた教育を引継ぎつつ、地域に根ざし地域の実情にあった計画とします。
- 子供たちの夢と希望の実現を目指す、子供たちの視点にたった計画とします。
- 地域の学びと実践プラットフォームを目指した生涯学習を実現するための計画とします。
- 稲敷市の現状や新たな教育課題、子供たちを取り巻く社会情勢に対応した計画とします。
(人口減少、SDGs、ウェルビーイング、ダイバーシティ&インクルージョン、DX、貧困対策)
- 施策の点検・評価と進行管理の一体化及び数値目標による実現性の高い計画とします。
- 計画構成のシンプル化と重点的取組の明確化により、共有・実践に適した計画とします。

■ 6 教育をめぐる現状と課題 ■

(1)教育をめぐる現状

1)社会の動向

■予測困難な時代の到来(新型コロナウイルス感染症・紛争・災害の激甚化)

現代は将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA」の時代とも言われています。少子化・人口減少や高齢化、グローバル化の進展と国際的な地位の低下、子供の貧困、格差の固定化と再生産、地域間格差、社会のつながりの希薄化などは、社会の課題として掲げられています。このような中、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響や、ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化は、正に予測困難な時代を象徴する事態と言えます。

■人口減少・少子・高齢化の更なる進展

我が国の人口は、減少傾向が予測されており、生産年齢人口である15～64歳の人口は、2050年には現在の3分の2になると推計されています。我が国の労働生産性は国際的に見て低く、このままでは社会経済の活力や水準の維持が危ぶまれます。また、人口減少・高齢化は特に地方において深刻であり、地方創生の観点からの対応も必要です。加えて、長寿化が進展する中での対応も求められます。

■情報通信技術(ICT)や人工知能(AI)による社会構造の変化

「Society5.0」は人類がこれまで学んできた社会に次ぐ「第5の新たな社会」として位置づけられ、集積されたビッグデータを人工知能(AI)が解析し、その解析結果が人間に様々な形でフィードバックされる社会を指しています。インターネットにより、人とモノがつながり、新たな価値の創出や人工知能(AI)による情報の適切な提供、ロボットや自動走行車などの次世代技術、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスなど、様々な課題の克服が期待されています。

コロナ禍によって、感染予防や感染拡大の抑制が進められた結果、テレワーク・ワーケーションといった働き方改革が促進され、各種手続や診療、学習といった日常生活における各種オンラインサービスや、IoTの普及、デジタル技術の発展は、市民生活や社会経済活動をかつてない勢いで変化させています。このように社会が「新しい生活様式(ニューノーマル)」に移行する中、課題解決の一つの手段として期待されるデジタル技術は、市民の利便性や労働生産性の向上に向けて、今後ますます重要となります。

■デジタル化・DX加速の必要性

DXや地球温暖化と関連して、デジタル人材やグリーン(脱炭素)人材が不足することも予測されています。また、AIやロボットの発達により、特定の職種では雇用が減少し、今後は問題発見力や的確な予測、革新性といった能力が一層求められることが予測されており、労働市場の在り方や働く人に必要とされるスキルが今後変容していくと考えられています。

さらに、生成AI(ジェネレーティブAI)が急速に普及しており、教育現場にも大きな変化をもたらすとみられています。「思考力や記述力が育たなくなる」「AIに依存しすぎる」などの不安視する意見も多く見られますが、文部科学省からも小・中・高校生むけの利用に関するガイドラインを公表し、「使いこなす力を育てていく姿勢も重要」として活用が有効な場面を検証しつつ「限定的な利用から始めることが適切」であるとしています。

■個人と社会のウェルビーイングの実現

経済先進諸国においては、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを感じる「ウェルビーイング(Well-being)」の考え方が重視されてきており、経済協力開発機構(OECD)の「ラーニング・コンパス 2030(学びの羅針盤 2030)」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちの望む未来(Future We Want)」であり、社会のウェルビーイングは共通の「目的地」とされています。

具体的には、「誰一人取り残さず、すべての人の可能性を引き出すための教育の実現に向けて、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、学習者(学修者)主体の学び等の充実を図り、日本型ウェルビーイングの概念整理を踏まえた上で、多様な個人のウェルビーイングの実現を目指す。また、共生社会の実現・地域コミュニティの再構築に向けて、個人と社会のウェルビーイングの実現をつなぐ学校や社会教育施設の役割・機能を重視する。」としています。

■価値観の多様化と社会の再構築

長寿社会の進展による人生100年時代を迎えようとしている中、新型コロナウイルス感染症拡大以降は、持続可能な社会の実現を目指す経済環境や、人々の就業意識の変化による様々な働き方などがこれまで以上に進んでいます。そのような価値観が多様化する社会において、全ての人が活躍し続けられ、安心して暮らせる社会づくりが重要な課題となっています。

また、年齢や性別、国籍、性自認などにかかわらず、お互いの違いを認め合い、一人一人の個性が尊重される共生社会の実現が求められています。

多様化・複雑化する行政課題や市民ニーズに的確かつ柔軟に対応するためには、行政が様々な主体と連携・協力しながら施策を展開していくことが不可欠です。防災・防犯、福祉、環境等の様々な分野で市民・団体等が活動し、今後も、こうした多様な主体の参加と協働をより一層発展させ、行政との適切な役割分担の下、ともに考え、ともに行動し、地域課題を解決していく共創のまちづくりを進めることが必要となっています。

■持続可能な社会の実現に向けた取組

国連では、2015年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、世界が取り組むべき持続可能な開発目標「SDGs(Sustainable Development Goals)」を掲げました。エネルギー問題や気候変動対策などとともに、貧困やジェンダーの問題、製造・消費の責任、海・陸の豊かさを守るなど、複数の課題の統合的な解決を目指すことが求められています。

17の目標と169のターゲットから構成され、目標4に【教育】「全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。」が掲げられています。

また、ESDはSDGsのターゲットの1つとして位置付けられているだけでなく、17全ての目標の実現に寄与するものとされています。持続可能な社会の創り手を育成するESDは、持続可能な開発目標を達成するために不可欠である質の高い教育の実現に貢献するものとされています。

●SDGs 17のゴール(アイコン)



出典：国際連合広報センターHP

■将来の社会を支える教育

第6期科学技術・イノベーション基本計画では、今後目指すべき未来社会像として、「持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人一人が多様な幸せを実現できる、人間中心の社会としての Society5.0」が示されています。

これら社会の現状や変化を踏まえ、2040年以降の社会を展望したとき、社会をけん引する駆動力の中核を担う営みが教育であり、人間中心の社会を支えるシステムとなる時代が到来していると言えます。予測困難な時代において、一人一人の豊かで幸せな人生と、持続的な社会発展を実現するため、教育の果たす役割はますます大きくなっています。

2)教育の動向

①国内の動向

■教育基本法の改正（平成18年12月）

科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化など、我が国の教育をめぐる状況が大きく変化したことから、教育基本法が約60年ぶりに全面的に改正されました。改正教育基本法では、それまで掲げられてきた普遍的な理念を大切にしつつ、今日求められる教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、教育振興基本計画を定めることなどについて規定しています。

■学習指導要領の改訂・全面实施（平成28年12月）

平成28年12月に、中央教育審議会は答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」において、新しい時代を生きる子供に必要な力を、「実際の社会や生活で生きて働く知識・技能」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等」、「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等」の三つの資質・能力として整理しました。

その後、平成29年3月に、これまで大切にされてきた、子供の「生きる力」を育むために、社会の変化を見据え、新たな学びへと進化を目指すため、学習指導要領等が改訂され、幼稚園等就学前教育・保育については平成30年度から、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面实施されています。

●学ぶ教科(太字が新設・変更部分)

小学校		
・国語	・音楽	・ 特別の教科 道徳
・社会(3～6年)	・図画工作	・外国語活動(3,4年)
・算数	・家庭(5,6年)	・総合的な学習の時間(3～6年)
・理科(3～6年)	・体育	・特別活動
・生活(1,2年)	・ 外国語(5,6年)	



中学校		
・国語	・美術	・ 特別の教科 道徳
・社会	・保健体育	・総合的な
・数学	・技術・家庭	学習の時間
・理科	・外国語	・特別活動
・音楽		



出典：新学習指導要領リーフレット

■いじめの防止等のための基本的な方針の改定（平成29年3月）

平成25年6月「いじめ防止対策推進法」が公布され、国が示す「いじめ防止基本方針」を参酌し、地方公共団体は、その地域の実情に応じた基本的な方針の策定に努めることが規定され、茨城県では平成26年3月に「茨城県いじめ防止基本方針」を策定しました。平成29年3月に国において、「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、いじめの定義を限定的に解釈してはならないことなどについて見直されました。

■社会教育法の改正（平成29年4月）

社会教育法の一部改正により、地域住民の自主的な学びの成果を活用し、学校と連携・協働して子供たちの学びや成長を支える「地域学校協働活動」が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村教育委員会が必要な措置を講ずることなどが新たに規定されました。

■学校における働き方改革（平成31年1月 中央教育審議会）

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申がなされ、教職員の勤務時間管理の徹底や業務の明確化・適正化等、学校における働き方改革の総合的な推進についての提言がなされました。この答申を受け、学校における働き方改革を推進し、その実効性を高めるため、文部科学省に、「学校における働き方改革推進本部」が設置され、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されました。

また、持続可能な部活動と教師の負担軽減として、部活動を学校単位から地域単位の取組とすることが示されており、具体的な方策として、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行や、合理的で効率的な部活動の推進が示されました。

■「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（令和3年1月 中央教育審議会）

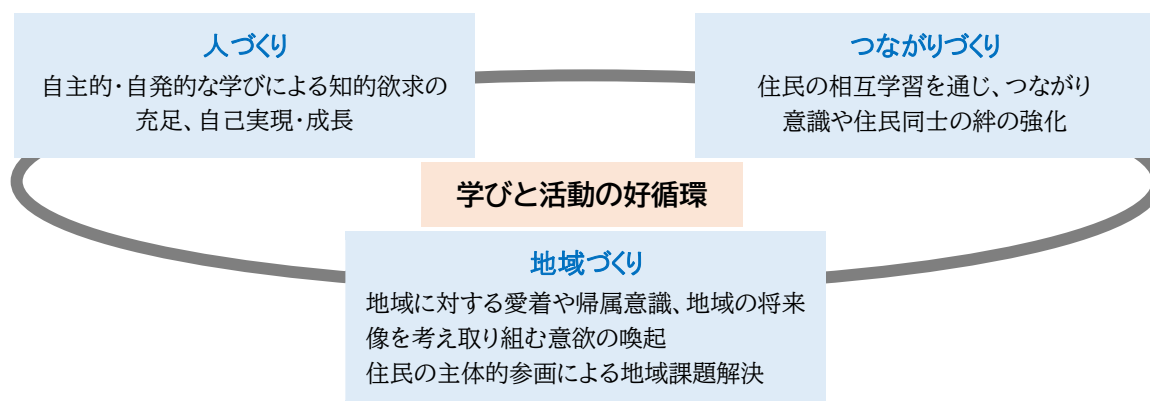
2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」としました。社会のあり方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来、新型コロナウイルスの感染拡大など「予測困難な時代」、社会全体のデジタル化・オンライン化など急激に変化する時代の中で、育むべき資質・能力の育成のため、改訂された学習指導要領を着実に実施すること、また、GIGAスクール構想による新たなICT環境を活用し、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要であると示されました。

■社会教育関連の答申（平成30年12月）

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、人口減少社会における、新しい地域づくりを進めるための学習・活動のあり方及び今後の社会教育の振興方策をまとめました。

答申では、今後、「社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要であるとし、その上で、地域における新時代の社会教育の方向性として、「開かれ、つながる社会教育」が提示されました。

●社会教育（個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割）



出典：「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」概要（中央教育審議会）

■スポーツ基本法の制定（平成23年6月）

2011年（平成23年）に制定された「スポーツ基本法」において、スポーツは、世界共通の人類の文化であり、国民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であること、また、スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位の向上など、国民生活において多面にわたる役割を果たすものとされています。

2022年（令和4年）3月「第3期スポーツ基本計画」が策定され、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策を示すとともに、①スポーツを「つくる／はぐくむ」、②「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる、③スポーツに「誰もがアクセス」できる、という「3つの新たな視点」を加え、具体的な施策を示しています。

②海外の動向

■OECD ラーニング・コンパス(学びの羅針盤)2030 (2019年5月公表)

OECD ラーニング・コンパス(学びの羅針盤)2030 は望ましい未来像を描いた、進化し続ける学習の枠組みです。教育の幅広い目標を支えるとともに、私たちの望む未来(Future We Want)、個人のウェルビーイングと集団のウェルビーイングに向けた方向性を示します。

この枠組みは生徒が2030年以降も活躍するために必要なコンピテンシーの種類に関する幅広いビジョンを提供しています。この枠組みはまた、ローカルな文脈に合わせて調整できる余地を残しながら、グローバルに妥当で、情報交換のできる共通の言語と理解を育んでいくものです。

ラーニング・コンパスの構成要素には学びの中核的な基盤、知識、スキル、態度と価値、より良い未来の創造に向けた変革を起こすコンピテンシー、そして見通し(Anticipation)、行動(Action)、振り返り(Reflection)のAARサイクルが含まれます。ラーニング・コンパスは、生徒が周囲の人々、事象、そして状況をより良いものにすることを学ぶ上で、責任ある有意義な行動を取るための方向性を決めるために生徒が使うことができるツールであることから、生徒エージェンシーはラーニング・コンパスの中心的な概念です。

●OECD ラーニング・コンパス(学びの羅針盤)2030

The OECD Learning Compass 2030



<http://www.oecd.org/education/2030-project/teaching-and-learning-learning/>

出典:OECD ラーニング・コンパス(学びの羅針盤)2030 仮訳

■教育の未来報告書2021 ユネスコ (2021年11月)

ユネスコは私たちの環境と技術との関係を他の人とも構築するのに役立つ教育のための新しい社会系家をこの報告書で提案しています。以下の訳は提案内容の重要な一部の抜粋です。

【教育改革として】

- ・教育手法を協力、共同、船体と言う原則に基づいて組み立てるべき。
- ・教育カリキュラムは、エコロジカルな、異文化に関する、学際的な学びを強調すべきであり、生徒が知識にアクセスし、獲得することを支援し、また、それらの知識を批判したり、応用できるような能力を開発する。
- ・授業が協働の努力と言う観点からもっと専門化されるべき。教員は、知識の生産者であり、教育と社会の変革を進めるキープレイヤーとなる。
- ・学校は、包摂性、公平性、個別に又は集合的に福祉を支える場として守られるべき。また、より公正、公平で持続可能な未来に向けて、世界の変革をよりよく進める場として再認識されるべき。
- ・私たちは、生涯を通じて、また、異なる文化や社会においても、教育の機会を享受し、拡大すべき。

【教育に関する新たな社会契約の触媒として】

大規模な変革と革新とは可能。数百万人の個人の意見と勇気、リーダーシップ、創造性、治癒などに支えられた、教育に関する新たな社会契約(new social contract)を私たちは作り出す。その社会契約は、教育に関する差別、抑圧、排除を克服するものである必要がある。また、ジェンダー平等、人種、少数民族、宗教、障がい、性的起源、年齢、市民権等で差別されないように保障するものである。社会における対話とともに考え、行動することへの強いコミットが必要である。

- ・研究や革新への呼びかけ。
- ・グローバルな連帯と国際協力への呼びかけ。
- ・大学その他の高等教育機関は、教育に関する新たな社会契約をつくりだすよう、あらゆる側面で活動的でないといけない。
- ・すべての人が教育の未来を創る活動に参加できることが重要。

(2)上位・関連計画

1)国

■教育振興基本計画(文部科学省)

教育振興基本計画は、教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画で、第4期計画は令和5年度から令和9年度を計画期間としています。

計画のコンセプトは、2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成と、日本社会に根差したウェルビーイングの向上としています。

今後の教育政策に関する基本的な方針は、人生100年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者を念頭に、グローバル社会の発展・共生社会の実現・地域や家庭での教育・教育DX・計画の実効性のための基盤整備や対話の、5つの方針を示しています。

●第4期教育振興基本計画【令和5年6月16日閣議決定】

○計画期間：令和5年度～令和9年度(2023年度～2027年度)

○教育振興基本計画【概要】

《今後の教育政策に関する基本的な方針・コンセプト》	
・2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成	
・日本社会に根差したウェルビーイングの向上	
《5つの基本的な方針》	
①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成	
②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進	
③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進	
④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	
⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話	
《今後5年間の教育政策の目標》	
目標 1	確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成
目標 2	豊かな心の育成
目標 3	健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
目標 4	グローバル社会における人材育成
目標 5	イノベーションを担う人材育成
目標 6	主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
目標 7	多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂
目標 8	生涯学び、活躍できる環境整備
目標 9	学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
目標 10	地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
目標 11	教育DXの推進・デジタル人材の育成
目標 12	指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化
目標 13	経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
目標 14	NPO・企業・地域団体等との連携・協働
目標 15	安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
目標 16	各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

2)茨城県

●第2次茨城県総合計画 ～「新しい茨城」への挑戦～【令和4年3月策定】

第2次茨城県総合計画は、ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、茨城県のポテンシャルを最大限活かしながら県民が「豊かさ」を享受し、「安心安全」な生活環境のもと、未来を担う「人財」が育まれ、「夢・希望」にあふれた「新しい茨城」づくりに取り組み、基本理念に掲げる「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けて、4つの「チャレンジ」を推進する計画です。

基本計画は、Ⅰ「新しい豊かさ」、Ⅱ「新しい安心安全」、Ⅲ「新しい人財育成」、Ⅳ「新しい夢・希望」の4つのチャレンジを柱として構成しています。

県の教育振興基本計画は、総合計画の教育に関する政策と読み替えることとしており、Ⅲ「新しい人財育成」の部分に位置づけられています。

○計画期間：令和4年度～令和7年度(2022～2025年度)

○基本理念：活力があり、県民が日本一幸せな県

○4つのチャレンジ Ⅰ 新しい豊かさ Ⅱ 新しい安心安全
 Ⅲ 新しい人財育成 Ⅳ 新しい夢・希望

4つのチャレンジ (教育関連箇所)	挑戦する政策
チャレンジⅢ 新しい人財育成	11 次世代を担う「人財」 ○「知・徳・体」バランスのとれた教育の推進 ○新しい時代に求められる能力の育成 ○地域力を高める人財育成 12 魅力ある教育環境 ○時代の変化に対応した学校づくり ○次世代を担う「人財」の育成と自立を支える社会づくり 13 日本一、子どもを産み育てやすい県 ○結婚・出産の希望がかなう社会づくり ○安心して子どもを育てられる社会づくり ○児童虐待対策の推進と困難を抱える子どもへの支援 14 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城 ○生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術 ○スポーツの振興と遊びのある生活スタイル 15 自分らしく輝ける社会 ○多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会づくり ○女性が輝く社会の実現 ○働きがいを実感できる環境の実現

3)稲敷市

●稲敷市第3次総合計画【令和6年3月策定】

稲敷市のまちづくりの基本理念にのっとり、将来像を明確にするとともに、自立した市の創造と地域の特性を生かした個性あふれる地域の形成を目指し策定した計画です。

○計画期間:2024年度～2035年度(令和6年度～令和17年度)

○基本理念:①さまざまな主体がつながるまちづくり

②市民の笑顔を追求するまちづくり

③変化をとらえ新時代を拓くまちづくり

○将来像:自然とともに豊かさと幸せを実感できるまち～いなしきの新たなステージへ～

○将来指標:2035年度将来目標人口:30,000人

前期基本計画では、5つの重点プロジェクトと5つの基本計画(政策別計画)を示しています。

重点プロジェクト	1. まちづくり・情報共有プロジェクト 2. 移住・定住プロジェクト 3. 雇用・産業プロジェクト 4. 子育て支援・教育プロジェクト 5. 行政改革プロジェクト
基本計画(政策別計画)	1 協働の力で暮らしと産業を元気にするまちづくり 2 自然と都市が共存する住み続けられるまちづくり 3 子ども達を育み楽しく学び続けるまちづくり 4 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり 5 市民の生命と財産を守るまちづくり

教育に関する重点プロジェクトと基本計画(政策別計画)

重点プロジェクト	取組方針
4.子育て支援・教育プロジェクト	① 安心して産み育てられる環境づくり ② 多様な体験を通じた郷土への思いの醸成 ③ 地域で夢が広がる学び・教育の充実 ④ 子育て支援・教育の高校生以上への拡大
基本計画(政策別計画)	施策
3 子ども達を育み楽しく学び続けるまちづくり	1 地域と連携した教育・保育と教育環境の充実 2 未来を担ういなしきっ子の育成 3 時代の変化に対応した教育環境の充実 4 市民の学びを支える社会教育の充実 5 市民が楽しく取り組める生涯スポーツの推進 6 未来に残す地域文化の継承

(3)稲敷市教育の課題

1)社会情勢や上位関連計画からの課題

- ・予測困難な時代に対応できる力の醸成が求められます。
- ・人口減少と少子高齢化によって、学校再編の加速化が見込まれます。
- ・ウェルビーイングの向上を目指す取組が必要です。
- ・デジタル化・DX、情報通信技術の更なる進展への対応が求められます。
- ・国際化社会に対応するグローバルな人材の育成が求められます。
- ・SDGsの実現に関連する目標の検討と取組が求められます。
- ・学力向上にコミットする教育の推進が求められます。
- ・多様性を認める社会(ダイバーシティ)の実現を目指した学習の充実が求められます。
- ・子供たちが地域の中で安心して教育が受けられる環境の充実が求められます。

2)稲敷市の現状からの課題

①学校教育や幼児教育などに関する教育課題の整理

<幼児教育・学校教育>

- ・児童生徒数の減少に対応した適切な教育環境の維持・向上が必要です。
- ・ICT環境を効果的に活用するためのDXの推進(オンライン授業・ハイブリッド化など)が必要です。
- ・生成AIを適切安全に使いこなす情報活用能力を育むことが求められます。
- ・全国学力・学習状況調査などを効果的に活用した教育指導と学習改善が必要です。
- ・国際化に対応した英語教育の充実が求められます。
- ・学校図書館図書標準化の達成が求められます。

<教育環境>

- ・キャリア教育・職業体験については、オンラインの活用など新しい方法を拡充することが必要です。
- ・特別支援教育は、こ幼小の引継ぎなどの連携や学校での体制維持が必要とされています。
- ・コミュニティ・スクール制度の推進など、地域とともにある学校づくりが求められます。
- ・部活動指導は先生から地域への移行や教職員の働き方改革や更なる推進が求められます。

<アンケート>

- ・学力、人間関係を築く力、体力や運動能力の向上を望む声が多くなっています。
- ・学習習慣が身に付いていない児童生徒や授業についていけない児童生徒への対応が求められます。
- ・スマートフォンやSNSの正しい使い方など情報モラル教育へ対応が求められます。
- ・国際化に対する教育や芸術・文化活動が十分ではなく、不満傾向となっています。
- ・学校・家庭、地域との連携や地域との交流、人材の活用は不満傾向となっています。

<教育施策ヒアリング等>

- ・少子化や生活圏等を踏まえた新たな学校施設・教育環境の在り方の協議・検討が必要です。
- ・次世代の地域を担う人材育成のための特色ある教育の強化(ICT・英語・環境等)が必要です。
- ・子育て教育の経済的支援の強化が必要です。
- ・学力の向上、不登校や特別支援を重点に推進することが課題となっています。
- ・他を尊重しながら市民として社会に参加し、その役割を果たせるような子供の育成が課題です。

- ・自ら課題を見つけて能動的、主体的な学びを生涯にわたって続けられるような子供たちを育てていくことが課題となっています。
- ・「稲敷」ならではの精神をもった子供たちが活躍することが望まれています。
- ・教職員の働き方改革と先生同士の良好な人間関係の構築が必要です。

②子供・青少年の健全育成に関する教育課題の整理

<教育をめぐる現状からの課題>

- ・青少年育成の各団体の活動を継続することが求められます。
- ・家庭教育学級はコロナ禍の影響に伴い、以前より参加者が減少しています。

<アンケート>

- ・家庭・地域と学校の連携・協力体制は、「わからない」と回答した数も多く、認識されていない層が一定の割合で存在しています。
- ・学校の登下校時などをはじめ、地域が子供たちを見守ることが求められます。
- ・家庭・地域・学校が連携し協力するには「学校を拠点としたコミュニティ活動が必要」と考える声が多くなっています。
- ・地域の人材を活かした学習支援が望まれています。

<教育施策ヒアリング>

- ・一部の学校ではコミュニティ・スクールが始まっており、他の学校でも実施することが求められます。
- ・地域の祭りや行事をとおして、地域との関わりや、社会性・人間形成を培う場が少なくなっています。
- ・実体験や経験からの学びの重要性を踏まえ、子供の体験学習の充実を図っていくことが求められます。

③生涯学習に関する課題の整理

<生涯学習をめぐる現状からの課題>

- ・地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進が求められます。
- ・誰もがいきいきと暮らすことができる共生社会を目指した意識啓発が必要です。
- ・ICT環境を効果的に活用するためのDXの推進(施設管理・オンライン講座など)が必要です。
- ・文化サークル等も高齢化が進み、新たな参加者も少ないため、サークル数も減少しています。

<アンケート>

- ・生涯学習活動参加者の高齢化が進み、新たな参加者も少なく、存続が危惧されます。
- ・老朽化した施設が増えており、改修などが必要となっています。
- ・活動内容を発表する場が少ないため、機会等を増やす必要があります。
- ・地域だけでなく、市全体での文化祭などのイベントの開催も望まれています。
- ・高齢者は移動手段を持たない場合が多く、移動が困難で、活動範囲が狭くなっています。

<教育施策ヒアリング>

- ・コミュニティ・スクールの導入を進め、地域の将来を担う人材育成、学校を中心とした地域づくりに取り組む必要があります。
- ・学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進し、地域力の強化と活性化を図る必要があります。
- ・公民館は社会教育の場を担保し、学びの活動で地域づくりに還元していくことが求められます。

- ・地域コミュニティを活かして、地域の活性化を進めると同時に、中学生など子供たちも参加することで、コミュニティ・スクールの運営とも連携していくことが求められます。
- ・市内各地の課題解決には市民と行政のパートナーシップが不可欠であり、そのためにも社会教育活動の役割が必要となっています。
- ・図書館は、市民との協働による施設運営・交流など新しい取組が求められます。また、従来の形に囚われることなく、市民ニーズに応じたサービスを追求していくことが求められます。
- ・歴史民俗資料館は利用者のニーズを把握し、展示や講座の内容に反映していく必要があります。

④スポーツ活動に関する課題の整理

<スポーツをめぐる現状からの課題>

- ・ICT環境を効果的に活用するためのDXの推進(施設管理など)が必要です。
- ・誰もがスポーツを楽しめるように、意識啓発と環境整備が求められます。
- ・運動施設によっては設備不足がみられ、改修が求められます。
- ・学校教職員の働き方改革に伴う部活動の地域移行の検討が必要です。

<アンケート>

- ・指導者や後継者の育成と資格取得が問題となっています。
- ・体育館など、障がい者が利用できない施設もあり、バリアフリー化が望まれます。
- ・参加する高齢者のマイカー移動など安全面の問題があります。
- ・グラウンドによって設備が整っていないものもあります。

<教育施策ヒアリング>

- ・学校部活動の地域移行は、地域と協力・調整が必要です。
- ・誰もが、身近なところで、いつでもスポーツを気軽に親しむことができる環境づくりが必要です。
- ・スポーツをする場や指導者、イベントや教室の開催、スポーツを推進する組織体制など、様々な環境の整備が必要です。

⑤歴史文化遺産に関する課題の整理

<教育をめぐる現状からの課題>

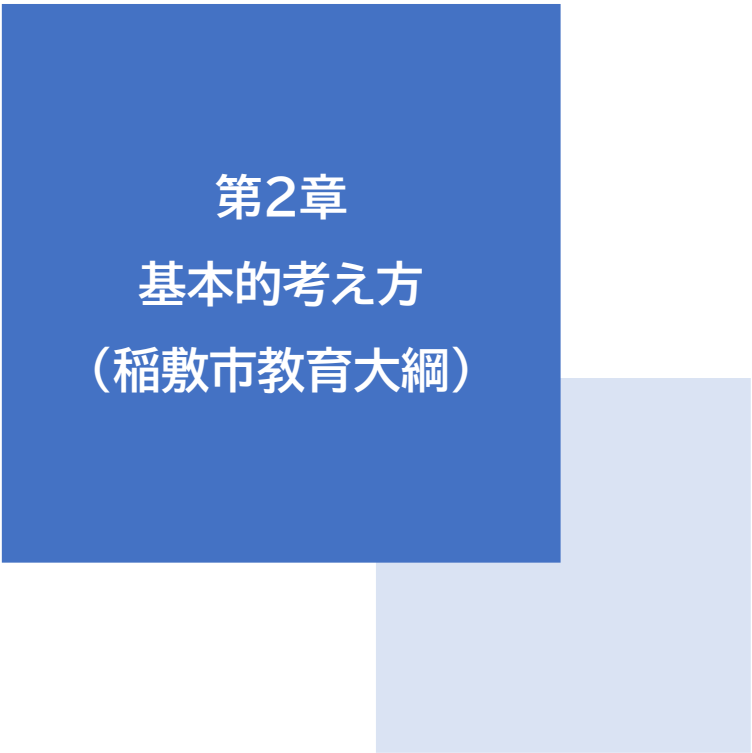
- ・郷土を愛する心を醸成するまちづくりが求められます。
- ・地域力を高める伝統文化の継承が求められます。
- ・人口減少・少子化が進み、伝統文化の継承が危惧されています。
- ・学校教育でも子供たちに地域文化の継承を行っていく必要があります。
- ・歴史民俗資料館の展示や施設のリニューアルが求められます。

<アンケート>

- ・伝統文化の維持にあたっては少子化による後継者不足が問題となっています。
- ・芸術文化活動も参加者が高齢化しています。

<教育施策ヒアリング>

- ・お囃子など地域の人々に関わる歴史的な資源をどのように保存し、まちづくりや地域振興に活かしていくかが課題となっています。
- ・文化財は、それらがもつ価値を保存しながら、適切に活用することが求められます。
- ・過疎化や高齢化などで所有者や管理者が不明となり、貴重な文化財が滅失・散逸することが課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに生かし、地域で文化財保護に取り組む必要があります。



第2章

基本的考え方

(稲敷市教育大綱)

■ 1 基本理念 ■

稲敷市は、豊かな郷土の歴史・文化、美しい自然に恵まれた私たちのふるさとです。これまで、この大切な場所で、自らの未来を拓いていく力、「生き抜く力」を醸成する教育を推進してきました。

これからも、市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生が送れるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を目指します。そのためには、これまで掲げてきた理念を踏まえ、新たな時代に向かって柔軟に対応した教育を推進していくことが重要です。

そこで、学校教育においては、学校・家庭・地域、さらに社会全体が連携・協働し、未来を担う子供たちが自然や郷土の歴史・文化、家族、地域に育まれ、学び合いや仲間との触れ合いから生まれる「絆」を大切にしながら、未来にはばたく「しなやかな心」を育む人づくりが求められています。

また、家庭教育や社会教育、芸術文化・スポーツ活動などにおいては、健康で生きがいをもって幸せに暮らせる社会の実現に向けて、新しい地域づくりへとつながる社会教育振興方策の検討や実践をとおして、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進に取り組み、人と人、人と地域との「結びつき」「つながり」を広めていくことなど、生涯にわたって夢や目標をもち、楽しく学び続けられる環境づくりの重要性が高まっています。

予測困難な時代、急激な人口減少により子供も大人も様々な変化に直面している今こそ、それを克服していくための一つの鍵は「教育」と考えています。

稲敷市は、「教育」の基本的な使命・重要な役割を踏まえ、「稲敷市民の理想的な学び」を求め、その実現に向け、新たな基本理念を次のように定めます。

基本理念 郷土を愛し 未来にはばたく しなやかな人づくり



しなやかな心：様々な困難や逆境に対して、柔軟に対応できる強さをもった心をイメージしています。

いなしきっ子：稲敷市で学び育ち、「いなしき」をふるさととして愛する心をもつ、元気な子供をいなしきっ子と総称します。

2 基本目標

本計画の基本目標は、学校教育、家庭・地域の教育、市民の生涯学習・スポーツの政策を5本の柱で構成します。

基本目標1

未来を担ういなしきっ子の育成

- 1 幼児教育の充実
- 2 確かな学力を育む教育の推進
- 3 豊かな心を育む教育の向上
- 4 健やかな体を育む教育の活性化

学校教育

持続可能な社会の創り手を育成する

子供

基本目標2

いなしきっ子が学ぶ
質の高い教育環境の充実

- 1 時代に対応した教育の充実
- 2 多様なニーズへの支援の充実
- 3 安全・安心な学校環境の整備と充実
- 4 指導体制・教育基盤の強化

地域社会の人材育成

地域

基本目標3

地域社会と連携した
教育環境の充実

- 1 きめ細かな家庭教育の充実
- 2 地域とともにある学校づくり・学校を中心とした地域づくりの実現
- 3 子供・青少年を地域全体で育む環境の整備

生涯学び、活躍できる環境づくり

市民

基本目標4

社会教育の振興と
芸術・文化活動の充実

- 1 社会教育を基盤とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」
- 2 社会教育施設の整備と活動の充実
- 3 芸術文化・歴史文化の継承と地域づくり

基本目標5

生涯スポーツの振興と
環境の整備

- 1 生涯スポーツ活動の振興と充実
- 2 スポーツ環境・施設の整備
- 3 各種スポーツ大会の開催

■ 3 施策の基本方針 ■

基本目標1 未来を担ういなしきっ子の育成

1

幼児教育の充実

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の充実に努めます。取組にあたっては、幼児教育と学校教育の連携・相互理解を深め、円滑な接続を図ります。

2

確かな学力を育む
教育の推進

基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用し自ら考え、判断し、表現することにより、児童生徒が様々な課題解決に主体的に取り組む力を育みます。また、1人1台端末を家庭学習に取り入れ、学習習慣の定着を促進します。

3

豊かな心を育む
教育の向上

学校教育活動を通じて、児童生徒の豊かな感情や道徳心を培い、正義感や責任感、自己肯定感、社会性などを育みます。また、地域の伝統や文化、産業などを学ぶ郷土教育の充実に努めます。さらに、学校図書館の充実に努め、子供の読書活動を推進します。

4

健やかな体を育む
教育の活性化

児童生徒が生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育成するとともに、健康増進の基礎を培う学校体育や健康教育の充実に努めます。また、運動部活動においては、市活動運営方針に基づき取り組むとともに、地域と連携し、地域移行を推進します。

基本目標2 いなしきっ子が学ぶ質の高い教育環境の充実

1

時代に対応した
教育の充実

将来、社会での自立を目指したキャリア教育の充実に努めるとともに、英語教育を積極的に推進し、グローバルに活躍できる人材を育成する教育の充実に努めます。ICTの活用を図り、児童生徒一人一人の情報活用能力の向上を図ります。

2

多様なニーズへの
支援の充実

特別な支援が必要な幼児、児童生徒に対し、一人一人の能力や可能性を伸ばす教育の充実に努めます。また、不登校の児童生徒には、社会的自立に向けた援助・指導を行うとともに、一人一人の居場所づくりに努めます。さらに、誰もが経済的な理由等に影響されることなく適切な教育を受けられるよう、費用の援助や奨学資金の貸与を行います。

3

安全・安心な学校環境
の整備と充実

学校の適正規模の確保や安全・安心な学校施設の計画的な整備に努めるとともに、新しい時代の学びを実現するための教育環境を整備するなど、教育DXを推進します。また、防犯や通学時の安全確保、感染症予防対策、給食のアレルギー対策等、危機管理体制の充実に努め、児童生徒の安全を守ります。

4

指導体制・教育基盤の
強化

学校における研修の強化や外部機関との連携を図り、教職員の資質能力の向上を目指すとともに、ICTの活用による校務の軽減などにより、教職員が子供と向き合う時間の確保や、本来担うべき業務に専念できる環境整備を推進します。

基本目標3 地域社会と連携した教育環境の充実

1

きめ細かな 家庭教育の充実

子育て家庭の不安解消や保護者の仲間づくりなど、様々な機会をとおして、乳幼児期からの切れ目ない支援を図ります。

学校や家庭、地域が連携し、地域で支える家庭の教育力向上を促進します。

2

地域とともにある学校 づくり・学校を中心とし た地域づくりの実現

学校を中心とした地域コミュニティの活性化を目指し、地域と学校の連携や協働の体制を構築し、コミュニティ・スクールを導入します。

また、コミュニティ・スクールの運営に携わる「当事者」として、地域住民が意欲的に参画できるよう、「地域学校協働活動」を各地域の実状にあった組織として整備します。

3

子供・青少年を地域全 体で育む環境の整備

地域と連携した青少年の体験活動や運動部活動の地域移行を進めるとともに、非行防止を図るなどの、健全育成運動を行います。

子供や青少年を取り巻く社会環境の整備を行い、地域全体で子供を育む青少年健全育成を推進します。

基本目標4 社会教育の振興と芸術・文化活動の充実

1

社会教育を基盤とした 「人づくり」「つながりづ くり」「地域づくり」

市民のウェルビーイングを実現できるよう、ライフステージの様々な場面で生じる課題の解決等につながる市民の学習機会を提供します。

公民館を核として、市民が共に学び合うことから、人づくり、つながりづくり、地域づくりへの発展につなげます。また、市民が学んだ成果を生かすことができるよう、関係する情報を積極的に発信し、その活動支援に努めます。

市民の知る権利を保障するとともに、デジタル化にも対応した多様な学習機会を提供し、「いつでも、どこでも、誰でも」学ぶことができる図書館を目指します。

2

社会教育施設の整備と 活動の充実

公民館や図書館などの社会教育施設は学びを支援する施設として充実を図るとともに、地域の総合的な活動拠点として位置づけます。

人と人、人と地域をつなぎ、教育機能や支援機能が充実した施設として整備していくとともに、学習活動や学びの成果が地域社会に還元されるシステムづくりに努めます。

3

芸術文化・歴史文化の 継承と地域づくり

市民の創造性を育み、心豊かな生活と活力ある社会の実現に向けた、芸術・文化活動の支援に努めます。

また、地域に残る伝統文化、市内に息づく歴史・文化的な資産を次世代へと確実に継承していくため、その保存・活用に努めます。

基本目標5 生涯スポーツの振興と環境の整備

1

生涯スポーツ活動 の振興と充実

生涯スポーツ社会の実現を目指し、子供から高齢者まで、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツ・レクリエーションに親しめるよう、スポーツ教室などの充実や総合型地域スポーツクラブの育成・支援など、スポーツを「する」「みる」機会の充実に努めます。

また、スポーツ組織や、スポーツ指導者の育成に努めるとともに、障がい者スポーツの普及促進などスポーツを「ささえる」取組を推進します。

2

スポーツ環境・施設 の整備

市民誰もが、身近にスポーツを楽しめる環境を目指し、計画的なスポーツ施設の設備・備品の充実や改修等に努めながら、多様化する市民ニーズに対応した質の高いサービスの提供を目指します。

市内スポーツ施設については、維持管理の観点や市民ニーズを踏まえた総合的な環境・施設整備の方針を検討していきます。また、学校等体育施設の有効活用を図っていきます。

3

各種スポーツ大会 の開催

「する」、「みる」、「ささえる」スポーツの領域拡大を目指し、市民の交流をとoshした健康づくり・体力づくりを促進します。

また、地域に根ざしたスポーツ活動団体との連携・協働を強化し、地域や世代間交流の促進、イベントの開催など、「人々のつながりづくり」の活性化に努めます。

そのため、スポーツフェスティバルなどの、スポーツイベントや各種スポーツ大会の拡充や地区におけるスポーツ・レクリエーション活動の支援充実を図ります。



第3章 施策の展開 (基本計画)

基本目標1 未来を担ういなしきっ子の育成

■ 施策の基本方針 ■

- 1 幼児教育の充実
- 2 確かな学力を育む教育の推進
- 3 豊かな心を育む教育の向上
- 4 健やかな体を育む教育の活性化

幼児教育から小学校、小学校から中学校への連携・接続が円滑に進むよう、子供たちの発達段階に応じた知識・技能に加え、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等、確かな学力を育成します。小・中学校においては、1人1台端末を活用して個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に努めます。

また、学校教育活動を通じて子供たちの豊かな情操や道徳心の育成、幸福感や自己肯定感、他者とのつながりなどの一人一人のウェルビーイングの向上を図ります。

子供たちが生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成し、運動・スポーツに親しみながら体力の向上を目指します。

■ 重点的取組 ■

①「稲敷市に生まれてきてよかった」「ずっと住んでいたい」と感じる郷土教育の充実

学校教育全体をととして、また、地域活動に参加して、子供たちが地域との関わりや地域のひととのふれあいをもちながら郷土を正しく理解し、地場産物を取り入れた給食を食べることで地域の食材の豊かさを知るなど、稲敷市への誇りや愛着を育むとともに、地域社会の一員としての自覚を促し、将来を担う人材として育成します。

②課題解決に向けて、自ら考え表現するいなしきっ子の育成

授業にICT環境を活用し、子供たちのこれからの時代に求められる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の資質・能力の育成に取り組むとともに、話し合いにより新たな気づきを得たり、自らの考えをより深めたりして課題解決を図る授業に取り組みます。

- 郷土教育の充実
- 運動部活動の推進(地域移行も含む)
- 食育の推進
- 主体的・対話的で深い学びの推進
- 基礎的・基本的な知識・技能の習得

施策の基本方針1 幼児教育の充実

施策の体系

1-1-1 就学前教育の充実

1-1-2 こ幼保小連携教育の推進

現況と課題

幼児教育は、基本的な生活習慣や態度の育成、道徳性を培い、好奇心や探求心を養い、創造性を豊かにするなど、小学校以降における生きる力の基礎や生涯にわたる人間形成の基礎を培ううえで重要な役割を担っています。

これまで本市では、市内にある公立幼稚園(3か所)、公立認定こども園(2か所)においては、豊かな自然環境を生かして、幼児への環境構成の工夫と教職員との関わりの中で、「環境をとおして行う教育」の充実を図ってきました。

また、私立を含めた幼稚園等は、教育委員会による訪問指導の実施、各園が課題をもって取り組む園内研修や県教育委員会主催の幼児教育に関する研修会への参加など、公私連携協定に基づく交流、研修により相互理解を深めてより質の高い幼児教育の提供に努めています。

近年増加している特別な配慮を要する子供の早期発見・早期対応を図るため、特別支援教育充実事業も推進しています。

本市の幼児教育の改善・充実を図る中で、幼児期の教育については、公立のみならず私立を含めた市内全ての幼児教育施設において、教育の質を確保することが必要です。また、それぞれの幼児教育施設がもつ特色と良さを生かしながら、「幼稚園教育要領」等に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共通理解とそれを意識した教育・保育の実践や、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の第2章第3「満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容」の実践が重要です。

また、保護者の多様なニーズに応え、幼児教育の充実を図るために、必要な専門的知識・技術についての研修会を実施し、指導力向上を図る必要があります。

さらに、特別な配慮を要する子供への早期対応についても積極的な取り組みが重要です。

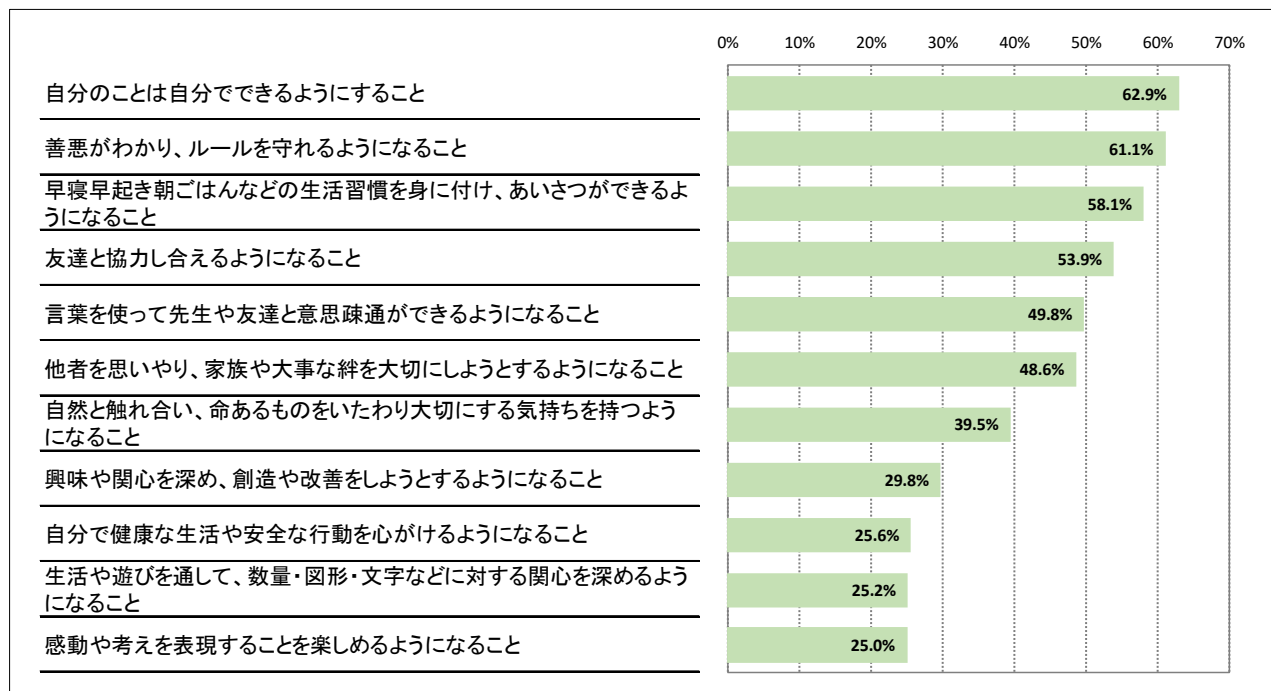
小学校入学は子供たちの人間関係や周囲の環境が大きく変化するため、子供たちが戸惑い・不安・期待・緊張などで小学校での生活になかなかなじめず、落ち着かない状態になってしまうことがあります。

義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期(架け橋期)であることから、本市では幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指して、幼児と児童の交流や教職員同士のそれぞれの施設の相互参観及び研修を進めてきました。また、中学校区におけるこ幼保小中連携会議とともに、市の連絡協議会を開催しています。

予測困難な時代を生き抜くための幼児期の教育と小学校教育の連続性を視野に入れたさらなる接続推進のため、アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムの見直しや合同研修内容の見直し、改善を図る必要があります。

●稲敷市教育振興基本計画アンケート調査結果(保護者) 令和5年

問 小学校入学前にお子さまが身に付けていてよかったと思ったことは何ですか。(複数回答)



●幼児期に育ってほしい子どもの姿(茨城県)

文部科学省中央教育審議会教育課程特別部会において整理された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ、茨城県の子供たちが幼児期に育ってほしい姿を7つの項目に整理したもの。

健康な心と体で豊かに遊ぶ子ども
 自分のことを自分で行おうとする子ども
 早寝・早起き・朝ごはんなどの生活習慣を身に付け、あいさつのできる子ども
 自然とふれあい、命を大切にすること
 自分や家族を大切にしながら他者を思いやるとともに、約束やルールを守ろうとする子ども
 生活や遊びを通じた物事(物の性質や数量、図形、文字、標識等)への関心・感覚を持つ子ども
 豊かな感性とそれを表現できる言葉などをもち、自分の考えや思いを様々な方法で伝えようとする子ども

数値目標

指標名	現況値 2023年度 (令和5年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
こども園・幼稚園・保育所と小学校の接続の状況	ステップ3	ステップ4
こども園・幼稚園・保育所・小学校が連携した合同研修の実施回数(中学校区ごとの研修会も含む)	3回/年	4回/年

施 策

1-1-1 就学前教育の充実

■今後の方向性

教育の振興に関する施策の基本的な方針である「稲敷市教育振興基本計画」に、本市における幼児教育の施策全般を位置づけ、幼児教育全体の枠組みについて具体的な方針などを定め、総合的な視点からの幼児教育を推進します。

1 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識した保育

幼児一人一人の発達特性に応じて各種体験活動を充実させ、集団の中での主体的な遊びをとおして生きる力の基礎を培います。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識した教育・保育の充実を目指します。

2 幼児教育施設間における連携・協力の強化

幼児教育の充実を図るため、保育参観や協議等をとおして私立の認定こども園、保育園との連携・協力を推進し、本市としての幼児教育の体制づくりに努めていきます。

3 「個別の教育支援計画」の作成と活用及び関係機関との連携

特別な支援を必要とする子供一人一人の自立や、社会参加に向けた主体的な取り組みが重要であることから、教育・保育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高めていくことを視点に、適切な指導・支援に努めます。

子供一人一人における「個別の教育支援計画」の意義について理解啓発を図り、幼児教育施設における「個別の教育支援計画」の作成と効果的な活用を促進します。また関係機関との連携や小学校への確実な引継ぎを行います。

4 特別支援教育充実事業の効果的な活用

県の特別支援教育充実事業を活用し、巡回相談や専門家派遣をとおして教職員の特別支援教育への理解を深め、支援を必要とする子供に対する支援の取組を図ります。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識した保育の充実を目指します。

施 策

1-1-2 こ幼保小連携教育の推進

■今後の方向性

中学校区におけるこ幼保小が連携した教育を推進し、市幼保小接続カリキュラムと幼児教育施設のアプローチカリキュラム、小学校のスタートカリキュラムの改善・充実を図り、幼児教育と学校教育の円滑な接続を目指します。

こ幼保小が連携した合同研修の場をととして、教職員・保育士等の資質及び専門性を高めることにより、質の高い幼児教育・保育を目指します。

1 幼児期教育と学校教育の接続推進

幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指して、中学校区における縦の連携を密にするため、こ幼保小中連携会議を実施するとともに、市全体の幼児教育と学校教育の連携及び、双方の教育についての理解を深めるなど、定期的に市主催の連絡協議会を実施します。

2 幼児教育に携わる人材の資質と能力向上

幼児教育施設と小学校の教職員の間で5歳児修了時の姿を共有し、幼児教育と小学校教育との接続を一層強化していくため、幼児期の教育と小学校教育の接続に関する研修内容を適宜見直すとともに、継続して実施します。

教職員のキャリアステージごとに求められる力を踏まえ、「職場内研修(OJT)」等を積極的に導入し、求められる専門性や人間性を身に付け、高められるよう、そのあり方を改善しつつ、指導体制の確立につながる人材育成を目指します。

● 幼児の保育(外遊び)



● 幼児の保育(工作)



施策の基本方針2 確かな学力を育む教育の推進

施策の体系

- 1-2-1 主体的・対話的で深い学びの推進
- 1-2-2 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- 1-2-3 学習習慣の育成

現況と課題

子供たちが社会に出てからも学校で学んだことを生かせるように、同じ物事でも多様な捉え方をすることで、これまで気付かなかったことに気付いたり、考えもしなかったことにまで考えが深まったりする「主体的・対話的で深い学び」の視点で、より良い授業を推進しています。

また、児童生徒の基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現する力を育む指導を展開しています。小・中学校の教職員、児童生徒がともに、「話し合いなどの活動で、自分の考えを相手にしっかりと伝えることができていく」という意識が高まってきています。

さらに、児童生徒に身に付けさせたい力を明らかにし、ICT環境を最大限活用しながら、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが必要です。

本市においては、教育委員会による学校訪問指導をととして、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と活用する力の育成に向けた、教職員の授業力向上に努めてきました。理数教育については、理科支援員配置事業の実施により、児童の観察・実験に関する技能の向上を図っています。

また、全国学力・学習状況調査(小6、中3)や県学力診断のためのテスト(小4～中2)、全国標準テスト(小1～3)等をととして児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、成果と課題を検証し、その改善を図りつつ、学び残しがないように、年度内における授業改善につなげています。

さらに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とそれらを活用して課題解決するために必要な思考力や判断力、表現力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことも大切です。

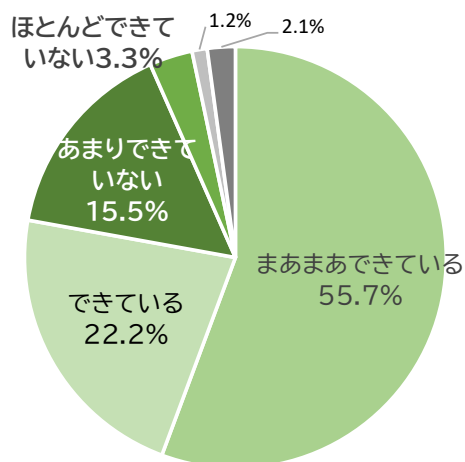
全国学力・学習状況調査の結果から、本市の児童生徒は、全国や県の平均に比べて家庭学習の時間が短く、テレビ・ゲームに費やす時間が長い傾向にあります。市内小・中学校においては家庭学習の手引書作成やノーメディアデーの設定など、家庭と連携した家庭学習の充実を図っています。

家庭学習の手引書については、有効活用が図られるように改善を図っていくとともに、活用状況を十分把握していく必要があります。

また、1人1台端末の効果的な活用策として、端末を自宅へ持ち帰り、家庭でAIドリル等による家庭学習への取組を図っていく必要があります。

●稲敷市教育振興基本計画アンケート調査結果(保護者) 令和5年

問 お子さまは、学校の授業についていくことができますか。



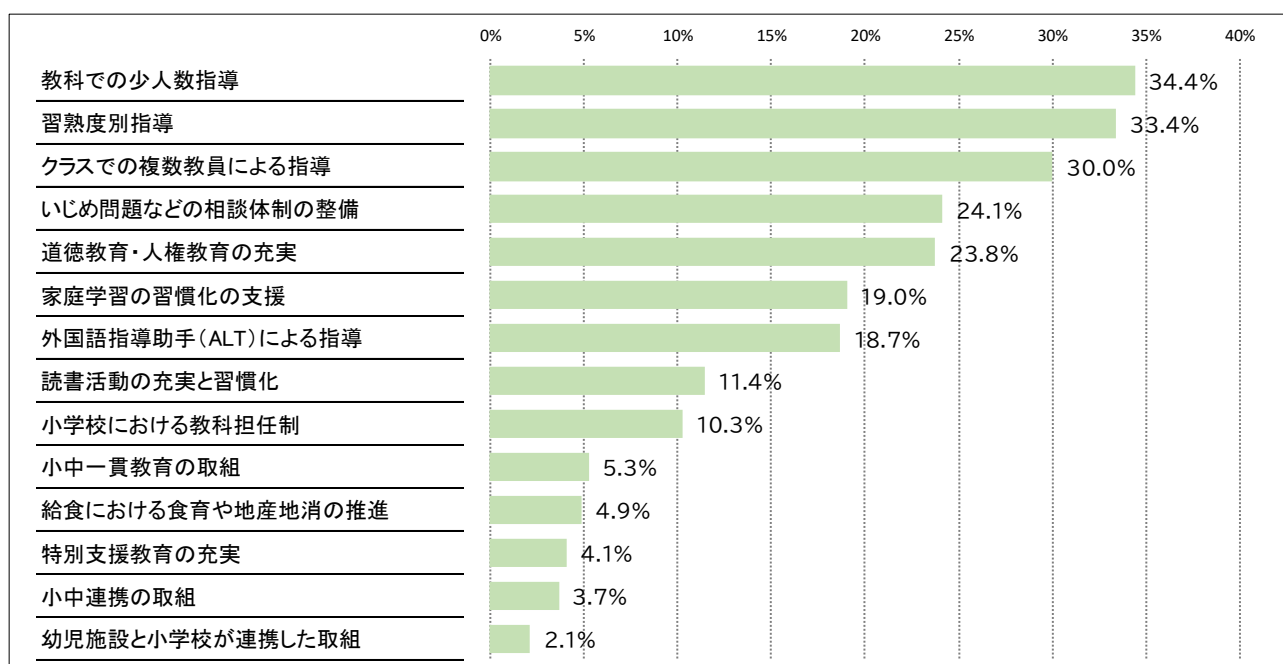
約8割の児童生徒は、授業についていくことができます。

授業についていくことができていない理由(上位3位)

- 1 学習意欲があまりない
- 2 今までの学習が定着していない
- 3 授業がよくわからない

●稲敷市教育振興基本計画アンケート調査結果(保護者) 令和5年

問 学校の教育で力を入れる必要があると思うものはどれですか。



数値目標

指標名	現況値 2023年度 (令和5年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 80.1% 中学生 79.2%	小学生 85% 中学生 85%
学校の授業時間以外に、普段の1日当たり1時間以上勉強をしている児童生徒の割合(学習塾、家庭教師、インターネットを活用して学ぶ時間も含む) (全国学力・学習状況調査質問紙調査)	小学生 56.3% 中学生 64.1%	小学生 65% 中学生 75%

施 策

1-2-1 主体的・対話的で深い学びの推進

■今後の方向性

予測困難な時代の中、自ら考え、行動し、よりよい社会の創造に貢献できる人材育成のため、見通しをもって、粘り強く取り組む力や自分の学びを振り返り、次の学びや生活に生かす力を育む授業、周りの人々と共に考え、学び、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業、一つ一つの知識がつながり、深く理解したり、考えを形成したりできる授業といった、主体的、対話的で深い学びの実現を目指した授業改善を推進します。

1 教職員の指導力向上と育成

子供たちの学びを一つ一つ大切に、という視点で「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図っていくため、教育委員会による小・中学校への学校訪問指導等を実施し、教職員の指導力向上と育成に努めます。

さらに、「アクティブ・ラーニング」の視点を踏まえた、授業方法の見直しによる授業改善等に取り組むためには、教員一人一人による質量ともに充実した授業準備や評価方法の開発研究等が求められることから、教科の特性も踏まえつつ、特定の教科だけではなく、教科横断的な研修や教育課程全体の研修に学校全体でチームとしての実践体制づくりに努めます。

施 策

1-2-2 基礎的・基本的な知識・技能の習得

■今後の方向性

児童生徒の発達段階等を考慮し、学習内容の理解や習熟の程度に応じて、少人数指導や習熟度別グループ学習、ティーム・ティーチングなどの個に応じた指導を取り入れることで、基礎的・基本的な知識や技能の定着を図ります。

1 個に応じた指導の充実

児童生徒が基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、少人数指導や習熟度別グループ学習、ティーム・ティーチングの指導体制を積極的に導入します。

2 理科教育および学習指導の充実

科学の楽しさを実感する特別授業の実施や、小学校高学年の理科授業の充実のため、理科支援員を配置します。各学校においては、観察・実験器具を繰り返し操作する機会を設けたり、観察・実験を個別に行うような場面を設定したりするなど、指導改善に努めます。

全中学校の「科学の甲子園ジュニア茨城県大会」への参加を目指します。

施策

1-2-3 学習習慣の育成

■今後の方向性

児童生徒一人一人が、学びに対する達成感や変容・成長の自覚、更なる課題意識などを自身で持つことができるよう、その育成に努めます。

また、学習活動においては、「見通し・振り返り」が児童生徒の間で計画的に取り入れられる工夫に努めます。さらに、学習意欲の向上や学習内容の確実な定着、思考力・判断力・表現力が育成されているか等を検証し、常に改善を図っていきます。

これらをとおして、子供たちが家庭・学校・地域において、学習の見通しを立てて「予習」したり、学習した内容を振り返って「復習」したりする習慣が身に付けられるよう、学校全体で取り組んでいきます。

1 中学校区による学習ルールの共通実践

「学習ルール」は、教室を学習する場に、学級を学習する集団にするための土台です。各学校で児童生徒が学習するのにふさわしい状態をつくるために必要なルールやマナーの定着に努めます。

日々の授業において、「学習内容」「学習方法」を一体的に学び、ルールの定着を推進していきます。また、「学習ルール」は、教員が一方的に指導するのではなく、児童生徒とともに作り出すものという視点から取り組んでいきます。

そこで、「時間を守る」児童生徒を育てるための指導、「私語のない」授業をつくるための指導、「人の話を聞く」児童生徒を育てるための指導、「聞き手を意識して話す」児童生徒を育てるための指導などに努めます。

また、1人1台端末を含むICTの環境整備が進んでいることに伴い、有効活用はもとより、1人1台端末を活用した授業において必要となる「学習ルール」についても、端末を用いない授業における「学習ルール」とは異なった指導が求められることから、市小中連携会議等を活用しその調査研究に努め、各学校間の共通理解を図りつつ定着に向けた指導を推進していきます。

2 家庭における望ましい学習習慣の育成

学習習慣の確実な定着を目指し、授業と家庭学習とを緊密に連携・統一させ、家庭学習の充実と教員の授業改善を組み合わせながら、両者の活性化を目指します。

また、1人1台端末の効果的な活用策として、各自の端末を自宅へ持ち帰り、家庭でAIドリル等を活用した学習の促進に努め、学習の定着化と習慣化を目指します。

さらに、中学校における家庭学習手引書については、有効活用に向けた改善を図っていくとともに、活用状況の十分な把握に努めていきます。

●理科授業(実験)風景



●社会科授業風景



施策の基本方針3 豊かな心を育む教育の向上

施策の体系

- 1-3-1 すべての教育活動をととした道徳教育の推進
- 1-3-2 効果的な人権教育の取組
- 1-3-3 生徒指導の充実
- 1-3-4 郷土教育の促進
- 1-3-5 学校図書館の充実・活用

現況と課題

子供たちの豊かな情操や道徳心を培うため、学校教育活動全体を通じて、正義感や責任感、命の大切さ、他者への思いやり、自己肯定感、社会性などを育むことに取り組んでいます。

本市では、「特別の教科 道徳」を教科として取り組むとともに、問題解決型の学習や体験的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫をととして、児童生徒の道徳性を育んでいます。

その一方で、いじめの認知数は増加傾向にある中、子供たちに命を尊ぶ心や他者への思いやり、規範意識や自主性など、豊かな人間性を育み、一人一人がその個性を生かしつつ、互いを認め合い、人生をよりよく生きていくための基盤をつくるうえで、道徳教育の充実がより一層求められています。

学校教育における人権尊重の理念は、「自分の大切さとともに他の大切さを認めること」です。本市では、人権尊重の精神に立った学校づくりのために、学校教育全体で、児童生徒の人権感覚を育成するうえで、教職員自身が研修をととして人権感覚を高め、指導にあたるうえでの指導力向上を図っています。

児童生徒に豊かな人権感覚、人権意識の醸成、教職員自身の人権尊重の理念の理解、さらには、保護者に対しても人権教育の取組を積極的に紹介する啓発活動の推進が必要です。

本市のみならず全国的な傾向として、規範意識の低下や思いやる心の欠如が指摘されています。SNS等の発達により、児童生徒が被害者になるいじめや学校生活や社会生活への不適応を起こす児童生徒も増えています。本市では、生徒指導訪問の実施やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校生活支援員の配置などにより、これらの問題の未然防止に努めています。

小・中学校においては、稲敷市いじめ防止基本方針に則ったいじめや暴力行為等の未然防止、早期対応、早期発見に努める必要があります。また、学校・家庭・地域が連携を深め、幼少期からきまりやマナーを守り、思いやりの心を育む取組を進めていく必要があります。

また、本市においては、社会科における副読本「わたしたちの稲敷」を作成し、身近な地域の学習をはじめ、生活科や総合的な学習の時間などで、「本市に生まれてきてよかった」「住んでよかった」と実感できるような指導に努めてきました。

今後、児童生徒が、「稲敷市に生まれてきてよかった」「ずっと住んでいたい」という実感をもち、郷土の歴史と文化の継承者として、本市の発展に貢献できるよう取り組んでいく必要があります。

さらに、各小・中学校へ学校図書館司書を配置し、学校図書館を児童生徒が親しみやすく利用しやすい環境に整えるとともに、読書に関する指導助言を行うことで、児童生徒の読書活動を推進しています。

県の「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」に積極的に取り組むことで、児童生徒の読書意欲を喚起し、読書活動の活性化を図っています。

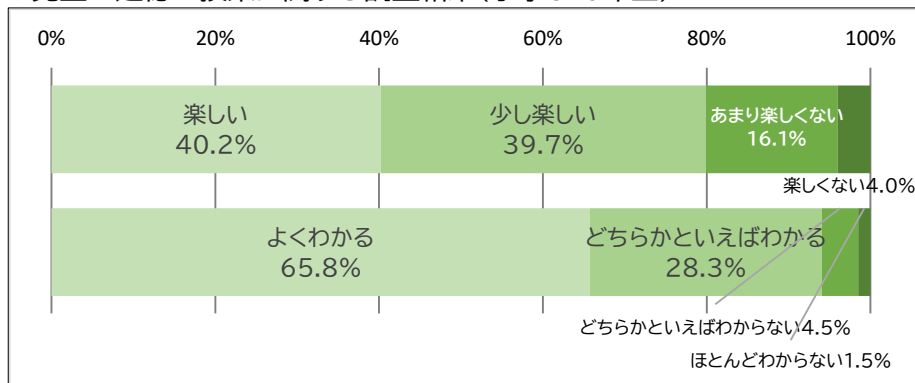
学校図書館の充実により児童生徒の読書意欲が高まっており、読書活動の習慣化と読書内容の充実に向けて取組を継続する必要があります。

●稲敷市教育振興基本計画アンケート調査結果(児童生徒) 令和5年

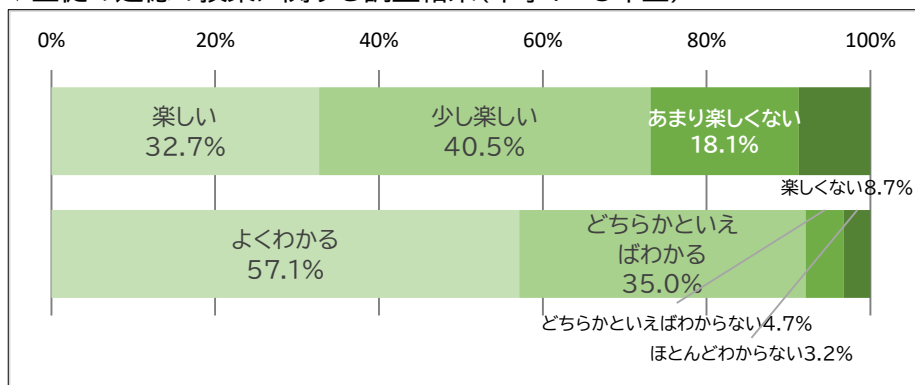
問 道徳の授業は楽しいですか。授業内容はよくわかりますか。

道徳の授業については、
楽しくないと感じている
児童生徒が約2割となっ
ていますが、授業内容の
理解度は9割を超えてお
り、道徳性が身に付いて
いることがうかがえます。

▼児童の道徳の授業に関する調査結果(小学5・6年生)



▼生徒の道徳の授業に関する調査結果(中学1～3年生)



数値目標

指標名	現況値 2023年度 (令和5年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 75.4% 中学生 78.8%	小学生 80% 中学生 83%
学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 88.8% 中学生 81.5%	小学生 90% 中学生 85%
人が困っているときは、進んで助けている児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 93.1% 中学生 88.0%	小学生 95% 中学生 90%
今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 59.3% 中学生 48.6%	小学生 65% 中学生 55%
学校の授業時間以外に、普段全く読書をしない児童生徒の割合(減少)(全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 28.6% 中学生 30.5%	小学生 20% 中学生 25%

施 策

1-3-1 すべての教育活動をととした道徳教育の推進

■今後の方向性

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図るとともに、道徳科における「考え、議論する道徳」への授業改善をととした道徳性を育む道徳教育の充実に努めます。

1 道徳教育の充実

教育委員会の学校訪問時における道徳科の授業を公開し、教職員の指導力向上を図るとともに、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図ります。

また、児童生徒がインターネットなどに触れる機会が日常となっている現状において、情報社会の倫理や法の遵守といった情報モラル教育を、発達段階に応じて実施します。

2 家庭・地域社会との連携・協力による心の教育の推進

「特別の教科 道徳」の授業公開や、地域の人材を活用したゲストティーチャーによる授業を推進するなど、家庭や地域社会との連携について考え、その具体化に努めます。

また、児童生徒の発達段階に応じた規範意識の高揚や公共マナーの向上を目指し、マナーアップ運動等の活動を充実していきます。

さらに、思いやりや助け合いの心を育成し、児童生徒が地域社会の一員として自覚を高めていくため、ボランティア等の体験活動に取り組みます。

●道徳科授業風景



施 策

1-3-2 効果的な人権教育の取組

■今後の方向性

人権が尊重される社会づくりに向け、児童生徒の人権感覚や人権意識を育成するとともに、管理職に対しては、課題意識をもって教職員の指導にあたる研修を推進し、学校教育全体で人権教育の推進体制の整備に努めます。

1 人権教育の推進体制の整備・充実

「稲敷市人権教育全体計画」(教育委員会)に則り、各校の実態に応じた人権教育の全体計画、指導計画の工夫・改善に取り組みます。人権の意義・内容や重要性について理解し、様々な場面や状況下での具体的な態度や行動として現れ、人権が尊重される社会づくりに向けた行動へとつながる教育の推進に努めます。

また、いじめ問題については、「いじめ問題対策連絡協議会」の充実強化に取り組むとともに、関係機関との連携を緊密に図り、市全体の体制を構築し早期発見、早期対応に努めます。

2 教職員の指導力向上

市主催の人権に関する研修会や講演会等へ、教職員の参加を促進するとともに、人権教育に関する校内研修の充実を図り、人権尊重の理念について、教職員一人一人の理解・体得に努めます。

施 策

1-3-3 生徒指導の充実

■今後の方向性

生徒指導の取組としては、児童生徒一人一人の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力の高まりを促していくとともに、児童生徒自らが現在・将来における自己実現が図っていけるよう、組織的・計画的・協働的な実践指導体制の充実に努めます。

また、社会に開かれた生徒指導として、家庭・地域社会・関係機関等とビジョンの共有や共通理解を図り、連携・協働のもと児童生徒の健全育成を広い視野から捉えながら取り組んでいきます。

1 教職員の指導力の向上と生徒指導体制の確立

生徒指導は、「児童生徒の人格形成を目指すもの」であり、学校教育活動すべての領域で、すべての児童生徒を対象に行うものです。児童生徒同士、児童生徒と教職員相互の温かい人間関係を醸成したり、魅力ある授業づくりや学級経営等により、児童生徒一人一人に自己有用感や自己存在感を体得させるなど、積極的な生徒指導に努めます。

また、常に教職員は児童生徒の心に寄り添い、今後の生き方などを共に考え、共に困難を乗り越えようとする姿勢が大切であることから、教職員のキャリアステージごとに求められる力を踏まえ、「職場内研修(OJT)」等を積極的に導入し、求められる専門性や人間性を身に付け、高められるよう、そのあり方を改善しつつ、生徒指導体制の確立につながる人材育成を目指します。

2 いじめを含む問題行動等の未然防止

いじめは、どこの学校・どの児童生徒にも起こり得ることや、学校が認知できていないものもあり得ることを十分に認識し、「市いじめ問題対策連絡協議会」を通じた情報交換や「いじめチェックリスト」を活用した実態把握に努め、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等、学校組織全体での取り組みを展開していきます。

また、問題行動における指導のあり方・進め方については、児童生徒一人一人の特性を共感的に理解しつつ、組織的対応等について共通理解を図り、児童生徒の規範意識や道徳性・社会性を高める教育活動の充実に努めていきます。

各学校においては、学校固有の生徒指導に関する課題等について、全教職員の共通認識を図るとともに、課題に対して組織的、機能的に対応できる指導体制の構築を目指します。教育委員会では、いじめ問題対策連絡協議会や不登校対策研修会を開催します。

3 児童生徒の社会的自立に向けた取組及び家庭との連携

児童生徒の様々な悩みや問題行動等に的確な対応をしていくため、心理の専門家である「スクールカウンセラー」や福祉の専門家である「スクールソーシャルワーカー」、「学校生活支援員(警察官OBなど)」を有効活用していくとともに、家庭との連携を緊密に図りつつ、地域社会・関係機関等とも協働した取組を展開し、児童生徒のメンタルケアや問題行動等の未然防止、早期発見、早期解決に努めます。

また、不登校児童生徒に対しては、稲敷市教育センター内の適応指導教室に教育相談員等を配置し、相談事業及び適応指導をとおして、児童生徒の心に寄り添いながら、自立を支援していく環境の整備を推進していきます。

学校、家庭、地域が連携した「あいさつ運動」や「マナーアップ運動」などを積極的に取り入れたり、中学校地区による小・中合同のいじめ防止フォーラムを開催したりするなど、実践活動をとおして、学校、家庭、地域社会、関係機関がそれぞれの果たすべき役割や教育力を生かした連携のあり方について見直し、学校を中心とした連携体制を確立していきます。

4 関係機関とのネットワーク強化

児童生徒の諸問題や、問題行動を繰り返す児童生徒の背景は、複雑かつ多様なものとなっていることから、学校のみで解決したり、適切な対応を行ったりしていくことが困難なケースも多くなってきています。

そのため、必要に応じて、学校が適切な関係機関と的確に連携するネットワークを構築することが大切であることから、個々の事例ごとに、ネットワークを構成する関係機関の中から、最もふさわしい機関と連携サポートしていくシステムづくりに努めていきます。

また、学校と関係機関等との連携は、問題行動等への対応だけではなく、児童虐待の防止や学校安全の充実、児童生徒の健全育成、安全で安心な生活の確保など、目的が多様化していることから、各学校が行っている「日々の連携」と「緊急時の連携」について、連携の目的を再検証し円滑かつ迅速にサポートができるようなネットワークシステムの形成を図っていきます。

施策

1-3-4 郷土教育の促進

■今後の方向性

本市の魅力ある伝統や文化、特色ある産業のよさなどを、児童生徒の発達段階に応じて取り上げ、郷土の良さを人に語れる人材の育成に努めつつ、郷土に対する関心を高めます。また、地域の伝統や文化、産業についての調べ学習、体験学習をもとに学ぶ郷土教育の充実を図ります。

1 郷土への関心を高める取組の充実、推進

各小・中学校における総合的な学習の時間等を活用した、ふるさと学習推進事業を実施し、郷土を正しく理解することで稲敷市への誇りや愛着を育てます。

また、地域の様々な場面で活躍する人材活用や、歴史民俗資料館等の社会教育施設と連携した取組に努めます。

2 地域の伝統的、文化的行事への積極的な参加促進

児童生徒の地域社会の一員としての自覚を促していくため、地域の様々な場面で活躍している人々や団体等の協力・支援を得つつ、緩やかにつながり、協力し合って活動しながら、地域との関わりを深めていきます。

そのためにも、地域の恒例行事や季節の祭り等へ積極的に参加したり、伝統文化の継承活動に取り組んだりするなど、様々な実体験を通じて、自分が育った地域への愛着や誇りを醸成し、地域のために力を尽くすことができる人材への育ちを支援していきます。

●「総合的な学習の時間」での発表風景



●歴史民俗資料館での郷土教育



■今後の方向性

各小・中学校に学校図書館司書を継続して配置し、読書環境の整備と、読書意欲を高める読書指導をすることで、児童生徒の読書活動を推進します。

学校図書館図書標準の達成に向け、各学校図書館における蔵書整備を進めるとともに、市立図書館や各学校図書館との連携、情報共有システムを検討していきます。

1 学校図書館司書配置事業

学校図書館司書が配置されている学校は、「人のいる図書館」として、配架や展示に工夫が凝らされ、児童生徒への図書貸し出し冊数が増加するなど、児童生徒の興味をそそる学校図書館運営がされていることから、市内全小中学校へ学校図書館司書の配置を目指し、読書活動の推進に努めます。

2 学校図書館への新聞配置

児童生徒一人一人の発達段階に応じ、興味や知的好奇心に寄り添った課題や学習過程を設定していく中で、新聞を活用した、学習指導要領の柱となっている「言語活動の充実」を図りながら、「考える力」を伸ばしていくとともに、仲間と新聞を囲んで作るという共有体験をととして、自尊感情の育成に努めます。

3 蔵書冊数の増加及び更新

児童生徒の読書経験機会を充実していくために、知的活動を増進し様々な興味・関心に応える、魅力的な学校図書資料の整備・充実に努めて行きます。

そこで、国が定めている「学校図書館図書標準」の達成を目指し、各学校図書館における蔵書整備を推進します。

また、学校図書館には、情報が古くなった図書や損傷・破損等により修理不可能となり、利用できない図書等もあることから、適切な廃棄・更新を図ります。

4 「みんなにすすめたい一冊の本推進事業」に係る読書の奨励

児童生徒が自己を見つめ、自らの生き方を考える機会をつくっていくため、県が推進する「みんなにすすめたい一冊の本」を積極的に活用して児童生徒の読書意欲を喚起し、読書活動の推進を図るとともに、児童生徒の国語力を育成し、心の教育を充実させていきます。

施策の基本方針 4 健やかな体を育む教育の活性化

施策の体系

1-4-1 学校体育の充実

1-4-2 学校健康教育の充実

現況と課題

本市では、児童生徒が生涯にわたる健康の保持増進、安全な生活、体力の向上、豊かなスポーツライフの基礎を培うため、学校体育や健康教育に努めています。

中でも、児童生徒の体力向上に向けて、小・中学校とも体力アップ推進プランを作成して取り組んでいます。小学校では、体育の授業ばかりでなく、業間運動や異学年での交流活動を工夫しており、中学校では、運動会などの体育的行事の内容を工夫したり、運動部活動では、部活動指導員等の協力を得ながら、生徒の指導・支援の充実を図ることに努めています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響による活動不足と、スクールバス等を利用して通学する児童の割合が増加しており、全体的な体力低下が懸念されます。学校生活の中で運動する機会の充実を図るとともに、家庭と連携した運動の日常化・習慣化を図っていく必要があります。

近年、薬物乱用や性に関する問題が低年齢化しています。本市では、保健学習や保健指導において、担任と養護教諭のチーム・ティーチング、外部講師を招いての講演会などを実施し、子供たちの健康上の課題について、家庭・地域と連携して解決に取り組んでいます。

また、児童生徒の健康課題は、感染症をはじめ、う歯、視力低下、肥満など多岐にわたり、アレルギー疾患などを有する児童生徒も増えていることから、自他の生命尊重を基盤とした安全能力を育成する学校保健・安全教育を充実させていく必要があります。

さらに、本市では防災教育にも力を入れており、公立幼稚園・こども園及び、小・中学校において、安全な登降園、登下校のために、非常事態に備えた避難訓練や保護者への引き渡し訓練等の取組を行っています。平成28年度からは市内全ての小学校5年生を対象として、小学生の防災力の育成を目指し、ジュニア防災検定の受検を推進しています。これらの取組をとおして、幼児児童生徒が自他の命について、その大切さを実感できるように努めています。

防災教育の推進にあたっては、「自分の命は自分で守る」ことができる児童生徒の育成も不可欠です。市内の各地域の災害リスクに応じて、普段からどのような備えや行動がよいか、自分自身のこととして考え、具体的に取り組んでいくことができるような実践的な防災教育が必要です。

●稲敷市教育振興基本計画アンケート調査結果(児童生徒) 令和5年

問 各教科の授業は楽しいですか。

▼児童の調査結果(小学5・6年生)

順位	教 科	楽しい	楽しくない
1	図工	95.0%	5.0%
2	体育	94.3%	5.7%
3	家庭	93.3%	6.7%
4	総合的な学習の時間	89.1%	10.9%
5	理科	88.8%	11.2%
6	音楽	87.6%	12.4%
7	英語	82.9%	17.1%
8	国語	81.9%	18.1%
9	社会	80.4%	19.6%
10	道徳	79.9%	20.1%
11	算数	69.0%	31.0%

▼生徒の調査結果(中学1～3年生)

順位	教 科	楽しい	楽しくない
1	総合的な学習の時間	89.3%	10.7%
2	国語	88.2%	11.8%
3	美術	87.7%	12.3%
4	社会	86.9%	11.8%
5	技術・家庭	83.8%	16.2%
6	保健体育	83.5%	16.5%
7	音楽	83.2%	16.8%
8	理科	82.4%	17.6%
9	英語	75.9%	24.1%
10	数学	73.5%	26.5%
11	道徳	73.1%	26.9%

小学生では、体育の授業は9割を超える児童が楽しいと感じており、「楽しい」との回答が全教科の中で2番目に多くなっています。

中学生では、保健体育の授業は8割を超える生徒が楽しいと感じていますが、小学生と比較するとやや減少しており、「楽しい」との回答は全教科の中では6番目となっています。

数値目標

指標名	現況値 2023年度 (令和5年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
体力テストにおける総合評価A及びBの割合 (児童生徒の体力・運動能力調査)	小学生 46.8% 中学生 43.5%	小学生 65% 中学生 65%
ジュニア防災検定合格者の割合(維持)	100%	100%
朝食を欠食する児童生徒の割合(減少) (全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 4.8% 中学生 12.7%	小学生 3.0% 中学生 10.0%
学校給食に稲敷産の食材を利用する割合	40.9%	50%

施策

1-4-1 学校体育の充実

■今後の方向性

児童生徒自らが体力を高めようとする体育授業をととして、体力づくりの実践を図ります。また、スポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活を豊かにする運動部活動については、国や県の運営方針に則った市の運営方針に基づき、適切な運営体制、指導、休養日の設定などに取り組みます。

1 体育授業の充実

体育学習においては、児童生徒の心と体を一体として捉え、適切な運動の経験と健康・安全の理解をととして、生涯にわたってスポーツを楽しみ、健康の保持増進と体力の向上を目指します。また、楽しく明るい生活を営む態度を育てていくことを目標とし、これを達成していくため、指導内容をより明確にし、確実な習得と習得した力を活用・探求していく体育学習を展開していく中で、「できること、わかること、かかわること」をバランスよく組み込んだ授業づくりを進めていきます。

2 体力・運動能力調査の実施

各学校において、体力・運動能力調査の結果に基づき、児童生徒が自己の体力や運動能力について理解できるよう努めるとともに、各学校の現状を的確に把握・分析し、学校教育活動における様々な機会をととして、体力・運動能力の向上を目指していきます。

3 運動部活動の推進(地域移行も含む)

学校の運動部活動については、生徒が生涯にわたって、豊かなスポーツライフを実現していくための資質・能力を育む基盤を有しています。

今後、生徒各自のニーズに応じた活動として、持続可能なものとなっていくよう、市の部活動運営方針に則った取組を展開していきます。また、子供の数が減少していることから、学校単位での部活動が困難な状況が考えられ、部活動の地域移行を推進しながら、部活動指導員や部活動外部指導者を活用していくとともに、指導体制の充実を図るため部活動指導者研修会を実施します。

●体育授業風景



■今後の方向性

児童生徒が健康的なライフスタイルを身に付けるため、健康教育の充実強化を一層図るとともに、心身の健康づくりに配慮した支援体制や環境整備に、家庭・学校・地域が一体となって取り組んでいきます。

また、本市の各種防災計画や地域の実態に合わせた危機管理マニュアルの見直しやジュニア防災検定推進事業などをおして、公助の心の育成とともに、より実効性のある防災教育を推進します。

さらに、学校給食の充実により食育を推進するとともに、児童生徒の望ましい食習慣の形成と自己管理能力を育成します。

1 学校保健の機能強化

児童生徒の発達段階等に応じて、心の健康、生命(性)に関する教育、薬物乱用防止、生活習慣病、生活安全などについて、知識と実践力を身に付けるために学校健康教育の充実に努めます。

また、学校における様々な健康の問題に適切に対処していくため、学校保健委員会を計画的に実施していくとともに、児童生徒の生命尊重を基盤とした安全能力の育成を目指し、養護教諭と連携した保健指導に関する学習を実施します。

2 生命(いのち)を守る教育の充実

「生命の尊さや大切さ」「自分や相手を尊重し、大事にすること」「自分や友達が性暴力等の被害にあった時の適切な対応の仕方」など、児童生徒の発達段階に応じた教材を活用し、生命(いのち)の安全に関する教育に努めます。

また、登下校時の安全に関しては、交通安全教室の実施や不審者から身を守る知識の習得など、児童生徒の危険予測・回避能力を身に付ける教育を実施します。

3 「生きる力」を育む防災教育の展開

学校現場における防災教育については、様々な教科の中で、災害発生の理屈を知ること、社会と地域の実態を知ること、備え方を学ぶこと、災害発生時に対処すべきことについて学び、その実践に努めます。

そこで、子供の防災意識を高め、自分で考え行動できる防災力を身に付けることを目指して、市内全ての小学校5年生を対象にジュニア防災検定の受検を実施していきます。

また、市の「地域防災計画」や「国土強靱化地域計画」などにに基づき、各幼稚園・こども園、小・中学校における危機管理マニュアルの見直しを行います。

4 食育の推進

児童生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健やかな心身と、豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などについて、家庭と緊密に連携した食育の推進に取り組みます。

また、自然の恩恵・勤労への感謝や食文化について、学校教育全体として効果的に取り組んでいくとともに、学校給食の充実を図っていくため、市内関係機関と連携し、地場産物等の積極的な活用に努めます。

さらに、栄養指導教諭を中心に、教職員の食物アレルギーに対する知識を深めるとともに、食に関する健康課題等を有する児童生徒への相談体制を強化します。

基本目標2 いなしきっ子が学ぶ質の高い教育環境の充実

■ 施策の基本方針 ■

- 1 時代に対応した教育の充実
- 2 多様なニーズへの支援の充実
- 3 安全・安心な学校環境の整備と充実
- 4 指導体制・教育基盤の強化

将来の予測が困難な時代に、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展を実現するために「持続可能な社会の創り手」を育成していくことが教育に求められています。

グローバル化に対応するための外国語教育や、加速するデジタル化の時代に求められるICTを活用する能力の育成、児童生徒自身が自己の良さや可能性に気づき、夢や希望をもち、その実現に向けて努力していくキャリア教育の充実など、積極的に推進する必要があります。

また、すべての児童生徒が誰一人取り残されず、可能性を引き出す学びを学校教育に取り入れていくために、特別支援教育における効果的な支援に力を入れていきます。

さらに、児童生徒が安全・安心に学校生活を送るための学校環境整備や、教育を支える教職員の指導体制強化、働き方改革にも積極的に取り組みます。

■ 重点的取組 ■

①グローバル人材を育成する教育の充実

将来、様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材を稲敷市から送り出すために、幼児、児童生徒が日常の様々な場面で、国際共通語である英語力の向上を目指しつつ、異なる文化・価値を乗り越えて関係を構築するコミュニケーション能力の育成に努めます。

②各教科の特質を踏まえた1人1台端末の活用の推進

教育においてICT活用が日常となるよう、各教科の授業において1人1台端末を積極活用し、児童生徒の情報活用能力の向上を図ります。また、授業での活用とともに、情報モラルや情報セキュリティについての指導も強化していきます。

③一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

障がいのある児童生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じ、多様な学びの場において適切な指導を行うとともに、必要な支援に努めます。

-
- 英語教育の充実
 - 情報活用能力を育てる教育の充実（ICT）
 - 特別支援教育の充実

施策の基本方針1 時代に対応した教育の充実

施策の体系

- 2-1-1 系統的なキャリア教育の推進
- 2-1-2 英語教育の充実
- 2-1-3 情報活用能力の育成
- 2-1-4 環境教育の促進

現況と課題

キャリア教育については、体験活動の充実を図り、児童生徒の社会的・職業的自立に向けた基礎となる能力や態度の育成に努めています。各学校においては、キャリア教育の推進に向けた校内体制の充実が図られ、小学校では社会科見学を含めた職場見学などが、中学校では職場体験学習と一人一人の発達段階に応じた指導が、それぞれ定着してきています。

児童生徒自身が自己の良さや可能性に気付き、将来の夢や希望をもち、その実現を目指すためには、望ましい勤労観、職業観の育成がますます必要となってきます。そのために、工夫を凝らした教育課程の編成とその運用、指導力の向上と発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育の実践が必要です。

本市では市内全ての公立幼稚園、こども園、小・中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、幼児期から英語に親しめる環境を整えています。中学校では、稲敷市教育研究会が中心となって行っている英語プレゼンテーションフォーラムにより、コミュニケーション能力の基礎を養っています。また、実用英語技能検定の検定料を補助し、検定機会の拡大を図りつつ、課題となっている英語力の向上を目指します。

また、小学校3・4年生の外国語活動と、小学校5・6年生における英語の授業をとおして、小学生から英語に慣れ親しむ教育を推進しています。さらに、中学校では、外国語の授業をすべて英語で行うことを基本とすることで、即応的に英語で考え、英語で発話する機会が増え、日本語を介さずに英語で考える、ネイティブスピーカーのような思考回路を鍛えることに努めています。引き続き、生徒の着実な英語力の向上と教職員の指導力の向上に取り組んでいきます。

GIGAスクール構想により、1人1台端末の環境が整備され、児童生徒の発達段階に応じた体系的な学習活動の展開やICT支援員の配置と活用によって、情報活用能力の育成や情報モラル教育の充実を図っています。小・中学校では、教職員が授業において効果的にICTを活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、指導方法・指導体制の工夫を積極的に行っています。

1人1台端末の整備、全校全教室への電子黒板の配置が完了したため、今後は、学習者用デジタル教科書の配備と活用方法の工夫、さらなる情報リテラシー教育に取り組み、情報モラルへの意識を高めていくことが必要です。

環境教育については、各小・中学校が「総合的な学習の時間」で、目標や内容を教育課程に位置づけて取り組んでいます。

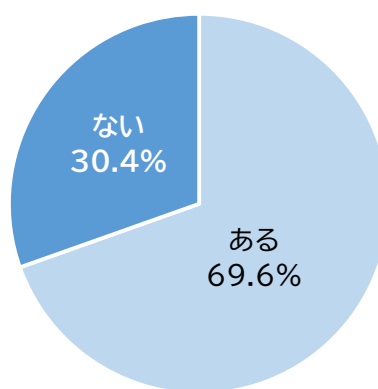
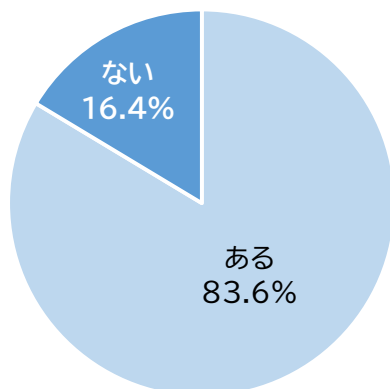
霞ヶ浦をはじめとする河川や水田、山林など、自然に囲まれた本市の豊かな環境を維持しつつ、持続可能な発展ができる社会の構築を目指します。そのためにも、環境教育をはじめ他の教科領域において、思考力や判断力、表現力を育てていくことが重要です。また、学校では学べない地域での体験学習機会の充実と参加者の拡大にも取り組んでいく必要があります。

●稲敷市教育振興基本計画アンケート調査結果(児童生徒) 令和5年

問 将来、なりたい職業はありますか。

▼児童の調査結果(小学5・6年生)

▼生徒の調査結果(中学1～3年生)



小学生と比較すると、
中学生ではなりたい職業
があると回答する生徒
が減少しています。

●稲敷市教育振興基本計画アンケート調査結果(保護者) 令和5年

問 整備した1人1台のタブレット端末の学校の授業での活用についてどう考えますか。(複数回答)

順位	タブレット端末の活用についての希望	%
1	児童生徒の情報活用能力を向上させるために、授業で積極的に活用してほしい	65.1%
2	インターネット環境、ICTなどの使用ルール、情報モラル教育をしっかりとしてほしい	57.5%
3	授業でどのように活用しているのかを保護者にも説明してほしい	30.1%
4	端末を家に持ち帰り、宿題など家庭学習にも活用できるようにしてほしい	26.6%

数値目標

指標名	現況値 2023年度 (令和5年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
将来、積極的に英語を使うような生活をしたり職業に就いたりしたいと思う児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 58.5% 中学生 30.9%	小学生 65% 中学生 35%
学校の授業以外で、英語を使う機会があったと回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査)	小学生 40.7% 中学生 20.8%	小学生 50% 中学生 50%
授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、「ほぼ毎日」使用したと回答する児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 19.0% 中学生 43.2%	小学生 30% 中学生 50%

2-1-1 系統的なキャリア教育の推進

■今後の方向性

一人一人が夢や目標を持ち、社会的・職業的自立に向けて必要な能力、態度を身に付けることができるよう、職業体験学習や進路指導体制の充実、起業家教育など、産学官が連携して小・中学校におけるキャリア教育を推進し、本市を支える人材の育成につながるよう努めます。

育成にあたっては、児童生徒が行う全ての学習活動等が関わってくるため、学校におけるすべての教育活動をととして推進していきます。

そして、各学校においては、地域の現状、児童生徒の実態等を踏まえ、組織的、系統的なキャリア教育の取り組みに向け、教育課程の見直しや改善、充実を図っていきます。

児童生徒の夢や目標、希望を後押しし、主体性を育成していけるよう、校内の推進体制を整え、確に実践していきます。

1 小・中学校におけるキャリア教育を促す体験活動の充実

少子高齢化による生産年齢人口の減少、働く人の意識の変化、ニーズの多様化、国による働き方改革の推進などで、個人の働き方が多様化しています。また、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた取り組みも社会に広がっていることから、キャリア教育を促す手段として、社会に触れる機会の充実に努めます。

各小・中学校においては、児童生徒一人一人の発達段階を踏まえたキャリア教育を推進していくため、「いばらきキャリア・パスポート」などを活用するとともに、地域と連携して小学校での職場見学、中学校での職場体験学習を推進します。

2 学校・家庭・地域の連携の強化

キャリア教育は、個人の生き方につながる教育です。キャリア形成には、一人一人の成長・発達過程における様々な経験や人とのふれあいなどが総合的に関わってきます。

そのため、家庭や地域の人々、地域の事業所・企業、関係機関等と緊密な連携・協力体制を構築し、自然体験、社会体験、就業体験、ものづくり体験などの多様な体験活動機会や地域を支える産業に関心を持つ機会を設けていきます。

そして、こうした活動機会をととし、人や社会と自分との関わりを体系的・系統的に指導していく中で、失敗を恐れず困難や逆境に立ち向かう力、「しなやかな心」をつくるために培うべき能力(レジデンス)の醸成に努めます。

3 地域特性を生かしたキャリア教育の推進

成田国際空港が近い地域特性を生かし、空港の業務や施設を間近に見学する体験学習の機会を設けるなど子供たちの将来のキャリアにつながる取組を、空港会社・航空関連企業等と連携して推進していきます。

2-1-2 英語教育の充実

■今後の方向性

「聞く」「読む」「話す」「書く」の英語4技能をバランス良く、総合的に育成するとともに、複数の領域を統合的に活用し、情報や考えなどを的確に理解したり、目的に応じたコミュニケーションのプロセスを通じて適切に伝えたりする思考力、判断力、表現力等の向上に努め、グローバル化に対応した英語教育の充実に取り組んでいきます。

小・中学校や認定こども園、幼稚園に外国語指導助手(ALT)を配置するとともに、小・中学校では海外とのオンライン交流も推進します。また、英語検定の検定料を補助し、児童生徒の英語教育の強化・充実を図っていきます。

1 国際社会で活躍できる人材育成の推進

英語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、小学校から中学校への接続を意識した義務教育9年間をととしての英語の授業づくりを推進します。

言語活動を中心とした英語授業の充実を図るとともに、1人1台端末を活用した海外との遠隔交流を推進します。

2 外国語指導助手(ALT)配置事業

外国語指導助手(ALT)を認定こども園、幼稚園や小・中学校に派遣し、英語発音や国際教育の向上を図るとともに、幼児期から英語に親しめる環境の整備を推進します。

保育・授業中はもとより、業間休みの時間や学校行事などでも、園児児童生徒たちがALTといつでも気軽に英語で話せる体制を整え、英語力の向上を目指します。

3 英語検定検定料補助事業

グローバル社会に対応できる英語力と学習意欲を高めていくために、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定(英検)を受検する、児童生徒の保護者に対し、検定料を1人につき1年間2回までの(再受験可)補助を行います。また、受験を目指す児童生徒に過去問題の公式サイトや「英検デビューできるかな?チェックシート」などの情報提供を促進します。

4 英語コミュニケーション能力の育成(中学生)

英語アセスメントテスト(中学2年生)の結果等を活用して、「英語を使って何ができるようになるか」という観点から、生徒の自主学習向上につながる授業の改善に努めます。

その際、文法訳読に偏ることなく、互いの考えや気持ちを英語で伝え合う学習を重視し、身近な話題について理解したり表現したりするコミュニケーションを図ることができるよう取り組みます。そして、県が実施する「英語プレゼンテーションフォーラム」の地区大会において上位入賞を目指します。

■今後の方向性

ICTの有効活用を目指した授業改善、ICT支援員の配置による教職員の指導力向上をとおして、児童生徒の情報活用能力を発揮させる教育に努めます。

また、Society5.0時代に向けて、情報活用能力を育てる教育の充実を図るため、ICT機器を効果的に活用した学習、ICT支援員の配置、教職員のスキルアップ研修など、「教育振興基本計画」に基づき、学校のICT環境整備に取り組みます。

1 学習場面に応じた ICT 活用の推進

各教科等の指導でICTを活用することは、児童生徒が学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業や「主体的・対話的で深い学び」の実現へとつながり、個に応じた指導の充実を図ることができます。各教科の特質を踏まえ、授業で1人1台端末を積極的に活用します。

また、不登校の児童生徒がオンラインで授業に参加したり、遠隔地とつないで外部の方から授業を受けたりすることも検討します。

2 ICT環境整備の充実

各教科における指導の学習場面に応じて、ICT機器(1人1台端末、電子黒板)を有効に活用し、児童生徒一人一人に個別最適化された学びを実現していきます。また、発達段階や教科等の特性に応じて、デジタル教科書を活用した効果的な指導法の研究・実践に努めていきます。

さらに、各学校にICT機器が増えることで、操作の習得やICTを活用した授業改善、機器の設置準備等、新たな業務が発生します。これらを円滑に進めるために、ICT支援員を配置し、サポート体制の充実に努めます。

3 学校と家庭が連携した情報モラル教育の充実

情報モラル教育については、地域・学校・家庭における教育が重要であるほか、児童生徒が、インターネットを適切に活用する能力が必要とされていることから、社会教育や家庭教育と併せて、学校教育におけるインターネットの適切な利用に関する教育が求められています。

インターネット犯罪や有害サイトなどに関する知識の習得及び情報モラルの向上を図るとともに、家庭におけるSNSを含んだ情報モラルに関するルールづくりを進めます。

4 プログラミング教育の充実

プログラミング教育の目的は、プログラミングのスキルを身に付けるだけでなく、児童生徒一人一人の発達段階における論理的思考力や創造性、問題解決能力等の育成が目的とされています。

そこで、小学校においては、情報手段の基本的な操作の習得やプログラミングの体験などの学習活動に取り組んでいきます。また、中学校においては、技術・家庭科の授業で、より高度なプログラミングによって課題を解決する学習活動の充実を図っていきます。

■今後の方向性

単に学校教育における取り組みだけで環境教育のねらいを達成できるものでなく、幼少年期から学校、家庭、地域社会の場における様々な体験・経験によって、初めてその効果が期待できるものです。

環境学習の実践にあたっては、体験活動等の学びにSDGsに関連づけることにより、子供たち一人一人の意識や行動変容を促し、持続可能な社会づくりに寄与していく、という視点で取り組みます。

体験活動等は、学んだ知識や理解に実感を持たせることができるほか、これまでに無かった気づきや感動、自尊感情や創造性の向上といった効果を与えてくれます。

子供の体験学習を充実させていくため、社会教育活動との連携を図り、小学生を対象としたキャンプ活動や文化、芸術、科学などの体験的な学習に取り組み、創造力豊かな子供たちの育成に努めます。

1 SDGsを取り入れた環境教育

SDGsを身近な課題として捉え、自分の生活を振り返ってエコチェックをしたり、毎日の生活が地域環境に与える影響を考えたりする学習をととして、環境を守る取組の大切さ等について、実践的・体験的な学習活動の充実に努めます。

環境学習等の実践にあたっては、遊びや創造の要素を取り入れる等の工夫により、環境問題に関心が低い子供への動機付けや継続的な学びの意欲を育んでいきます。

2 身近な自然や地域の環境を活用した探究的な活動の推進

学校教育では、「総合的な探究の時間」及び「総合的な学習の時間」をはじめ、各教科や教育活動全体を通じて、さまざまな角度から環境教育を推進しています。

認定こども園、幼稚園、小・中学校においては、それぞれの発達段階に応じた学習活動を工夫・実践することで、環境保全に配慮した行動がとれる子供に成長するような指導に努めます。

また、学校教育と地域等における社会教育との連携・融合や、茨城県環境科学センター等の関係機関とも連携を図り、多種多様な学習活動として、地域特性や学校の特色を生かした自然観察、環境保全活動、栽培活動、美化活動などを通じて、探究的な学習を重視した多様な教育実践を展開していきます。

3 体験活動をととした学びの実践

体験活動は、学んだ知識や理解に実感を持たせることができるほか、これまでに無かった気づきや感動、自尊感情、創造性の向上などの効果を与えてくれるもので、環境教育を推進するうえで重要な手法です。

地域等における社会教育との連携・融合を図り、地域の自然や資源を生かしたキャンプ活動、科学体験学習などの充実を図っていきます。

教育活動全体を通じて、子供たちの発達段階や学習段階に応じた環境学習等を行うこと、各教科・領域間の関連に配慮しながら進めること、さらに、家庭や地域等との連携にも配慮しながら、環境教育の推進に努めます。

施策の基本方針2 多様なニーズへの支援の充実

施策の体系

2-2-1 特別支援教育の充実

2-2-2 誰もが平等に教育を受けられる支援の充実

現況と課題

障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するために、特別支援教育支援員及び学校教育支援員の配置や心理相談員を派遣しています。また、通常の学級にも配慮を要する児童生徒が在籍していることから、特別支援教育の視点を生かしたユニバーサルデザインの授業づくりを推進してきました。

特別支援学級在籍の児童生徒についての「個別の教育支援計画」の作成率は100%となっていますが、通常学級に在籍する配慮を要する児童生徒に対する支援計画の作成については、今後、推進していく必要があります。

経済的理由によって就学困難と認められる小・中学校の児童生徒の保護者に、学用品費、修学旅行費、医療費等の一部を助成することにより、義務教育の円滑な実施に努めています。

また本市では、有為な人材の育成を図るため、優良な成績でありながら経済的な理由により就学が困難な大学等に進学する生徒や在学している学生に対して奨資金を貸与しています。

今後は援助費の種類についても、国・県・近隣市町村の動向を注視し拡大に向け検討していく必要があります。奨資金の貸与については、年度によって利用者数のばらつきが大きく、奨学金を必要とする生徒・学生が利用しやすいよう検討していく必要があります。

稲敷市教育センターでは、不登校、友人関係、いじめなど教育上のさまざまな問題についての相談を行っており、学校に登校できないで悩んでいる児童生徒を支援するために、適応指導教室「おおぞら」を開設しています。

引き続き、児童生徒の学校生活への復帰を支援し、将来の社会的自立に向けた援助・指導を行うことが重要です。

数値目標

指標名	現況値 2023年度 (令和5年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
先生が自分のよいところを認めてくれていると思うと回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 90.1% 中学生 90.8%	小学生 93% 中学生 93%
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 65.8% 中学生 63.3%	小学生 70% 中学生 70%

2-2-1 特別支援教育の充実

■今後の方向性

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援に努めます。

公立の認定こども園、幼稚園、小・中学校に、特別支援教育支援員や学校教育支援員を配置していくとともに、特別支援学校の巡回相談事業などを活用し、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応えた指導が提供できるよう、「多様な学びの場」を用意し充実を図っていきます。

1 幼児児童生徒の障がいの多様化に応じた教育の充実

本市では、これまで「インクルーシブ教育」の構築に向け、障がいのある子供と障がいのない子供が共に学ぶことを追求してきました。

引き続き、障がいのある子供たちが必要な指導・支援を受けることができるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の充実に取り組んでいきます。

また、近年では、障がいの重度・重複化、多様化が進んでいます。様々な障がいのある子供に対し、適切な指導及び必要な支援が求められることから、子供たちが自立し社会参加していくことを目指し、特別支援学校の協力を得ながら、外部の専門家や関係機関と密接な連携を図りつつ、指導内容・方法の改善に努めていきます。

2 自立活動に関する指導力の向上

特別支援教育における自立活動は、個々の幼児児童生徒が自立を目指していくため、障がいによる学習上又は生活上の困難を、主体的に改善・克服しようと促す教育活動であることから、障がいの状態や発達の段階等に即した指導が図れるよう取り組みます。

そのため、特別な教育的支援を必要とする子供への指導において、校内で適切に行っていくためには、教職員（特別支援教育支援員を含む）の十分な共通理解と専門的知識や理解が欠かせません。市として、校長会・教頭会の機会をととして、各校の管理職対象の研修の機会を充実させたり、特別支援教育支援員・学校教育支援配置に関する研修会の際に、各校の特別支援教育コーディネーターも対象として、特別支援教育校内研修を組織的に活用させたりしていきます。また、専門的な立場から県立美浦特別支援学校の地域支援センターの巡回相談や、教育委員会による訪問指導などを有効活用し、教職員の意識改革や特別な教育的支援を必要とする子供への指導力向上に努めていきます。

さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理相談員や市教育センターを窓口とした相談体制の充実を図っていきます。

2-2-2 誰もが平等に教育を受けられる支援の充実

■今後の方向性

経済的な理由によって、就学困難と認められる市内小・中学校に通う児童生徒の家庭に対し、必要な費用の一部を援助する小中学校就学援助費の拡充を図ります。

また、経済的な理由により、就学が困難な大学等に進学する生徒や、在学している学生に対して奨学金を貸与し、有為な人材の育成を図るとともに、より利用しやすい制度となるよう、免除割合や給付型奨学金について継続した検討に努めていきます。

稲敷市教育センターにおいては、家庭、学校、関係機関と連携して、不登校の児童生徒の学校生活への復帰のみを目標とすることなく、将来の社会的自立に向けた援助・指導を行います。

1 経済的支援

家庭の経済的な理由に影響されることなく児童生徒が安心して学校に通えるよう、要保護や準要保護に該当する保護者については、世帯収入の調査なしで認定できるなど、申請手続きの軽減を図り、保護者が申請しやすいよう配慮します。

2 奨学資金貸与事業

勉学意欲や能力がありながら、経済的な理由により大学等に進学することが困難な生徒・学生に対し、教育の機会均等及び人材育成の観点から経済的支援として、奨学資金を貸与し、大学等で修学する有為な人材の支援育成を充実させていきます。

3 不登校児童生徒への支援

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指し取り組んでいきます。

現在市では、稲敷市教育センター内の適応指導教室「おおぞら」において、様々な理由から学校に登校できなくなってしまった市内小・中学校の児童生徒に対して、安心して生活できる居場所をつくり、不安の解消と心身の安定を図りながら、自主性・自立性・社会性を育成し、人と関わる力を高め、自主的な再登校を援助しています。

引き続き、その充実強化に努めていくとともに、家庭と学校、関係機関との連携を緊密に図りつつ、保護者との課題意識を共有して、一緒に取り組むという信頼関係づくりを重視していきます。また、アウトリーチ（訪問支援）による保護者への支援等により、保護者が気軽に相談できる体制の強化に努めていきます。

施策の基本方針3 安全・安心な学校環境の整備と充実

施策の体系

- 2-3-1 安全・安心に学べる学校環境の整備
- 2-3-2 教育 DX の推進
- 2-3-3 危機管理体制の充実

現況と課題

児童生徒が適切な環境で学校教育を受けるためには、学校の適正規模を確保する必要があります。本市では少子化の影響から児童生徒数の減少がみられ、複式学級の編成が見込まれる学校もあり、市内小学校8校のうちほとんどが単学級となっています。また、児童数も、昭和33年の7,115人をピークに徐々に減少し、令和3年5月では、1,312人と5分の1程度となっています。

本市では、学校は児童生徒の社会性を育成し、互いに切磋琢磨する場として、一定規模が必要だと考えていますが、今後、複式学級を有する学校が見込まれることから、学校の適正配置とともに複式学級発生の回避が喫緊の課題となっています。

令和5年4月1日現在、市内小・中学校12校は必要な耐震性能を有していますが、学校再編により新設された学校以外については、老朽化が進む施設が多く見受けられます。また、学校施設については、児童生徒の清掃活動では作業できない部分を専門の業者に業務委託するなど、環境整備に努めています。

今後は、安全・安心な教育環境を確保するために、計画的な安全対策や多様な学習内容、形態に対応した施設環境の整備、防災対策、バリアフリー化、普通教室やトイレ等の学習生活空間の快適化、及び環境負荷低減等への配慮等が必要となっています。また、安全・安心でおいしい給食を提供するため、老朽化した学校給食センターの再編整備を進めることも重要です。

高度情報化への対応する能力を養うため、ICT機器などの設備の充実に努め、児童生徒の情報活用能力の向上と情報モラル教育の充実に努めています。

タブレット端末、電子黒板など、ICT機器を活用し効果的に学習を行うことができる環境整備が求められています。

市では、子供たちの安全確保を図るため、認定こども園や幼稚園、小・中学校、家庭、地域が連携した防災訓練やスクールガード・リーダーによる登下校時の巡回パトロール、避難訓練など安全教育・安全管理を行い、子供たちや教職員に対して危機管理の意識を高めています。

また、「PTA緊急情報配信システム」の導入により、不審者情報を速やかに学校や保護者へ発信する体制が整備され、子供たちの安全確保の効果が高まりました。

一方、子供たちの健康面の安全として、「学校欠席者情報収集システム」において感染症の情報をリアルタイムに把握し、迅速な対応に努めています。また、食物アレルギー疾患を有する児童生徒についても、緊急時に対応できるよう学校・給食センターが対象者の情報を把握し、事故防止に努めています。

これからも、学校や学区等における事件・事故の発生に備え、不審者情報等の早期把握等を考慮し、安全教育・安全管理のさらなる充実を図る必要があります。

また、さまざまな災害に対応した防災マニュアル等の作成や災害時の役割分担について、教職員の共通理解が必要であるとともに、今後は、地域との連携による防災への取組の充実をさらに図る必要があります。さらに、感染症やアレルギー疾患等に関する研修会を定期的に実施し、教職員等の知識向上や緊急時の対応方法の把握など共通理解を図る必要があります。

●小学校数・児童数／中学校数・生徒数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校数	10校	10校	8校	8校	8校
児 童 数	1,621人	1,527人	1,444人	1,357人	1,309人
中学校数	4校	4校	4校	4校	4校
生 徒 数	865人	810人	828人	811人	789人

資料：学務管理課(各年 5 月 1 日現在)

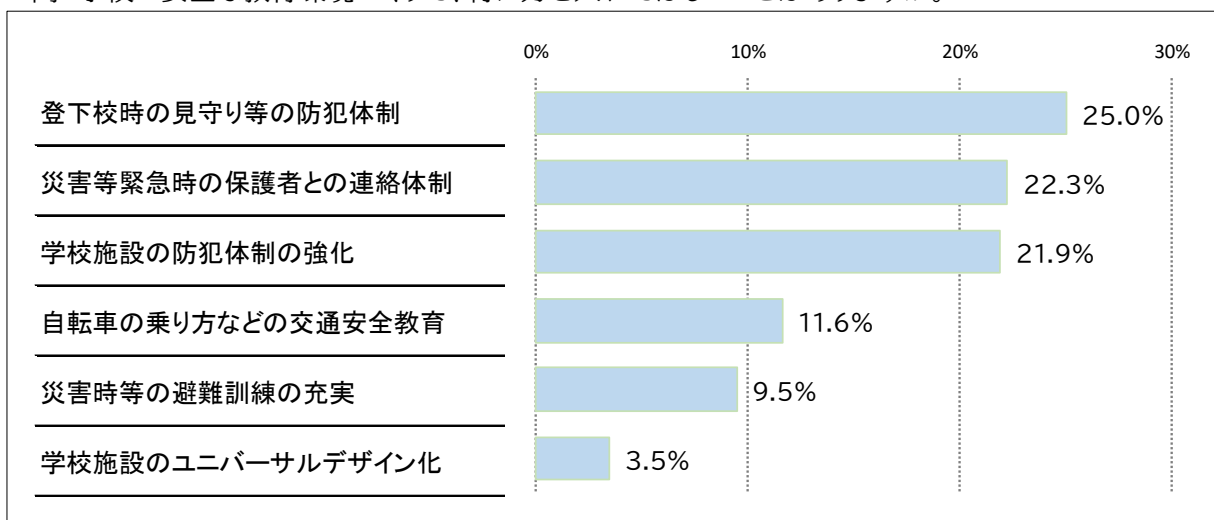
●児童数・生徒数の減少率

児童生徒数減少率 (令和元年度:令和5年度)	
児童数	19.8%減少
生徒数	8.8%減少

小学校は再編により現在8校となっています。
児童数、生徒数ともに減少が続いており、令和元年度と比較すると、児童数は約2割、生徒数は約1割減少しています。

●稲敷市教育振興基本計画アンケート調査結果(保護者) 令和5年

問 学校の安全な教育環境づくりで、特に力を入れてほしいことはありますか。



保護者は防犯体制、緊急時の連絡体制に力を入れてほしいと望んでいます。

数値目標

指標名	現況値 2023年度 (令和5年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
教育施設の改修施設数 (長寿命化改修、大規模改修を進める)	32 箇所	52 箇所
「通学路交通安全プログラム」に基づく危険箇所の 対策済件数	12 件	15 件

2-3-1 安全・安心に学べる学校環境の整備

■今後の方向性

児童生徒数の減少が進む中で、小・中学校の再編整備について継続して検討し、学校の適正規模の確保に努めるとともに、複式学級が発生した際には、市費による講師の確保など、学習環境の充実、教育水準の維持向上に取り組めます。

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であるため、安全で快適な学校施設の整備に努めるとともに、これまでの対症療法的な方法から予防保全的な方法へ転換し、その機能や設備を常に良好な状態に保って長寿命化を図り、学校施設の使用年数の向上を目指します。

1 適正配置の推進

子供たちのより良い教育環境の整備と教育の質を充実させていくため、国の学級編制基準や児童生徒数、学校を取り巻く社会情勢の変化などを的確に捉え、計画的な適正配置を推進します。

より良い教育環境の充実を図る観点から、小規模校における複式学級の発生の回避を図り、教育上・学校運営上の諸問題解消に努めます。

2 安全で快適な施設整備の推進

学校施設は基本的な教育条件の一つであることから、教育水準の維持向上の観点に立って、安全性や快適性を確保し、児童生徒等の発達段階に応じた安全・安心で質の高い施設整備を推進します。

また、社会情勢の変化や地域の実情を踏まえ、教育内容・方法等の変化に対応し、多様化する学習活動への適応を図っていきます。

さらに、学校施設は、災害時に地域住民の避難所等にもなることから、その耐震性や防災機能の強化等も極めて重要です。「稲敷市学校施設長寿命化計画」に基づき、個別施設毎の長寿命化を図り、安全で快適な施設整備を推進します。

3 安全・安心な学校給食施設整備の推進

現在2か所ある学校給食センターは「稲敷市保有施設保全計画」においても、劣化度が著しいとの判定結果がでており、建物や設備の老朽化、狭あいなスペースに起因するメニューの制約、作業効率の悪さなどが大きな課題となっていることから、急激に進む年少人口の減少に対応した質の高い給食の安定提供を実施していくため、学校給食センターの再編整備を検討していきます。

■今後の方向性

教育のデジタル化やデータ利活用は目的ではなく手段であると捉え、子供たちの「個別最適な学び」へと導いていく環境を実現し、教員の働き方を変え、子供の学びへとつなげていくことを、教育DXの目指す方向として推進していきます。

Society5.0時代に向けた、ICT機器を効果的に活用した学習、ICT支援員の配置、教職員のスキルアップ研修の実施など、情報教育の充実を図るため、「教育振興基本計画」に基づき、学校のICT環境の整備を推進します。

1 校務支援システム活用の推進

校務支援システムの導入・利用に伴う小・中学校の指導要録等の電子化により、教職員の校務における業務負担軽減へとつなげます。また、情報の一元管理や共有が図れることから、今後、広く学校運営を支える情報基盤として活用の推進を図ります。

2 学校における ICT 環境整備の推進

GIGAスクール構想などで、学習者1人1台端末が配置できている状況となっていることから、今後の、ICT環境や機能の標準化、継続的で安全かつ効果的に利活用できる内容に焦点を当て、ICT機器の更新及び教育情報ネットワークの再構築を進めるとともに、教職員における授業の実践力向上を図っていきます。

●ICT 機器を使った発表



●1人1台端末での授業



■今後の方向性

認定こども園、幼稚園や小・中学校においては、施設や設備等の安全性確保に努めるとともに、危機管理マニュアルに基づき、災害時に園児や児童生徒、教職員が円滑かつ的確に対応が図れるよう取り組みます。

緊急時には、災害情報、不審者情報などを教育委員会や学校がメール配信システムを用いて保護者へメールで一斉配信し、児童生徒の危険防止に努めます。

園や学校の安全確保については、スクールガード・リーダーを警察官OB等に委嘱し、巡回安全指導を行うとともに、交通安全や防犯などの観点から、園や学校の防犯体制、学校安全ボランティア(スクールガード)の活動に対して専門的な指導、助言を行うなど、継続的な学校の安全確保に努めていきます。

また、小・中学校スクールバスの運行や通学用定期券の補助などにより、通学時の安全確保や保護者の経済的負担軽減を図っていきます。

さらに、学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図っていくため、アレルギー対応マニュアルを整備していくとともに、衛生管理を進化させた安全安心でおいしい給食を提供していくため、また、既存給食センターの老朽化に対応するため、給食センターの再編整備を推進します。

1 学校危機管理体制の整備

子供たちを犯罪被害から守るためには、園や学校、地域の実情等に応じた、実効性ある対策を講じなければなりません。各園や学校における危機管理マニュアルの定期的な見直しとともに、全教職員が共通理解を図り、適切かつ確実な危機管理体制のもと、必要に応じた訓練等をとおして、さまざまな事件・事故に備えていきます。

2 計画的、継続的な安全教育・安全管理の実践

安全で安心な園や学校環境の整備、組織的な取り組みを一層充実させていくとともに、安全教育を通じ、子供たちにいかなる状況下でも、自らの命を守り抜き、安全安心な生活や社会を実現するために自ら適切に判断し、主体的に行動する態度の育成に努めます。

また、教育委員会による、安全管理に関する訪問指導等をとおして、教職員の資質や指導力向上を図り、学校における安全教育・安全管理を充実させます。

3 地域との連携による学校の防犯体制の整備

これまで実施している、スクールガード・リーダー活動のさらなる充実を推進しつつ、市内に設置されている「子どもを守る110番の家」について、その現状に応じた見直しを実施し、子供たちや教職員、地域の危機管理意識向上を図ります。

また、不審者情報を学校・警察等の地域関係機関と共有し、地域全体で子供たちの安全を確保していく対策が円滑に取れるよう、学校安全計画に基づき、危機意識を常に維持し、家庭、地域社会と連携した様々な取組を、組織的、実効的、継続的に実践していき、子供たちに関わる事件・事故の未然防止を図っていきます。

4 学校安全対策における緊急情報の提供

園や学校における安全管理は、事件・事故等の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができる体制の確立が重要です。

子供たちの安全確保を図る手段の一つとして、緊急・重大な事故等が発生した場合、園や学校から保護者へ正確で迅速な情報を伝達できる緊急情報配信システムのさらなる有効活用を図ります。

5 通学時の安全確保

「稲敷市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と対応を検討しながら、通学路の改善・充実に努めます。

学校統合に伴い、遠距離通学となる児童生徒の公共交通及びスクールバス利用による登下校の安全確保を図ります。また、自転車通学の児童生徒に通学用ヘルメット購入補助を実施していきます。

6 感染症の予防対策

「学校欠席者情報収集システム」を活用し、市内の感染症等の流行の情報を共有します。「幼稚園・こども園・小中学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、感染症の予防及び、感染拡大の防止に努めます。

7 「稲敷市食物アレルギー対応マニュアル」の活用推進

学校には各種のアレルギー疾患をもつ子供が在籍していることや、既往症のある子供のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食したものに反応する事例等もあることから、アレルギー疾患をもつ子供の有無にかかわらず、油断することなく、全ての園や学校でアレルギー疾患の理解といざというときの対応策を検証していきます。

そのため、特に、食物アレルギーへの対応については、「稲敷市食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、緊急時において、迅速かつ適切に対応できるよう事故防止の体制づくりに努めます。

施策の基本方針 4 指導体制・教育基盤の強化

施策の体系

- 2-4-1 学年・学級経営の充実
- 2-4-2 信頼・尊敬される教職員の養成
- 2-4-3 教職員の働き方改革

現況と課題

学級は学校生活の基盤です。学級担任は当該学級の適切な経営が求められます。小・中学校では、年度当初に学校改善プランを作成し、児童生徒の実態に応じた学年・学級経営や学力向上の施策に取り組んでいます。また、年2回のQ-U調査(Questionnaire-Utilities)を実施し、児童生徒の学校生活における満足度や居心地のよさを把握し、学級経営に生かしています。

学級経営が学力向上の重要な要素になっていることを鑑み、普段の見取りに加え、Q-U調査結果から客観的に児童生徒の実態を把握し、校内研修体制を充実させ、学級経営力を向上させていく必要があります。

本市においては、児童生徒の「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育成するために、教育委員会等による学校訪問や研修会を開催し、教職員の資質向上に努めてきました。また、学校の役割が多様化・高度化する中で、児童生徒や保護者、地域の声に柔軟に対応できるように研修を重ねてきました。

今後、ますます予測困難な時代となることが予想される中を生き抜く子供たちに必要な力を育成するために、教職員の資質向上に一層力を入れていく必要があります。また、コンプライアンス意識の高揚のために、教職員に対する研修の強化と、学校自らがよりよい職場づくりに一層取り組む必要があります。

近年、教職員の業務が長時間に及ぶ深刻な実態が明らかになっており、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務となっています。平成30年には、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が公布され、時間外労働の限度時間が規定されました。

学校の働き方改革における法整備は進むものの、教職員の時間外勤務による長時間労働の改善が進まない実態があり、各学校の取組の強化が望まれます。

●稲敷市教育センターの利用状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
研修会・会議数	188回	206回	206回	207回	208回
利用人数	2,101人	2,812人	2,086人	1,481人	1,569人

資料：学務管理課

数値目標

指標名	現況値 2023年度 (令和5年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
Q-U調査による学校生活満足度(小・中学生平均)	小学生 73.0% 中学生 60.0%	小学生 75% 中学生 75%
1か月の時間外在校等時間80時間超の教職員数をゼロ(0)の達成	8人	0人

2-4-1 学年・学級経営の充実

■今後の方向性

学年・学級における児童生徒一人一人の実態を把握していくため、日頃のきめ細かい観察を基本に、児童生徒の気持ちを理解し、愛情を持った姿勢で接し、一人一人の子供が尊重され、包摂される空間づくりに努めていきます。

児童生徒一人一人の教育課題と発達課題が達成できるよう、児童生徒の学校生活の意欲と学級満足度を把握するQ-U調査を活用し、教職員の学級経営力の向上を図っていきます。

1 学年・学級経営に係る研修の充実

児童生徒の学校生活における満足度や意欲、さらに学級集団の状態を調べるQ-U調査の結果を分析して、校内研修の内容を検討するなど、学年・学級経営に関わる研修を計画的に実施します。

そこで、教職員のキャリアステージごとに求められる力を踏まえ、「職場内研修(OJT)」等を積極的に導入し、求められる専門性や人間性を身に付け、高められるよう、そのあり方を改善しつつ、生徒指導体制の確立につながる人材育成を目指します。

2 児童生徒の実態把握に関する調査・分析

毎年2回のQ-U調査に基づき、学級集団の状況を客観的に分析して、課題への対策を明らかにしたうえで、効果的な指導方法や支援方法についての校内研修等を行うとともに、教育委員会の担当者が講師として校内研修における指導・助言に努めます。

●中学校授業風景



施 策

2-4-2 信頼・尊敬される教職員の養成

■今後の方向性

若手教職員の指導力向上、ミドルリーダーの育成、ベテラン教職員の力を活用した校内研修に取り組むとともに、「稲敷市教育センター」を教職員研修拠点としての積極的な活用を推進します。

教職に対する強い情熱と教育専門家としての確かな力量、総合的な人間力を兼ね備え、子供たちや保護者はもとより、広く社会から尊敬され、信頼される質の高い教師養成を目指していきます。

1 若手教職員の研修の充実

教職員勤務2、3年目の若手教職員の指導力の向上を図るため、訪問指導の充実を図るとともに、新規採用教職員に対して研修会を実施し、育成を図ります。

2 ユニバーサルデザインの視点からの授業づくり

学校訪問時において、すべての児童生徒に「わかる・できる」授業を展開するユニバーサルデザインの視点からの授業づくりについての指導助言を行います。

3 職種、校務分掌に即した研修の充実

稲敷市教育センターを活用して、市内小・中学校に勤務する教職員に対し、職種や校務分掌に即した研修会の企画・実践を行います。

施 策

2-4-3 教職員の働き方改革

■今後の方向性

市内小・中学校において、教職員が自己研鑽や授業準備等の時間を確保し、本来担うべき業務である、授業・学習指導、学級経営、生徒指導等に専念できる環境をつくり、未来を担う子供たちの学びを充実させていくことに努めます。

1 働き方改革の推進

校務支援システムの有効活用などにより、教職員の業務軽減を図り、子供たちと向き合う時間が確保できるよう改革を強力に推進していきます。

公立学校の教職員の勤務時間の上限に関するガイドライン(平成31年1月 文部科学省)に則して、1か月の時間外在校等時間45時間以内、1年間の時間外在校等時間360時間以内と上限を設定し、教職員の健康及び福祉の確保を図るとともに、授業などに専念できるよう環境改善に努めます。

基本目標3 地域社会と連携した教育環境の充実

■ 施策の基本方針 ■

- 1 きめ細かな家庭教育の充実
- 2 地域とともにある学校づくり・学校を中心とした地域づくりの実現
- 3 子供・青少年を地域全体で育む環境の整備

私たちの身近な地域社会に目を向けてみると、人と人との「つながり」や「交流」が明らかに減少しています。そして、これを背景とした地域社会の教育力低下や、地域活力の低下などが指摘されています。

このような社会環境の中であって、次世代を担っていく子供たちが自ら学び、主体的に判断・行動し、感動する心や豊かな人間性などを、どのように育てていくのが課題となっています。

そのためには、家庭・地域・学校・行政が相互に「つながり」、協働の視点に立ちながら地域の教育資源を積極的に活用しつつ、「たくましく生きる力」をどのように育てていくか、などの目標を共有し、地域全体で教育に取り組んでいくことが重要といえます。

また、地域・家庭・学校の協働による「地域とともにある学校づくり」、「学校を中心とした地域づくり」に重点的に取り組んでいくとともに、地域や団体等が主体となって活動する子供・青少年の育成組織等を支援していきます。それぞれが連携を図り、役割を分担しながら、子供たちや青少年を地域全体で見守り育てていきます。

●文化祭・桜川公民館まつり



●図書館 30 周年記念いのすけ撮影会



重点的取組

①きめ細かな家庭教育の充実

子育て世帯が抱える多種多様な悩みや課題を、様々な機会をととしてサポートする仕組みづくりを進めるとともに、それぞれの家庭状況に寄り添いながら、子供たちの健やかな成長を育みます。

保護者が家庭教育について学び、子育て家庭がつながる機会や、いつでも安心して悩みを相談できる機会を提供し、すべての子育て家庭がそれぞれのニーズに合わせて、気軽に利用できる子育て支援サービスの充実に努めます。

また、支援を行う地域人材の発掘や養成を一体的に進めていくとともに、スクールソーシャルワーカーや地域の人材、保健福祉部局等と連携した、家庭教育支援チームによる訪問型の家庭教育支援体制を充実させ、家庭や子供を地域で支える取組を推進します。

②地域とともにある学校づくり・学校を中心とした地域づくりの実現

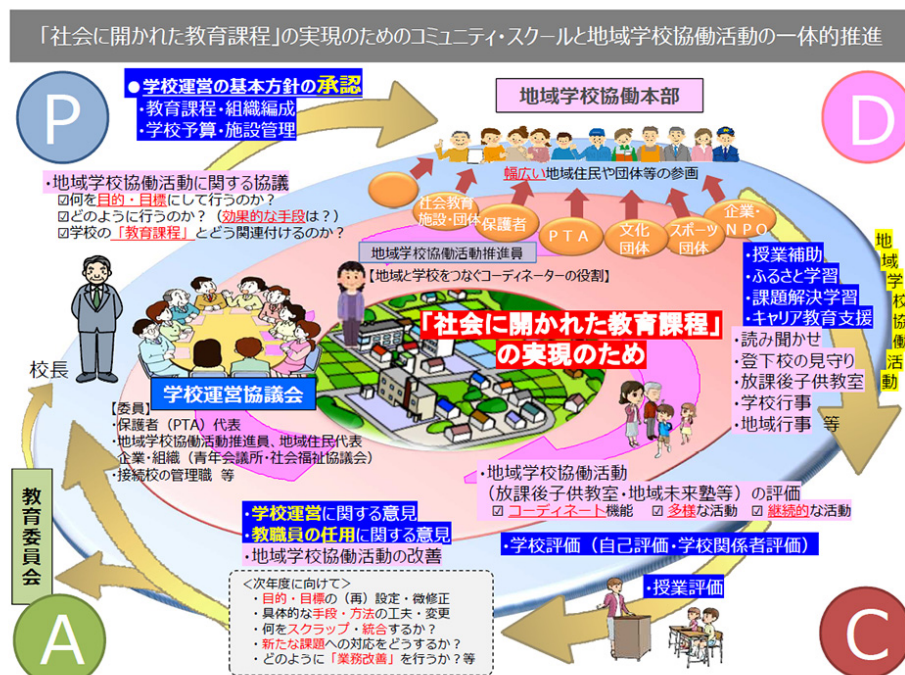
「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標を学校と地域が共有し、複雑で予測困難な時代の中でも、「主体性」・「協働性」・「創造性」が発揮できる人づくりのために、必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、学校と地域が一体となって、子供たちの成長を支えていきます。

そのためにも、学校と地域に住む人々が、力を合わせて学校運営に取り組む「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」と、地域と学校が相互にパートナーとして進める「地域学校協働活動」を通じて、学校づくりと地域づくりを一体的に推進していきます。

地域人材の参画による、学校教育・社会教育活動等への支援・参画など、学校・家庭・地域が協働で教育支援を推進し、地域力の強化を図ります。

- 子育て悩み相談体制の強化、訪問型家庭教育の支援強化、放課後子ども総合プランの充実
- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入推進と円滑な運営
- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動との一体的な推進

●コミュニティ・スクールと地域学校協働活動



出典:文部科学省HP 地域と学校の連携

施策の基本方針1 きめ細かな家庭教育の充実

施策の体系

3-1-1 家庭の教育力向上

3-1-2 子育て支援の充実

現況と課題

○家庭の教育力向上

家庭は常に子供が心の拠り所としている存在です。乳幼児期から親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、子供が基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付けていくうえで重要な役割を担っています。

しかし、少子化、核家族化、情報化など、社会環境の急激な変化を受けて、人と人のつながりが薄れ、地域での教育力低下とともに、家庭での教育が十分に行えないというケースも増加しており、社会全体による子育て支援の必要性が高まっています。

このようなことから、市では、市内各認定こども園・幼稚園、小・中学校の保護者全員を対象に、教育委員会が主体となり、学校の枠を超えて保護者同士の交流・つながりを深めていく事を目的として、家庭教育について学習していく場を設け、学校教育・社会教育活動と連携し、子供たちの発達段階に応じた学習プログラム内容の提供など、効果的な家庭教育の支援を推進しています。

また、課題を抱えながらも相談の場に足を運ぶことが難しい保護者や、家庭教育について学ぶ機会のない保護者等も増えていることから、市では、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」が家庭や保護者を支援し、子供たちの育ちを支えていく、家庭教育支援事業を推進しています。一方で、地域の人材確保などが課題となっています。

さらに、子育てに関心が薄い保護者や不安・悩みを抱え、孤立しがちな保護者等に対しては、家庭教育に関する学習機会・情報提供など、効果的な働きかけに努めています。幼児期からの継続した家庭教育が大切であるとの観点から、その支援を充実させる必要があります。

そのためにも、家庭教育が家庭内にとどまらず、地域が一体となって、様々な体験活動などを支援し、家庭の自主性・自立性を助長促進させていく必要があることから、地域の「つながり」を重視した推進体制の整備が求められます。

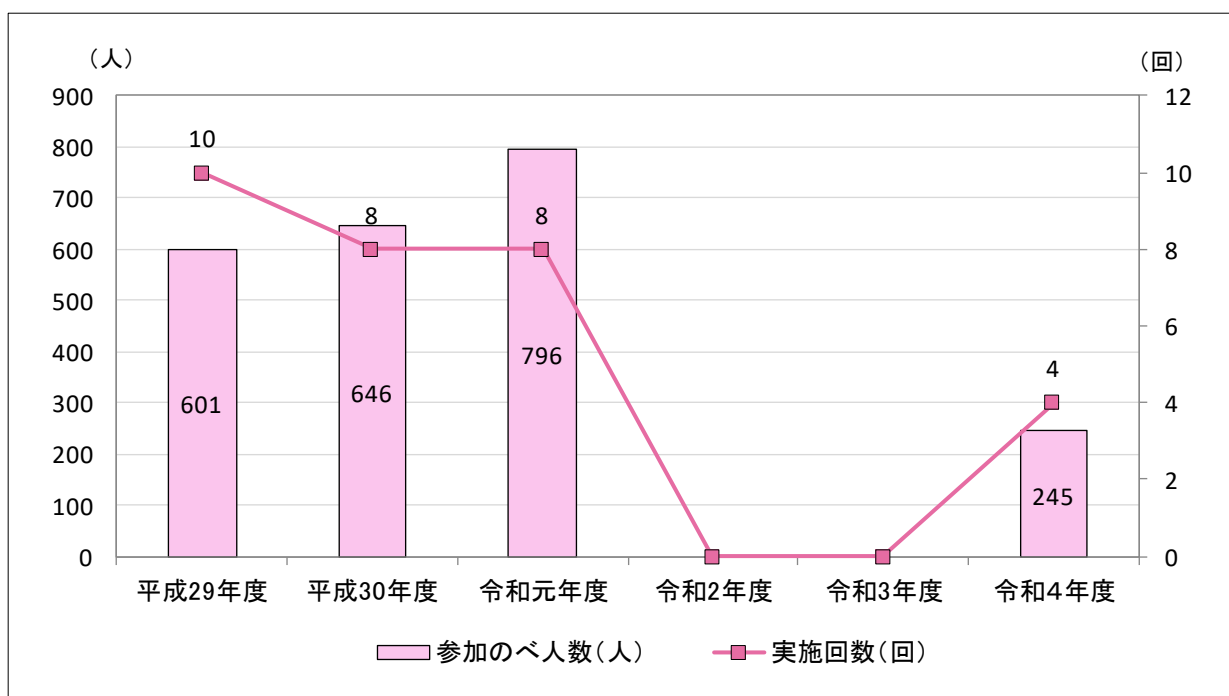
○子育て支援

令和4年度から稲敷市全域が過疎地域に指定され、人口減少が進む中で、核家族化の進行や共働き世帯、ひとり親家庭の増加、保護者の働き方が変化していることなどにより、多様な保育サービスに対するニーズが高まってきています。市では子育て世帯における仕事と家庭の両立を支援し、安心して子育てができるよう、標準の保育サービスに加え、延長保育や一時保育、障害児保育などを行っています。

一方で、公立幼稚園2園の閉園に伴い幼稚園の定員数が減少しています。さらに、こども園や保育園においては、施設利用定員に対する保育士が不足しており、保育士の確保や多様な保育サービスの充実が課題となっています。

また、児童が放課後等を安全で安心して過ごせ、多様な活動を体験できる場として、放課後児童クラブと放課後子ども教室を連携させた、放課後子ども総合プランの充実強化を図っていますが、対象とする学年の同一化や、放課後子ども教室未設置の小学校区もあることから、地域による偏りなどの課題を解消していくことが必要といえます。

●家庭教育学級の実施回数と参加者数の推移



※令和2年度と3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

資料:生涯学習課



数値目標

指標名	現況値 2023年度 (令和5年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
子育て学習会参加者の満足度(大変満足)	60% (R4年度)	80%
子育て支援センター「あいアイ」利用者数	4,946人 (R4年度)	10,400人

施 策

3-1-1 家庭の教育力向上

■今後の方向性

子供の成長や発達を支えるためには、親子間の良好なコミュニケーションが欠かせません。市内各認定こども園・幼稚園、小・中学校の保護者に、学習機会やその情報を提供していくため、教育委員会が主催する家庭教育学級事業を学校教育・社会教育と緊密な連携を図り、「学び」と「育ち」に関する学習支援に努めていきます。また、家庭教育について、誰もが相談できる体制を強化していくとともに、状況に応じた直接訪問などをおとして適切な助言・支援に努め、子供の健やかな育ちを支援していきます。

1 家庭における教育力向上

家庭は、子供たちの健やかな育ちに通じる基盤であり、家庭教育は、保護者などの大人が子供たちに対して行う、すべての教育に通じる出発点です。保護者などが身近な人から子育てを学んだり、助け合ったりする機会が減少するなど、子育てや家庭教育を支える地域の環境が大きく変化しています。

そのため、市内小・中学校における家庭教育学級推進員を中心とした活動を支援していくとともに、保護者自身が主体的に学び続け、積極的に子供の発達に沿った家庭教育に取り組んでいけるよう、「子育て学習会」等の機会を充実させ、家庭教育への意識高揚に努めていきます。

2 就学時の子育て啓発

小学校入学前の子供を持つ保護者に対し、様々な機会を活用して、子供との接し方や子供の基本的な生活習慣、自制心・自立心などの「生きる力」に関する学習機会等を充実させます。

また、有識者や専門家などによる親と子の良好な関係づくりや、子供の姿をより深く知り理解するための研修会等を開催していくとともに、関係機関と連携した相談・啓発活動に取り組んでいきます。

3 子育て悩み相談の充実

地域の「子育て力」が低下しており、安心して子育てができる環境づくりの推進が、強く求められていることから、子育てに不安を抱える保護者への相談体制を充実させ、子育てに対する不安や悩みの解消に努めます。各家庭で、保護者が孤立することがないように、気軽に利用できる相談体制の充実を図ります。公認心理師の資格をもつ「家庭教育相談員」を配置し、専門的な知見から保護者の気持ちに寄り添い、子育てへの不安・悩み解消につながる相談機会を充実させていきます。

また、相談をとおして複合的な課題等が生じた場合には、必要に応じて関係部署・機関等と緊密に連携した支援に努めます。

4 訪問型家庭教育支援の充実

家庭での子育てへの不安や悩みなど、様々な課題を抱えながらも地域社会から孤立し、学びや相談の機会に足を運ぶことが難しい保護者に対する支援に努めていきます。現在、地域の人材を活用した「家庭教育支援員」が直接家庭に出向き、保護者へ必要と思われる支援を届け、その支援を通じて子供の育ちを支えていく、訪問型の家庭教育支援活動に取り組んでいます。効果的な取組であることから、その充実を図っていきます。

さらに、推進協議会と、保健・福祉関係機関との緊密な連携体制の強化にも努めていきます。

施策

3-1-2 子育て支援の充実

■今後の方向性

子育て支援を一層充実させていくため、地域の中で子供たちを育む環境づくりに努め、各家庭において、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、喜びを感じながら安心して子育てができるよう、きめ細やかな支援策を展開していきます。

また、働き方や就業意識の変化などにより、就業を希望する人が働き続けながら出産や子育てができる環境の充実を図るため、利用者のニーズを適確に把握し、未就学児を対象とした質の高い利用者支援を積極的に推進します。

さらに、地域における子ども・子育て支援策として、すべての児童を対象に、放課後や週末の居場所づくり、体験活動・交流活動の提供等に努めるなど、総合的な放課後児童対策にも取り組みます。

すべての子育て家庭が安心して、安全に子育てができるよう、子育て支援のネットワークづくりを進めつつ、地域子ども・子育て支援事業を主体として、総合的かつ計画的に事業の推進に努めていきます。

1 子ども・子育て支援の充実

すべての子育て家庭が、安心して子育てできる環境整備に努めます。子供の年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を用意し、必要とするすべての家庭が利用できるシステムづくりに努めます。

本市における少子化傾向は、今後もますます進むことが予想されていることから、共働き世帯の増加等により、引き続き保育需要の高まりが考えられます。これらを的確に捉え、待機児童解消策を積極的に推進していきます。

そこで、多様化する保育ニーズの将来展望を見極め、既存施設や多様な手法を活用しつつ、就労家庭等の子供受入体制を整備していくとともに、重要となってくる幼児教育・保育の「量的拡充」と「質の改善」、地域における子育て保育人材の育成強化に努めます。

延長保育や一時預かり保育（未就園児・幼稚園児）、障害児保育、病児保育、地域型保育、特別な配慮を要する園児等の保育など、多様な事業についても利用者ニーズを勘案しながら安定的に実施していきます。

また、子育て全般に関する専門的な子育て支援の拠点として、さらには、身近な地域における子育て支援の場として取り組んでいる「子育て支援センター事業」についても、一層の充実強化に努めていきます。

地域のニーズにあった、子育て交流の場として提供していくことをはじめ、相談、情報提供などをおして、子育て家庭が地域の中で、安心して子育てができる支援体制の構築に努めていきます。

2 放課後子ども総合プランの推進

放課後における児童の居場所づくりとして、放課後子どもプランを推進します。実施にあたっては、放課後子ども教室と放課後児童クラブの設置バランスを考慮し、対象の学年や児童数に配慮した共通プログラムを実施していきます。また、放課後子ども教室未設置の小中学校区もあることから、地域による偏りなどの課題解消に努めます。

さらに、子供たちに対し様々な遊びなどの体験や、異年齢での交流ができる機会を提供していくため、公民館活動や生涯スポーツ活動等の担当部署と連携を図りながら、心身の健全育成に努めて行きます。

施策の基本方針2 地域とともにある学校づくり 学校を中心とした地域づくりの実現

施策の体系

3-2-1 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の拡大・充実

現況と課題

今日、地域社会における、つながり・支え合い等の希薄化が進行し、地域教育力の低下や家庭教育の支援等が見られるなど、これまで地域社会の中で自然と行われていた地域教育に、変化が表れています。

「地域の学校」「地域で育てる子供」という考え方が、次第に失われてきており、教育委員会や学校が抱える課題等も複雑化・困難化しています。

そのような中、「社会に開かれた教育課程」を柱とする学習指導要領が改訂され、チームとしての学校経営、教職員の資質能力向上など、昨今の学校教育を巡る改革の方向性は、地方創生の動向を受けて、学校と地域の連携・協働が重要視されています。

本市においては、このような状況を踏まえ、厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築を目標とした取組をはじめています。

学校教育について、学校と地域が「どのような子供たちに育てたいのか」「何をどのように実現させていくのか」などの目標やビジョンを共有し、パートナー関係を確立させて、相互に連携・協働した「地域とともにある学校」づくりを、地域全体の体制で実践していこうとしています。

既に学校運営協議会を置く学校(以下、コミュニティ・スクールという。)の導入を進め、「開かれた学校」から一歩踏み出し「地域とともにある学校」を目指して、学校と地域の協働による学校運営を進めているところです。

令和4年度には桜川中学校、令和5年度には桜川小学校、新利根根小学校・新利根中学校(新利根地区)でそれぞれ、コミュニティ・スクールを導入し、残る市内全小・中学校においてもコミュニティ・スクールの設置に向けた取組を開始しています。

今後は、すべての小・中学校でコミュニティ・スクールの導入を進めていきますが、設立後の運営に携わる地域人材育成が大きな鍵となってくるといえます。また、地域と学校が相互にパートナーとして進める「地域学校協働活動」体制を、各地域の実情等にあったものとして整備し、学校づくりと地域づくりを一体的に取り組んでいく必要があります。

数値目標

指標名	現況値 2023年度 (令和5年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
コミュニティ・スクール導入校数	1校(R4年度) 4校(R5年度)	12校(全校)
学校運営協議会の開催回数	4回(R4年度)	44回

施 策

3-2-1 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の拡大・充実

■今後の方向性

地域とともにある学校づくりを推進していくため、市内全小・中学校にコミュニティ・スクールを設置していくとともに、協議会委員による主体的な話し合いの場を支援していきます。また、コミュニティ・スクール設立後の運営に携わる委員の役割は、極めて重要であることから、その育成を意欲的に進めていきます。

さらに、各学校と地域に住む人々が学校の教育目標やビジョンを共有し、地域に住む人たちが教育に関わる「当事者」として、学校運営や子供たちの教育活動へ意欲的に参画できるよう、意識の高まりにつながる具体的な方法を実践していきます。

地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う、「地域学校協働活動」を各地域の実情にあった組織的な体制の構築に努め、地域の力を学校運営に生かすコミュニティ・スクールと一体的に進めます。

1 コミュニティ・スクールの導入と円滑な運営

これからの学校は、変化の激しい社会動向にしっかりと目を向け、教育課程を工夫し、教育活動を展開していくため、保護者や地域の人々たちが相互の情報や課題を共有し、「これからの時代を生きる子供たちのために」という共通の目標・ビジョンをもって、同じベクトルで日々の教育活動を進めていく体制を整えていきます。

そのため、市内全小・中学校においてコミュニティ・スクール活動の拡大と、地域学校協働活動の導入を図り、継続的・安定的に発展・活性化していくよう、その運営に努めます。

職員、保護者、地域の理解を深めながら、地域の資源を生かした特色ある学校づくりの定着を目指していきます。

2 学校運営を支援する人材の育成

コミュニティ・スクールを、実効力のあるシステムとして、継続的に機能させていくためには、学校運営協議会の委員として、自らが学校運営に参画する当事者意識と意欲をもった人材が求められます。

そうした資質をもった人材を、候補者として選任していくためにも、日ごろから「地域とのつながり」づくりや「人と人とのつながり」づくり、「信頼関係」づくり等を重視した取組を推進するとともに、協議会委員同士の研修などを通じて、資質の向上を図っていきます。

また、学校と地域の連携体制整備において重要となるのが、コーディネート機能の強化です。地域に住む人たちや活動団体等と学校を「結び・つなげる」などの連絡調整を行う、コーディネーターとなり得る地域人材の確保は最も重要なことといえます。

コーディネーターとしては、社会教育活動やボランティア活動、PTA活動等で幅広いネットワークを持ち、地域活動を経験しているなど、地域の実情に応じて様々な人材が考えられます。求められる役割には幅があることから、効果的にコーディネート活動が行える人材の確保と養成に努めていきます。

3 学校運営協議会間の連携

学校運営協議会の設置や主体的な運営を効果的に促進していくためには、学校間の共通認識が重要であることから、ワーキングチーム会議の開催などにより、情報や意見交換等を行い、相互の連携を図っていきます。

また、先行して導入している運営協議会はもとより、今後導入していく運営協議会において、委員構成や組織・運営、活動の意義や有効性の理解が不十分、活動参加者の偏りや固定化、地域リーダーの後継者不足と人材育成など、様々な課題が生じてくることが考えられます。

協議会が継続的、かつ安定的に発展し活性化していけるよう、定期的な情報交換や課題についての協議等を行いつつ、協議会の円滑な運営に努めます。

4 地域学校協働活動体制の構築

地域とともにある学校に転換するための仕組みとして、「コミュニティ・スクール」と社会教育体制としての「地域学校協働活動」は、相互に補完し高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが重要といえます。学校や地域風土の実情、両者が関係するところの接続を十分に踏まえ、体制の構築に取り組んでいきます。

近年、地域活動の輪は、地域社会における「つながり・支え合い」の希薄化等、地域社会の教育力低下などにより、縮小傾向をたどっていることから、「地域学校協働活動」の体制づくりに努めていきます。

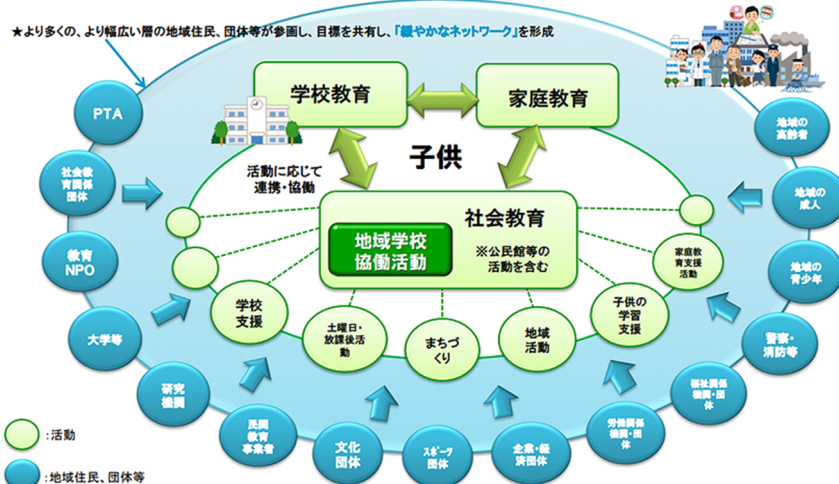
これまでの地域による学校「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」として発展させていくことを目指す活動として、学校教育と社会教育(家庭・地域社会)がそれぞれもっている教育力の要素を重ね合わせながら、双方に成果(メリット)が期待できる活動(学社融合)として、コミュニティ・スクールとの一体的な推進に向き合っていきます。

地域と学校が子供の成長を軸として、互いに意見を出し合い、学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域に住む人々との「つながり」を深めることにより、自立した地域社会の基盤構築と活性化を目指す「学校を中心とした地域づくり」を推進しつつ、地域の創生へとつなげていきます。

● 地域学校協働活動体制の概念

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。



出典：「学校と地域でつくる学びの未来」(文部科学省 HP)

施策の基本方針3 子供・青少年を地域全体で育む環境の整備

施策の体系

3-3-1 青少年対策の充実

現況と課題

今日の社会は、少子高齢化という人口構造の急激な変化が続く中、情報化、国際化、消費社会化等が進行し、家庭、学校、地域、情報・消費の場など、青少年を取り巻く社会環境は、発達途上にある青少年の人格形成に様々な影響を及ぼしています。

スマートフォンやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)をはじめとする機器・サービスの浸透により、青少年のインターネット利用環境は大きく変化し、SNS等に起因する子供たちの犯罪被害や誹謗中傷の書き込み、違法・有害情報など、インターネットを介した様々な問題が懸念されています。

青少年の健全な成長を育んでいくためには、学校や家庭での教育だけでなく、地域社会が連携協力していくことが重要であり、地域全体で子供たちを育てる体制を整えていくことが求められています。

このような中、青少年育成を担う「青少年育成稲敷市民会議」が中心となり、家庭・地域・学校・行政・関係団体等が連携を図り、互いに連携しながら一体となって、子供たちが安全・安心に過ごせる環境整備を目指して、各種事業等を積極的に展開しています。

主な活動としては、青少年向け映画上映会や青少年の主張大会の開催、「あいさつ運動」や青少年健全育成の啓発活動、環境整備活動など、精力的に取り組んでいます。

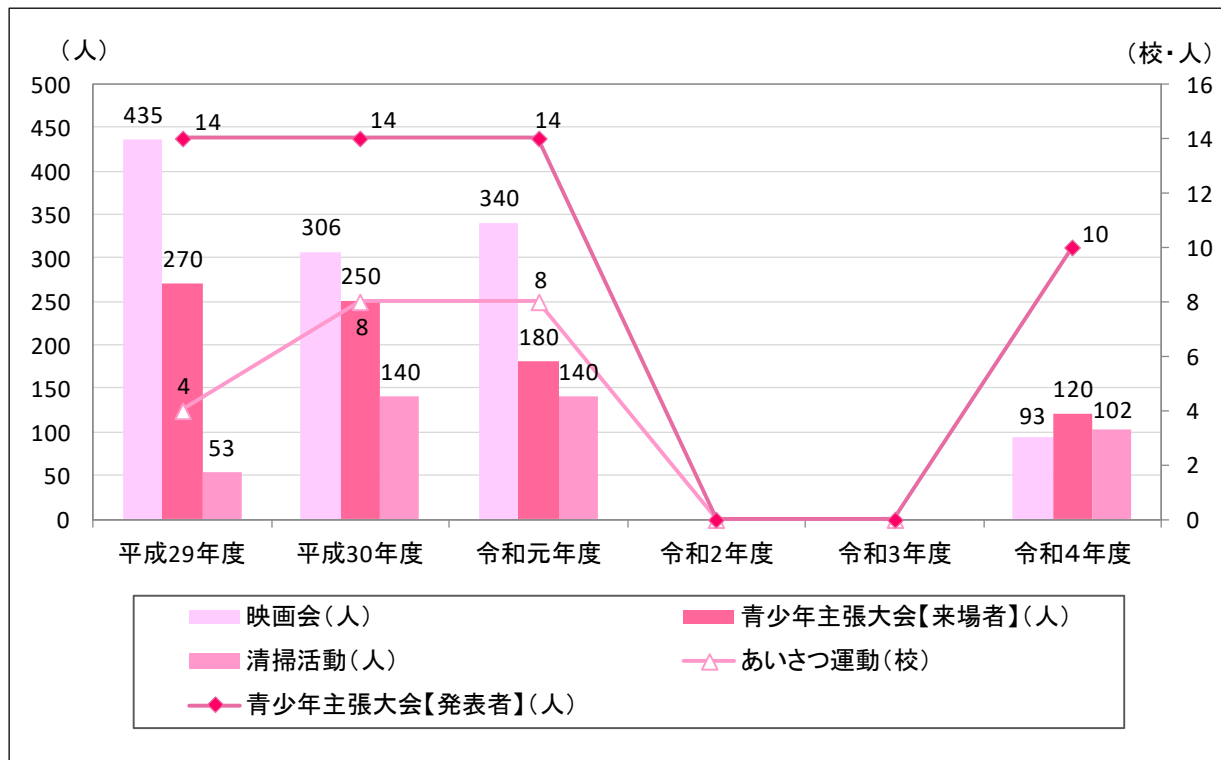
また、青少年の非行防止については、「青少年相談員」と連携し「青少年の健全育成に協力する店」の登録巡視活動や夏祭りの巡視活動、街頭キャンペーン運動等を実施するとともに、自動販売機の規制や立入調査などの環境美化活動に努めています。

一方、児童の健全育成については、子ども会育成連合会が中心となり、地域の単位子ども会育成会と連携を図りながら、地域活動をととして普及活動に取り組んでいるほか、小学生を対象として学年に合わせた競技のスポーツ大会を開催しています。また、青少年育成稲敷市民会議と合同でボランティア清掃活動を実施しています。

20歳を向かえる若者を励ますとともに、地域社会の一員として自覚と責任感を身に付け、郷土への愛着を深めてもらおうと、成人市民や市出身者を対象に、20歳を祝うための式典として「はたちの集い」を実施しています。

全ての子供・若者が、挑戦と試行錯誤を繰り返し、経験を積み重ねていく中で、自立心や自己肯定感を育み、自己を確立しながら成長し、夢と希望をもって将来を切り拓いていけるよう、適切な役割分担を担い、緊密に連携・協力しながら、家庭や地域、団体等が一体となって、子供・若者の育成支援を行い、持続可能な地域社会づくりに努めて行きます。

●青少年健全育成各種事業参加者数の推移



出典:生涯学習課

●子ども会育成連合会
(ドッジボール)



●青少年育成稲敷市民会議
(主張大会)



数値目標

指標名	現況値 2023年度 (令和5年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
青少年育成稲敷市民会議加入世帯率	56.1%(R4年度)	60%
子ども会育成連合会の加入率	82.0%(R4年度)	85%

施策

3-3-1 青少年対策の充実

■今後の方向性

明日の稲敷を担う青少年が、自らの居場所を得て、持てる力を充分発揮できるよう、青少年育成稲敷市民会議活動の充実を支援していきます。さらに、地域全体で青少年の健全育成運動として一層の広がりとなるよう、青少年の健全育成を目指した社会環境づくりを推進していきます。

また、幅広い年齢の子供たちがともに成長する機会を創り、児童の健全育成を図るため、地域の単位子ども会や子ども会育成連合会の活動を支援していきます。

さらに、市の未来を担う若者の20歳を祝い励ますとともに、自らの節目となるこの時に、改めて地域社会の一員として自覚と責任感の醸成、郷土への愛着心を深めてもらうため、「はたちの集い」を開催していきます。

1 青少年健全育成の推進

未来ある青少年の健全育成を目指し、青少年健全育成運動の効果的な推進を図るため、市民一人一人が青少年の考え方や行動を知るとともに、家庭や地域での対話やイベントへの参加などをとおして、青少年の健全育成が図れるよう、その推進に努めます。

青少年育成稲敷市民会議による、青少年向け映画の上映会や青少年の主張大会の開催、あいさつ運動の実施、ボランティア清掃活動、青少年の健全育成を目的とした「のぼり旗」を作成し、市内小・中学校に配布するなど、青少年健全育成の啓発活動の促進に努めます。

また、青少年相談員協議会が主体となり展開している、青少年健全育成と非行防止を目的とした街頭キャンペーンなどの啓発活動や、店舗訪問、自販機立入調査、研修会をとおして、青少年相談員の専門性向上を図る取組に対する支援に努めていきます。

2 子ども会育成連合会等の活動支援

子ども会は、地域で異年齢の子供たちが様々な活動を通じて行動することで、子供たちが社会的成長の糧となるものです。異年齢での活動は、協調性やリーダーシップが、地域活動では郷土愛が、奉仕活動により公共性が、また、創作活動により創造性が育まれるなど、さまざまな活動による効果が期待されていることから、これを児童の健全育成につなげていくため、地域単位子ども会と子ども会連合会の活動支援に努めていきます。

スポーツ大会やボランティア清掃などの活動をとおして、子供同士の交流や地域活動にふれあう機会の提供に努め、子供たちの地域や地元に対する郷土愛を育みます。

3 未来を担う成人の健全育成(はたちの集い)

市の未来を担う若者の20歳を祝い励ますとともに、自らの節目となるこの時に、改めて地域社会の一員としての自覚と責任感を醸成し、郷土への愛着を深めてもらうため、「はたちの集い」を開催します。

20歳を迎えた新成人たちが自ら企画・運営を行う実行委員会形式の集いを支援しつつ、出席者全員の心に残る式典・イベント開催を目指していきます。

基本目標4 社会教育の振興と芸術・文化活動の充実

■ 施策の基本方針 ■

- 1 社会教育を基盤とした「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」
- 2 社会教育施設の整備と活動の充実
- 3 芸術文化・歴史文化の継承と地域づくり

生涯にわたり誰もが自己啓発や学び直しができる環境の整備、学習機会の提供、学んだ成果の先にある達成感や充実感が味わえ、それを生かして様々な分野で活動できる仕組みづくりなどが求められています。

「人生100年時代」を迎えようとしている現在、社会教育や学校教育をはじめとした「教育」をとおり、生涯学習社会の実現を目指していくことが必要といえます。

市民がともに学び合う機会の充実は、地域コミュニティの形成にもつながり、特に社会教育という視点が今後ますます重要となっていきます。「社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくり」を基本に、公民館活動をはじめとした社会教育活動を積極的に推進していきます。

■ 重点的取組 ■

①公民館を核とした「学びをとoshしたつながり」とまちづくり

市内4地区それぞれの公民館を、地域住民が「学び」「集い」「つながる(結ぶ)」場として活用し、地域の特色を生かした講座・教室や活動を市民主体で実践しながら、地域で人々の関わりを深めていきます。さらに、地域には様々な得意分野を持った多様な人材が存在しています。多様な個々の人材を発掘し、協力し合いながら活動できるシステムづくりに努め、地域を学び、自ら行動する工夫を取り入れながら、地元を愛し協力し合える人を増やしていきます。

②誰もがいつでもどこでも学べる社会教育環境づくり

社会教育施設の適切な維持管理に努め、必要な施設整備や計画的な設備更新を進め、快適で心地よい学びの場づくりに取り組みます。

また、学びのために必要な教材や資料などを適正に整えつつ、DX化の推進にも取り組み、施設利用時の利便性向上を目指した社会教育環境づくりに努めます。

③みんなで育む芸術文化と歴史文化の振興

市民主体のまちづくりを推進していくため、市民の自主的で個性的な芸術文化活動を支援しつつ、心豊かな人づくり、まちづくりを目指します。また、地域固有の歴史や伝統文化、文化財を深く学び、保存し活用していくことが大切であることから、これらの保存・伝承に努めていきます。そのため、行政、市民、企業等による地域を知る学習を推進し、その担い手である市民が学びを通じて、地域の「魅力」「愛着」「誇り」が持てるよう、活発に活動できる環境整備を図っていきます。

●社会教育活動をとoshした「まちづくり」の推進

●図書館活動の充実 ●歴史民俗資料館活動の充実と利活用

施策の基本方針1 社会教育を基盤とした「人づくり」

「つながりづくり」「地域づくり」

施策の体系

4-1-1 社会教育活動をととした「地域づくり」の推進

4-1-2 図書館活動の充実

現況と課題

○社会教育活動をととした「地域づくり」の推進

市民一人一人が生涯にわたって主体的に学び、心豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会、あらゆる場所において、今日的な課題に取り組む学習活動など、多種多様な学習プログラムの提供に努めています。

小学校の4年生から6年生を対象とした「いなしき子ども大学」や、60歳以上を対象とした「いなしき大学」、経験や知識を活かした市民が講師を務める、市民を対象とした講座の開催など、地域の実情に応じた公民館活動などに取り組んでいます。

その結果、社会教育活動を進める中で、地域を支え活躍する市民が増えつつあり、まちづくりに参画する市民や各種団体等が地域コミュニティの活性化に関わっていく機会も増え、郷土を愛する心の深まりなどが、市内の各地域で少しずつ根付きはじめています。

また、多くの市民が社会教育活動として、より積極的に取り組んでいくためには、多様化、高度化する人々の学習需要を十分に把握し、それを集約・分析しながら、質の高い学習機会を提供することや、市民が社会教育活動へ参加するための、きっかけづくりが必要となってきます。

一方、参加者同士をスムーズに結び付けていくため、必要な情報提供を行うことや、学習活動から地域づくりへの参画につながる流れをつくっていくことが課題となっています。

○図書館活動の充実

すべての市民に学習する機会を保障し、気軽に利用できる図書館を目指して、「いつでも、どこでも、誰でも」望む情報として提供できるサービスを目指しています。

現在、市内には市立図書館をはじめ、江戸崎中央公民館、新利根公民館、桜川公民館に図書室・図書コーナーを設けて、市民が本に触れ合える機会をつくっています。また、図書館や各公民館図書室等に直接行かずとも、いつでも、どこでも、誰でも本が読める電子図書の貸出サービスを開始しています。

本離れが進みつつある近年、図書館を介して利用者と本を結び付けることが図書館の役割であり、図書館サービスの柱であるとの考えから、利用者のニーズに速やかな対応ができる体制づくりや、資料の充実、読書活動に対する支援をより一層充実させていく必要があります。

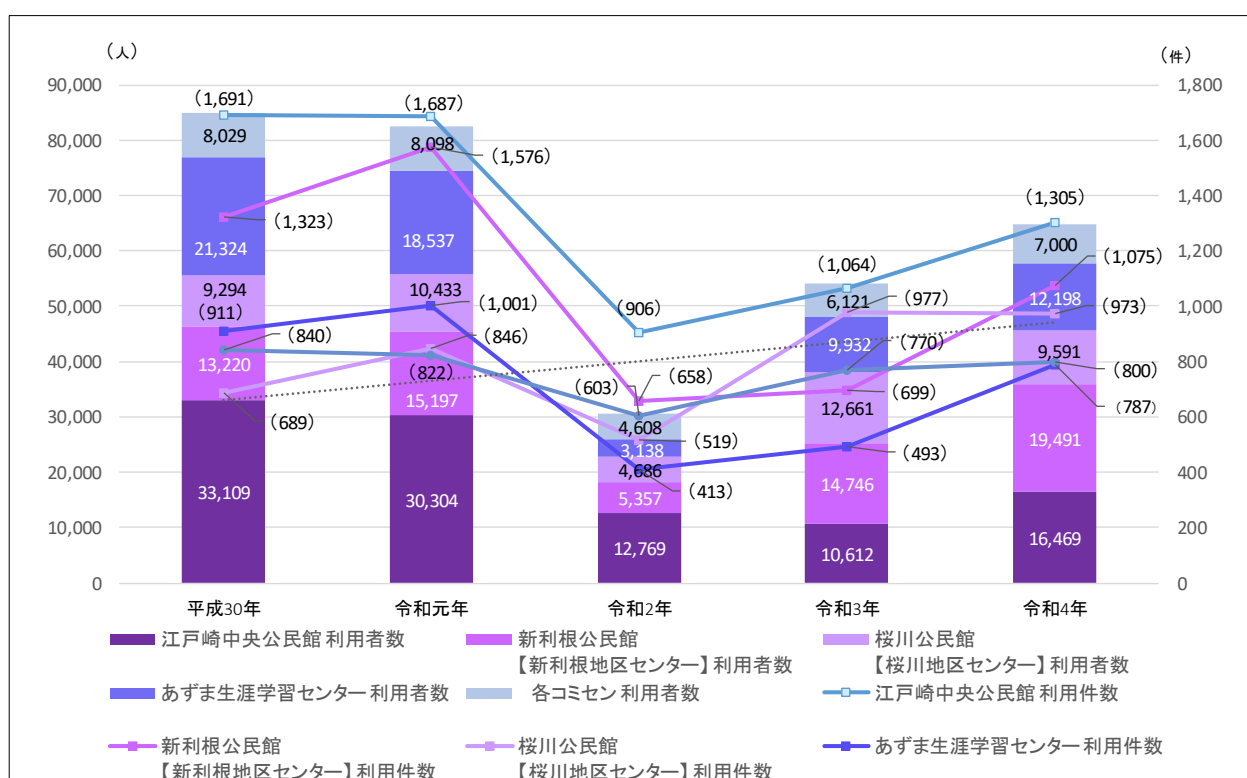
市立図書館も開館から30年を経過しており、施設・設備の老朽化と、所蔵設備の不足等が課題となっています。各公民館図書室等も改修等が必要な状況にあることから、市民がより利用しやすい場所への設置も検討しなければなりません。

●生涯学習事業の回数・参加者数の推移

年 度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
行 事 名	開催数 (回)	参加者 (人)	開催数 (回)	参加者 (人)	開催数 (回)	参加者 (人)	開催数 (回)	参加者 (人)
生涯学習講座	5	108	6	92	1	17	1	37
いなしき子ども大学	1	37	1	0	1	15	1	41
いなしき大学（高齢者）	1	323	1	86	1	127	1	186
いなしきルーム（市民講師）	7	76	0	0	3	26	3	120

資料：生涯学習課

●公民館利用者数と利用件数の推移



資料：各公民館

数値目標

指標名	現況値 2023年度 (令和5年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
公民館の利用者数	57,728 人 (R4年度)	79,000 人
生涯学習講座・公民館講座の延べ参加者数	一日講座: 91 講座 定期講座: 1,893 人 (R4年度)	一日講座: 110 講座 定期講座: 2,400 人
市民一人当たりの図書館資料貸出数(電子図書含む)	3.06 冊/人 (R4年度)	4.0 冊/人

施策

4-1-1 社会教育活動をととした「地域づくり」の推進

■今後の方向性

「人生100年時代」を迎えようとしている現在、共生社会の実現・地域コミュニティの再構築に向けて、個人の幸福と周囲との良好な関係による「ウェルビーイング」の達成に生涯学習・社会教育の果たし得る役割が重要視されています。

本市の社会教育では、人々が集い学び合う公民館を核とした「地域づくり」を推進していきます。また、公民館は、地域の総合的な活動拠点施設として、人と人、人と学習、人と地域の活動をつなぐ役割を果たしていく場として、位置付けていきます。

また、芸術や文化活動に取り組み、市内で活躍する文化団体の活動支援や、文化祭(公民館まつり)など、市民の学びをととした、心地よいつながりづくりに努めます。

さらに、伝統芸能・芸術文化等を次世代へと継承していくため、世代や地域を超えた交流・つながりづくりを支援していくとともに、地域への愛着とふるさと回帰を目指します。

1 公民館を核とした地域づくりの推進

公民館を核とした「地域づくり」を進めていくため、公民館の基本的な役割である「学び」「集い」「つながる(結ぶ)」を充実強化させ、市民に親しまれる公民館運営を目指し、社会教育の拠点、地域コミュニティの拠点として、地域づくりを推進する公民館運営に努めます。

各公民館の活動では、「市民の学びをととした、心地よいつながりづくり」の実現を活動方針として、「学び」「集い」「つながる(結ぶ)」という公民館が果たす教育機能を踏まえ、各世代を対象とした現代的課題にタイムリーなテーマや、市民の発想と企画力による講座・教室の実施と充実に努めます。

2 生涯学習活動の充実

市民の学びたいという気持ちに応えるとともに、市民に本市の特徴や良さを知ってもらえるような生涯学習・社会教育活動を推進します。

これまでも活動の中心として実施してきた、いなしき子ども大学(子供向け)、生涯学習講座、いなしき大学(高齢者向け)、リーダーバンク(市民講師講座)等は継続しつつ工夫を加え、その充実を図っていきます。

●生涯学習講座



●いなしき子ども大学



3 学びの成果を地域づくりの実践につなげる場の充実

多くの市民が各公民館等で、「学び」「集い」「つながる(結ぶ)」という行為を通じ、講座・教室等や多彩な芸術文化活動に取り組んでいます。その活動成果を発表する場としては、地域文化の振興と市民交流を目的に「稲敷市文化祭」を開催しており、4つの地区公民館で地域に密着した「公民館まつり」として実施しています。引き続き工夫を凝らしたイベントとなるようその充実に努めます。

4 地域の人材発掘・育成と活用

地域には様々な得意分野を持った多様な人材が存在しています。地域づくりの活性化を進めていくためにも、地域で活躍するリーダー・支援者・指導者等の養成と活用が重要となります。地域に住む人と人のつながりを育むことから進め、「いなしきリーダーバンク」制度の有効活用に努めつつ、核となる人材の発掘・育成に取り組んでいきます。

学習を通じた活動は、個人の「教養」が磨かれていくとともに、他者との関係性を築いていく機会にもなります。仲間との交流から、コミュニケーション能力、協調性、リーダーシップなどをはじめ、個人の成長までが期待できることから、有効な人材育成として推進していきます。

施策

4-1-2 図書館活動の充実

■今後の方向性

いつでも、どこでも、誰でも自由に図書が読める電子図書館の普及強化を図り、利用者の増加と各効率的機能の活用強化に取り組み、利用可能図書のさらなる拡充に努めます。一方、児童生徒が所持する教育タブレットの活用推進と併せて、来館困難な子供たちに対する読書機会の拡大に努めます。

また、市立図書館と公民館図書室等との連携強化を図り、市民が身近な施設で借受、返却、予約サービスが受けられる体制づくりを図っていきます。利用者ニーズを把握し、求められる情報・資料の積極的な収集・提供の充実を図り、地域に住むすべての人に対する学習機会も保障していきます。

さらに、学校図書館との連携を強化し、児童生徒の読書活動を推進するとともに、学びへの興味に応えられる図書資料の貸出し提供を推進していきます。

茨城県図書館情報ネットワークも有効に活用し、県立図書館をはじめ県内各公立図書館との本・視聴覚資料等の相互貸借、配送体制を維持拡充していきます。

1 市民の教育や学びを支援する図書館の推進

図書館の役割は、市民の知る権利を守り、「いつでも、どこでも、誰でも」利用できる場を提供することです。「人生100年時代」の到来にあって、様々な年代の市民が教育や自ら学習する機会が得られるよう、多種多様な情報を収集、整理、保存、提供し、利用できる図書館サービスの充実を図ります。

市立図書館と各公民館図書室等との連携を図り、身近な施設で借受、返却、予約サービスが受けられる体制の強化を図ります。

現在は、高齢者や幼児、小学生等が利用の中心であるため、各年代層の求める図書資料を的確に捉えた資料収集・提供に努めます。また、中・高生や若者世代の利用増につながる新しい資料や利用環境の整備を図っていきます。

さらに、従来の社会教育施設としての役割だけではなく、地域コミュニティを育み、地域づくりを推進する拠点として、また滞在を目的とした「居場所」として、それらの機能が果たせる図書館運営を目指していきます。

2 公民館図書室等の充実

地域に住む市民が気軽に利用できる図書スペースとして、各地域の公民館図書室等の利用促進を図ります。市立図書館を拠点としたネットワークの有効活用を進め、各公民館図書室等に配架される図書の充実に努めます。

また、図書館を中心に活動するボランティア団体等の育成・連携を強化し、絵本の読み聞かせ事業等の充実に取り組んでいきます。

さらに、電子図書館の利用について、その普及促進を工夫させ積極的に推進していきます。

3 学校図書館との連携強化

学校図書館と緊密に連携し、児童生徒の読書活動を推進するとともに、学びへの興味に応えられる図書資料の整備と学校図書室への貸出し提供に努め、子供たちが生涯にわたって図書館を利用してくれることを期待し図書館利用のPR活動を強化していきます。

4 電子図書館の利用促進

いつでも、どこでも、誰でも、自由にスマートフォンなどで読書ができる、電子図書館システムの普及強化を図り、利用促進を目指し啓発活動を強化していきます。

また、利用可能な図書資料のさらなる拡充に努めるとともに、児童生徒が所持する教育用タブレットの活用推進と連携し、来館困難な子供たちに対する読書機会の拡大に努めます。

5 県立図書館、県内図書館との連携

茨城県図書館情報ネットワークを有効に活用し、県立図書館をはじめ県内各公立図書館との本・視聴覚資料等の相互貸借、配送体制を維持し、積極的な活用に努めていきます。

また、市立図書館で対応が困難なレファレンス質問等に対しては、県立図書館等が有する資料や情報を活用して回答する協力レファレンスサービスと連携し、レファレンス質問の対応に努めます。

●市立図書館（館内）



●東おはなし会（クリスマス会）



施策の基本方針2 社会教育施設の整備と活動の充実

施策の体系

4-2-1 社会教育施設の整備と改修

現況と課題

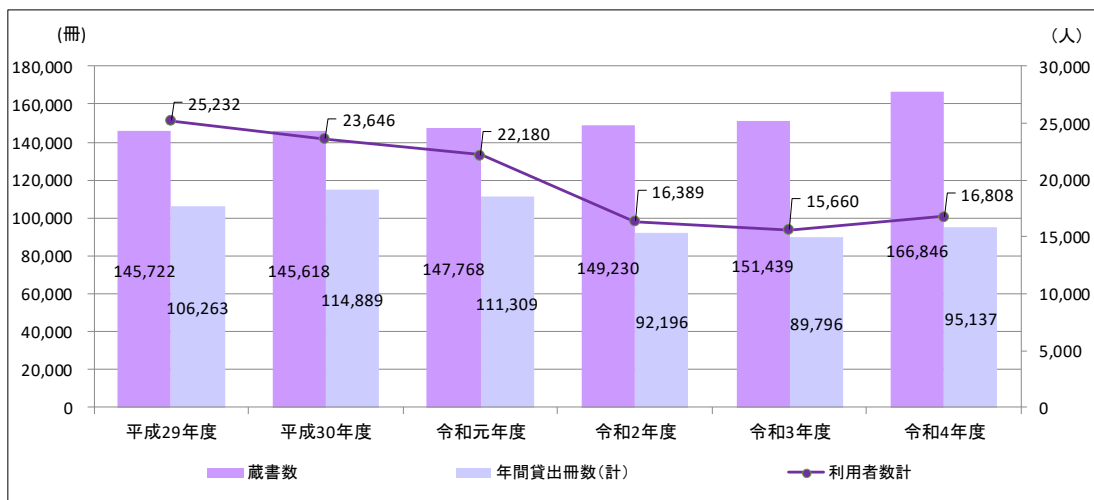
○社会教育施設の整備

公民館をはじめ、施設によっては町村合併前から利用されている建物が多く、それぞれ老朽化が進んでいます。図書館についても開館から30年が経過していることから、施設の大規模改修や老朽化対策、設備更新等の対策を検討していく必要があります。

また、歴史民俗資料館も旧東町当時からの施設であるうえ、基本的な展示スペースや内容等が当初からほぼ変わっていないのが現状であります。施設の老朽化に対する修理や改修が必要となっており、利用者への快適性や利便性を提供していくためにも、施設・設備等の改修が求められています。

さらに、公民館図書室等の施設や設備も老朽化が進んでいます。増加する蔵書に対応した設備の不足等が課題となっており、施設の改修等も必要な状況にあります。特に江戸崎中央公民館図書室については、多くの市民が利用していることから、快適性や利便性に優れた場所への移設を含めた改修が望まれます。

●図書館の蔵書数・貸出冊数と利用者の推移（図書館・図書室合計）



資料：市立図書館

数値目標

指標名	現況値 2023年度 (令和5年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
教育施設の改修施設数	一件	3 件
江戸崎中央公民館図書室の利用者数	4,705 人(R4年度)	7,200 人
歴史民俗資料館の入館者数	10,683 人(R4年度)	11,500 人

施策

4-2-1 社会教育施設の整備と改修

■今後の方向性

老朽化している社会教育施設については、市民のニーズに対応していくことを念頭に、より快適で市民が利用しやすい施設を目指しながら再整備や改修を行い、施設の有効活用を推進します。

中でも、江戸崎中央公民館図書室の移設化により、新たな発想に基づいた図書館分館を新設し、書架や施設の整備・充実を図り、地域振興の拠点となるような施設づくりに努めます。

また、歴史民俗資料館展示スペースのリニューアル化を調査するとともに、施設内照明のLED化や空調設備の改修等を検討し、利用者が快適で気軽に滞在できる施設づくりを目指します。

さらに、それぞれの社会教育施設においては、DX化への推進をはじめ、施設利用時の利便性や管理・運営の向上を図っていくため、社会教育施設の環境整備を検討していきます。

1 快適で利用しやすい施設整備の推進

公民館をはじめとする社会教育施設は、町村合併以前からの施設が多くあります。市公共施設等総合管理計画などに基づき、教育施設の維持・管理に努めるとともに、老朽化や設備の更新が必要なものについては、市民のニーズに合った施設内容となるよう順次改修を図ります。

2 施設サービスの向上を目指すDX化の推進

社会教育施設についてもDX化を推進しつつ、維持管理の向上に努めます。その一環として、市民が研修室等を利用する際の予約システムとして、スマートフォン等を利用し、インターネットで行えるよう検討していくなど、市民の利便性を追求していきます。

3 江戸崎中央公民館図書室の移設整備

江戸崎中央公民館図書室については、蔵書・閲覧スペースの狭さ、蔵書等の経年劣化が進んでいることから、新たな発想に基づき、誰もが気軽に本と親しめ、快適な時間を過ごすことができる空間づくりを目指し、図書館分館の設置検討を推進していきます。市民が立ち寄りやすい場所、地域振興・コミュニティの拠点となり得るような場所として、書架や施設の整備・充実を図るとともに、読書だけではなく、他にも魅力がある場所として、行きたくなるような図書室づくりに努めます。

4 歴史民俗資料館の施設増築・改修

市の歴史を伝える歴史民俗資料館は、開館から30年が経過していますが、常設展示の全体的な更新は行われていないうえ、施設や設備の老朽化、構造上の課題が表面化しています。

展示方法や内容のリニューアルをはじめ、収蔵資料の増加に対応した収蔵庫の増設、稲妻茶屋の多目的化など、ハード・ソフト両面からのリニューアル化を進める基本方針を定め、来館者の興味や目的に応じて、展示計画以外にも多様な過ごし方や交流ができる場として、コミュニティの拠点となるよう、施設の増築や改修整備を推進していきます。

施策の基本方針3 芸術文化・歴史文化の継承と地域づくり

施策の体系

- 4-3-1 芸術・文化活動をととした「つながりづくり」の推進
- 4-3-2 文化財保護の推進と利活用
- 4-3-3 歴史民俗資料館活動の充実と活性化

現況と課題

○芸術文化活動をととした「つながりづくり」の推進

市内4地区には、それぞれの文化協会に所属する活動団体があります。多くの団体等が文化協会に加盟していますが、団体構成員の高齢化が進んでいます。若者層のニーズを捉えつつ、活動への参加を促進していくことが課題となっています。

○文化財保護の推進と利活用

今もなお、多くの有形・無形の文化財に触れることができるのは、先人の不断の努力による恩恵であり、これらの文化財を確実に次世代へと継承していくことは市民一人一人の責務です。

地域の社会情勢が変化し、進展する文化や経済等のグローバル化、古い家屋の解体や宅地等の開発、近年の過疎化や少子高齢化の進展などにより、地域社会の衰退が強く指摘されています。

文化財は、人々が日常生活の中で守り、継承してきた貴重な財産・資源ですが、現在、その継承基盤となるコミュニティ自体の脆弱化が進んでおり、これまで継承してきた地域文化にある多様性の維持・発展が脅かされつつあります。

このような厳しい状況の中であって、これまで価値付けが明確でなかった、未指定の文化財も対象とした保護に対する取組の充実や、文化財継承の担い手確保を進め、社会全体で支えていく体制づくり等が急務といえます。

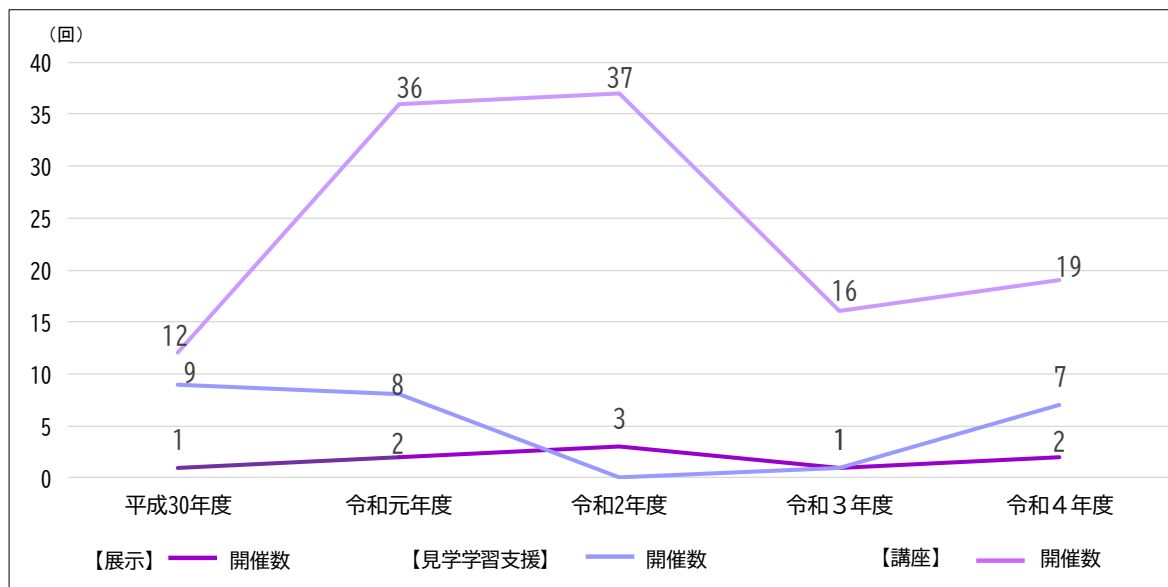
○歴史民俗資料館の充実と活性化

郷土の歴史や文化に触れることができる身近な場所である歴史民俗資料館では、次世代に市の歴史・文化を継承するため、郷土に根ざした展示や資料の保管を行うほか、市民の関心が高い企画展の開催、調査研究活動等の充実・推進をととして利活用の促進に努めています。

一方、町村合併前の旧東町当時から展示内容が変わっていないものも多いことから、稲敷市の資料館として、市全体を網羅した、わかりやすく、質の高い展示にしていく必要があります。

そのための常設展示室のリニューアル化、収蔵庫の増築、老朽化した施設の改修、デジタル化への対応、資料館運営に携わる人材育成などが、大きな課題となっています。

●歴史民俗資料館企画展示等開催の推移



資料：歴史民俗資料館

●歴史民俗資料館



●江戸崎祇園祭(市指定無形民俗文化財)



数値目標

指標名	現況値 2023年度 (令和5年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
文化協会加盟数	144 団体 1,626 人 (R4年度)	150 団体 1,700 人
文化財マップの更新(GIS 整備率)	未実施	100%
歴史民俗資料館の企画展示回数	2回/年(R4年度)	3 回/年

文化財マップは、指定文化財の位置及び周知の埋蔵文化財包蔵地の位置を GIS として整備(適宜更新)

施策

4-3-1 芸術・文化活動を通した「つながりづくり」の推進

■今後の方向性

市民の芸術文化に対する感性を高め、本市に住むことに誇りと愛着が持てるように芸術・文化活動を推進し、共に学び合う市民のつながりづくりを推進します。

市民が地域で様々な社会教育活動を行うなかで、学びたい内容に合わせて多様な芸術や文化に触れる機会を支援します。また、地域で行われている芸術文化活動や、地域に残る伝統文化芸能の保存・活用にも努め、地域のつながりを維持していきます。

1 子供の芸術活動の支援

次世代の芸術家や観客となる子供たちが、創造性や発想力、コミュニケーション力を身に付けるとともに芸術文化を体験・修得する機会の提供に努めます。

小・中学校等で、子供たちの豊かな心や感性、創造性を育むことを目的に、芸術文化鑑賞・体験機会の提供及びプロの芸術家を講師とした特別教室の開催を検討します。

また、個人的に出場する各種の大会やコンクールで優秀な成績を収めた児童生徒などには、市から表彰等を行う制度を検討し、子供たちのモチベーション向上を目指していきます。

2 芸術文化関係団体の支援

市民の芸術・文化活動の活性化を図るため、市民のニーズを捉え活動参加を推進していくとともに、市文化協会に所属する活動団体等への支援充実を図っていきます。また、市文化祭(公民館まつり)や各公民館での展示発表などをはじめ、市民がより活動しやすい環境づくりを推進していきます。

3 様々な芸術文化に触れる活動の支援

市民が芸術文化に対する意識を高めていくため、市民からの要望に対しては、主に公民館講座などで応えることとし、市民の芸術文化活動の充実を目指します。

●絵画展示(歴史民俗資料館)



●文化祭・新利根公民館まつり



4-3-2 文化財保護の推進と利活用

■今後の方向性

文化財は、本市の歴史・文化を知るだけでなく、全国各地域の歴史・文化も深く認識することができます。市民に愛される文化財は、市の誇りや魅力あふれる地域づくりの礎(核)となり、地域の絆や地域コミュニティの活性化にもつながっていくものです。

これら貴重な地域の歴史的資源を確実に守っていくため、的確な文化財保護制度の活用に努めます。また、開発事業と埋蔵文化財保護における認識の共有を図りつつ、「埋蔵文化財の所在と内容」を可能な限り把握し周知に努めます。

今後は、文化財保存活用地域計画の策定を検討しつつ、未指定の歴史的資源を含めた文化財の保存と活用に関する将来像や具体的な事業等の実施計画を定め、計画的な取組のもと、継続性・一貫性のある文化財の保存と活用を推進します。

1 埋蔵文化財の保護

市内には、現在、旧石器時代の生活の痕跡や縄文時代～中・近世の遺跡が多く確認されており、埋蔵文化財包蔵地として一般に広く周知されています。

年間をとおして、個人住宅の建設や太陽光発電施設の設置など、開発行為に伴う埋蔵文化財所在に関する有無の照会や届出等が多数あり、現地調査等が増加しています。

また、埋蔵文化財包蔵地については、カードや包蔵地マップ等の整備とその周知に努めます。さらに、開発事業との円滑な調整や事務の効率化に取り組み、開発事業と埋蔵文化財保護における認識の共有を図っていきます。

2 文化財等の適切な維持管理支援

市内には、国の重要文化財(建造物)である「平井家住宅」や「横利根閘門」、国指定の史跡「広畑貝塚」、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(国の記録選択)「あんば囃子」、国の登録有形文化財(建造物)の「旧植竹庄兵衛家住宅(洋館・和館・土蔵)」があります。また、県指定文化財が18件、市指定文化財が71件あります。

これらの貴重な文化財を恒久的に保護し、次世代へと引き継いでいくために、日常の維持・管理や修理等に対する補助事業等の積極的な活用を図り、その支援に努めます。

3 地域に伝わる伝統文化や伝統芸能の伝承

指定文化財や未指定に関わらず地域に伝わる伝統文化・伝統芸能を、次世代へと確実に残していくことは重要なことです。これらは、地域への誇りと愛着をもたらし、地域コミュニティに果たす役割として、なくてはならないものといえます。過疎化・少子高齢化が進む社会状況ではありますが、地域の人々とともに、次世代へと確実に伝承していきます。

また、これまでは、ある世代・組織だけが担っていた伝統技術や、地域内に住む人だけが参加していた祭り・行事等も、地域社会の合意形成を図ったうえで、参加者のすそ野を広げたり、しきたりなどを拡大解釈したりすることで、地域活性化の資源に生まれ変わる可能性があります。新たな視点から地域に伝わる伝統文化・伝統芸能の保存活用に努めます。

4 文化財の計画的な保存と活用

文化財を適切に保存し活用しながら、次世代へ継承を図っていくためには、将来の文化を担う若い世代のニーズに沿った施策を展開していく必要があります。

各地域にある様々な文化財を総合的に調査・把握し、地域に所在する文化財とその周辺環境を一体的に保護することで、文化財が市民に親しまれる存在となっていきます。そのためにも、本市における「文化財保存活用地域計画」の策定を検討していきます。

「文化財保存活用地域計画」は、文化財保護法に位置づけられた市町村の計画であり、市内の文化財に関する保存と活用について、取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、基本的なアクションプランです。本市の地域実情を踏まえた、独自性のある計画策定を目指します。

施策

4-3-3 歴史民俗資料館の充実と活性化

■今後の方向性

稲敷市の豊かな自然と歴史・文化の素晴らしさを、そこに暮らす市民とともに学ぶことによって、郷土への愛着と誇りを育むとともに、多様で地域性豊かな郷土の魅力を発信し、その担い手を育て、さらに未来へと引き継いでいきます。

これまで進めてきた、郷土資料の収集や調査・研究の成果を基に、歴史資料や研究論文等を館報で紹介していくとともに、講演会やシンポジウムを開催していきます。また、市民の郷土に対する知識や理解を深めていくための企画展や、多くの市民に参加していただけるような講座、史跡巡りなどのイベント等を積極的に展開していきます。

さらに、現在収集、蓄積されている郷土資料のデータベース化を促進しつつ、解説書やパンフレットなどの内容充実を図っていくほか、DX 化を推進し、インターネットを活用した情報発信や公開、活用に努めていきます。

そして、人と人、人とモノとの出会いから生まれる学びの楽しさを、子供たちをはじめ、幅広い世代の市民とともに分かち合える場となるよう、資料館展示室のリニューアル化に取り組んでいくとともに、照明のLED化や空調等の設備改修を進め、来館者の興味や目的に応じて、展示計画以外にも多様な過ごし方や交流ができる場として、コミュニティの拠点となるよう、活動の充実と活性化に努めていきます。

1 郷土資料を活用した魅力ある展示等の充実

資料の調査、研究等によって得られた新たな情報を反映させた、質の高い魅力ある常設展示として鑑賞機会を提供していくとともに、本市ならではの歴史・文化や、個性あふれる地域の魅力に焦点を当てた親しみやすい企画展をはじめ、タイムリーなテーマによる特別公開などを活用し、常に新鮮な情報として、素晴らしい本市の歴史と文化を広く発信していきます。

2 歴史・文化遺産の継承の普及・保存活動の充実

稲敷市郷土資料調査委員会により、市内に残る貴重な建造物や民俗、考古、伝承等の調査研究を充実させ、その成果を報告書として刊行したり、ミニ企画展示として反映させたりして、本市の文化・歴史遺産に関する普及啓発や保存活動の充実につなげていきます。

3 幅広い世代に向けた学習支援と教育普及活動の充実

子供から大人まで、本市における歴史と文化の魅力を、未来へと引き継ぐ担い手としていくため、各年代層に応じた、学習支援と教育普及活動を積極的に進めていきます。

来館する小・中学生や来訪者に対する学習支援、小・中学校への郷土教育学習支援、親子で学ぶ歴史講座の開催、若者層のニーズを捉えた多様な学習支援などに取り組むとともに、市民の自発的な郷土学習に対する支援を積極的に推進し、文化財の保存や伝承に対する意識の普及を図っていきます。

4 郷土資料のデータベース化と活用促進

収集、蓄積されている郷土資料のデータベース化を促進するとともに、親しみやすさに焦点を当てた解説書やパンフレットなどの充実を図ります。さらに、これまで蓄積されたデータはインターネット等を活用した積極的な情報発信や公開などを推進しつつ、資料がもつ情報を含めて、確実に次代へと引き継いでいきます。

また、魅力ある本市の歴史と文化を、未来を担う子供や若者層をはじめとするあらゆる世代、市内外を含めたあらゆる人々に伝え、共有化に向けた情報発信の強化に努めます。

●重要文化財 横利根閘門



●重要文化財 平井家住宅



基本目標5 生涯スポーツの振興と環境の整備

■ 施策の基本方針 ■

- 1 生涯スポーツ活動の振興と充実
- 2 スポーツ環境・施設の整備
- 3 各種スポーツ大会の開催

「生涯スポーツ」とは、市民誰もが生涯の各時期にわたって、それぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでも、どこでもスポーツを気楽に親しむことが基本です。

生涯スポーツの推進をととして、「こころ」と「からだ」の健全な育成を促すとともに、すべての市民が明るく豊かで、活力に満ちた生きがいのある生活が送れるよう、市民の「する」・「みる」・「ささえる」という自発的なスポーツ活動を促進します。

また、茨城ゆめ国体や東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、培った機運を生涯スポーツの一層の普及・振興に活かしていきます。

■ 重点的取組 ■

① するスポーツの充実を目指す

多くの市民が健康づくりや体力づくりのために生涯スポーツが始められるよう、スタートアップを意識した取組の強化を図ります。

② みるスポーツの充実を目指す

するスポーツとともに、競技スポーツを間近で見ることや、家族や友人のスポーツ活動を応援することも生涯スポーツの良さであることから、これらの取組の充実に努めます。

③ ささえるスポーツの充実を目指す

生涯スポーツを支えているのは関係団体やスポーツクラブ、各競技の指導者であることから、その支援・育成の強化を推進していきます。

-
- イベント・大会の充実、各種スポーツ教室・講座の充実
 - イベント・大会の充実、茨城ゴールデンゴールズの活動支援
 - 地域スポーツクラブの育成、スポーツ協会・スポーツ少年団の支援、運動部活動の地域移行

施策の基本方針1 生涯スポーツ活動の振興と充実

施策の体系

5-1-1 市民スポーツの推進

5-1-2 各種スポーツ教室の開催

現況と課題

本市においては、すべての市民が生涯を通じて、「いつでも、どこでも、誰でも」スポーツ活動に親しみ参加できるよう、スポーツの日常化を推進しています。

○市民スポーツの推進(する・みる・ささえるスポーツ)

市民スポーツの推進にあたっては、スポーツ推進委員会において、スポーツに関する事業の実施や連絡調整、実技の指導などに関する助言などを行っており、スポーツ推進委員を中心に、生涯スポーツの普及に向けた活動を推進しています。

また、本市では、稲敷市スポーツ協会専門部(24競技60団体)※、稲敷市スポーツ少年団(15競技30団体)※が活動しており、スポーツ関連団体として市民のスポーツ活動を担っています。今後は、各団体の支援や地域の人材育成を図っていくことが求められています。(※令和5年11月1日現在)

障がい者スポーツについては、教室の開催など普及啓発を進めているところです。

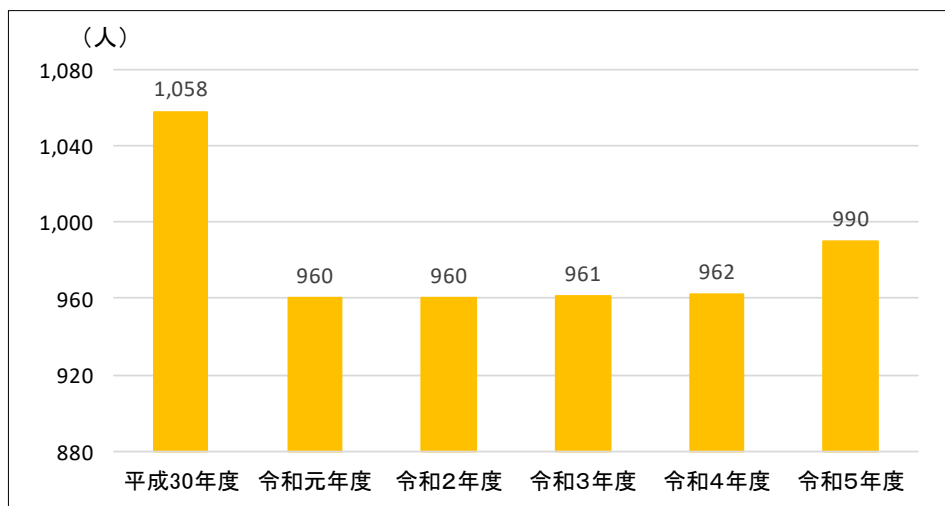
地域スポーツの支援としては、稲敷市を拠点に活動する社会人硬式野球クラブチーム、茨城ゴールデンゴールズの活動を支援しています。「みる」スポーツとして応援ツアーなども実施しています。

○各種スポーツ教室の開催

スポーツ教室については、児童を対象とした児童教室と、一般を対象とした各種教室のニーズを見極めながら実施しています。

市内で活動する総合型地域スポーツクラブは「ライフスポーツクラブしんとね」と「一般社団法人スポーツプロモーションいばらき」があります。「ライフスポーツクラブしんとね」は新利根体育館を拠点としてスポーツ活動を推進しています。

●スポーツ協会(スポーツ少年団含)会員数



資料:スポーツ振興課

数値目標

指標名	現況値 2023年度 (令和5年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
スポーツ協会加入団体数 スポーツ少年団会員数	90 団体 604 人	101 団体 650 人
スポーツ教室参加者数	980 人	1,100 人

施 策

5-1-1 市民スポーツの推進

■今後の方向性

スポーツ推進委員の活動支援に努めるとともに、スポーツ協会やスポーツ少年団の運営支援など、市民主体のスポーツ組織を育成します。

さらに、障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりや、障がい者スポーツの普及促進に努めます。

稲敷市を拠点に活動する茨城ゴールデンゴールズの活動を支援します。

1 市民主体のスポーツ組織の育成

スポーツ推進委員会においてスポーツに関する事業の実施や連絡調整、実技の指導などに関する助言などを行うとともに、生涯スポーツの普及に向けたスポーツの活動を促進します。

中学校運動部活動の地域移行については、関係機関との連携を緊密に図りつつ、主体や手法等について検討を進めます。

市内で活動するスポーツ協会やスポーツ少年団の運営支援などにより、市民主体のスポーツ組織を育成します。

2 障がい者スポーツの普及促進

障がいの有無にかかわらず、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを推進するため、パラ・スポーツ教室などを開催し、障がい者スポーツの普及促進に努めます。

3 茨城ゴールデンゴールズの活動支援

稲敷市を拠点に活動する社会人硬式野球クラブチーム、茨城ゴールデンゴールズは、稲敷ふるさと大使としての役割を担っていることから、後援会活動の支援を行います。

施策

5-1-2 各種スポーツ教室の開催

■今後の方向性

いつでも、どこでも市民が気軽に生涯スポーツに取り組めるよう、各種スポーツ教室やスポーツ講習会等を企画し、開催します。

また、各種スポーツ教室を支える指導者の育成、確保及び資質向上に努めます。

身近な地域でスポーツを楽しむことができる総合型地域スポーツクラブの活動の充実と支援に努めます。

1 各種スポーツ教室の実施

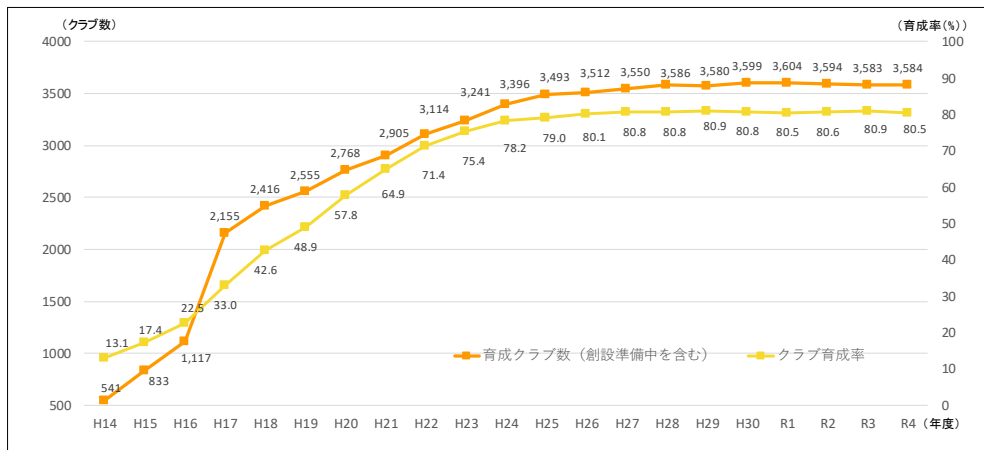
市民が気軽にスポーツ活動を楽しむことができるよう、市民の多様なニーズ、ライフサイクルなどに対応したスポーツ教室やスポーツ講習会の充実を図ります。

また、各種スポーツ教室等を支えている指導者の育成と確保に努めるとともに、指導にあたってのリスクマネジメントの重要性を踏まえ、指導者の資質向上を図ります。

2 総合型地域スポーツクラブの充実支援

子供から大人まで多様なプログラムで市民のスポーツ活動を支える総合型地域スポーツクラブの活動支援に努めるとともに、新たなスポーツクラブの創設を支援します。

●全国の総合型地域スポーツクラブ育成状況推移(H14～R4)



出典：スポーツ庁 令和4年度総合型地域スポーツクラブ育成状況調査

●トランポリン教室



●スキー教室



施策の基本方針2 スポーツ環境・施設の整備

施策の体系

5-2-1 施設の整備と維持管理

5-2-2 利用のための情報提供

現況と課題

市民のスポーツ活動を支えるスポーツ施設は、江戸崎、新利根、桜川、東4地区の運動公園等に15施設、その他に3施設、計18施設が稼働しています。また、学校体育施設については、休日と夜間に開放事業を行っており、スポーツ少年団などが利用しています。

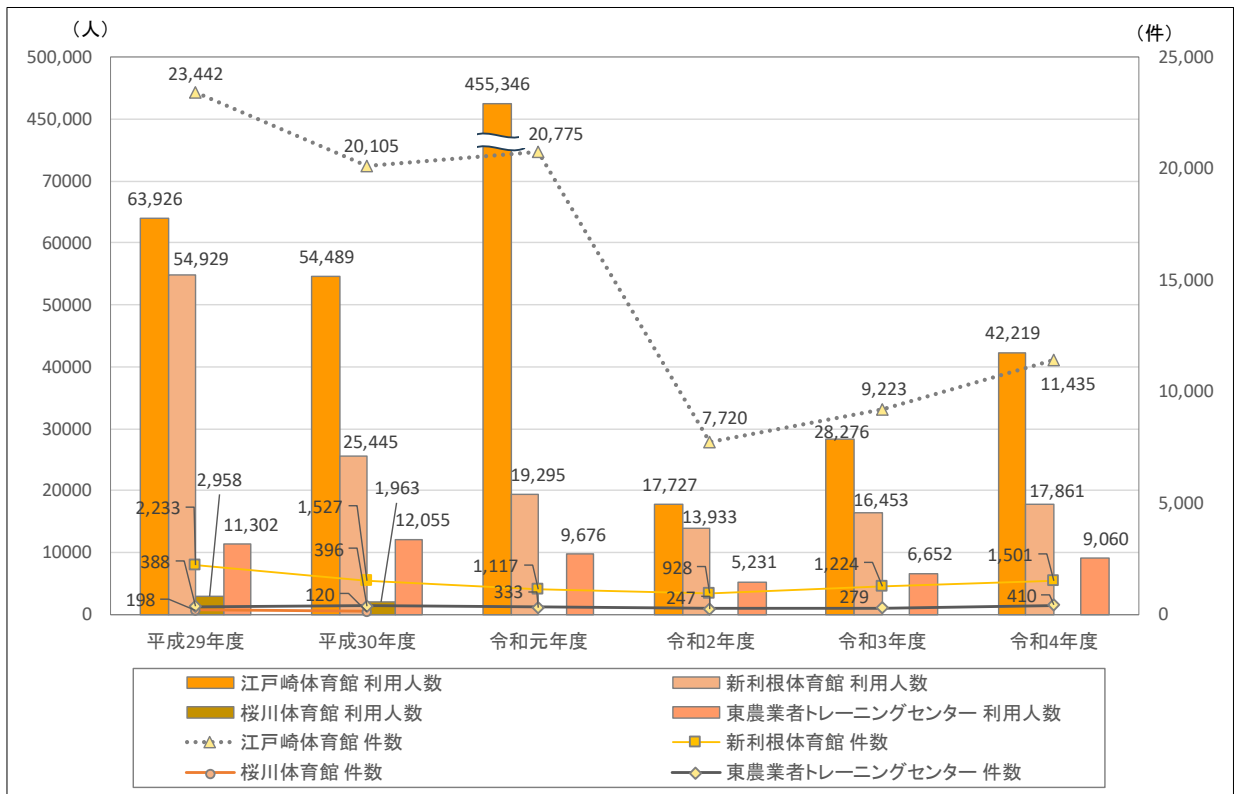
老朽化が進行している施設・設備があり、市民が安心してスポーツを楽しむために、計画的な維持・補修を進めていく必要があります。

スポーツ施設の利用状況を見ると、平成29年度以降減少し、特にコロナ禍の令和2年度については施設の利用制限により、大きく利用が落ち込みました。令和3年度から令和4年度にかけて利用状況は回復し、コロナ禍以前の利用状況に近づきつつあります。

今後も、より多くの市民が生涯スポーツに取り組めるよう、適切に維持と管理に努めつつ、施設の利用促進を図っていく必要があります。

現在、施設の利用は、事前申請などの手続きが煩雑なことが課題となっています。施設をより公平かつ迅速に予約・利用できるシステムの導入が求められています。

● 体育館等の利用件数・利用者数の推移



資料：スポーツ振興課

数値目標

指標名	現況値 2023年度 (令和5年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
スマートロックの設置	未実施	全校
新利根体育館の大規模改修	未整備	完了

施策

5-2-1 施設の整備と維持管理

■今後の方向性

生涯をととしてスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指し、市民や施設利用者が安全にスポーツを楽しめるよう、各地区の運動公園及び体育館等、体育施設の維持管理に努め、市民にとって利用しやすい施設の提供を目指します。また、学校体育施設を有効に活用します。

さらに、市内各体育施設の利用状況や維持管理経費等を勘案し、総合的な施設の整備方針を検討します。

1 スポーツ施設の維持管理

誰もが利用しやすいスポーツ環境を提供するため、バリアフリーの施設環境を維持します。また、計画的な維持・補修及び設備・器具の更新に努めます。

市内小・中学校と江戸崎総合高等学校の体育施設について、平日の夜間や休日など学校に支障のない範囲で学校体育施設の有効活用を図ります。また、施設の利便性向上の観点から、市内小・中学校へスマートロックの設置を推進します。

2 計画的なスポーツ施設の整備検討

市民に必要なスポーツ施設については、市内各施設の利用状況や維持管理経費等を含めた、保有施設保全計画(長寿命化計画)に基づき、計画に沿って総合的な方針を検討していきます。

●江戸崎体育館



●トレーニング室



施 策

5-2-2 利用のための情報提供

■今後の方向性

市民がスポーツに関する情報を知る機会の充実を目指し、多様な情報媒体をととしてスポーツに関する情報を提供します。

市民が公平にスポーツ施設を利用できるよう、利用手続きの公平性・利便性の向上や、インターネットの活用を図ります。

1 スポーツ情報の拡充

市民の多様なスポーツニーズに対応し、的確に情報を伝えるため、広報誌やホームページ、SNSなどの情報媒体をととして、教室や講座の開催状況、健康づくりや体力づくりなど、スポーツに関する多様な情報の提供に努めます。

2 スポーツ施設の利便性の向上

スポーツ施設利用の利便性向上と公平性を確保するため、インターネットによる空き情報の公開や施設予約方法の簡素化を進めます。また、自治体DXの推進の観点から、スポーツ施設の予約管理システムにおけるICTの活用などについて検討していきます。



施策の基本方針3 各種スポーツ大会の開催

施策の体系

5-3-1 スポーツイベント・大会の開催

現況と課題

本市では、現在、市主催のスポーツイベントとして、スポーツフェスティバル、稲敷市民ゴルフ大会、ソフトバレー大会の3つのスポーツイベントを実施しています。

コロナ禍により令和2年度においては、各種スポーツ大会が実施できなかったものの、令和3年度は、2020東京オリンピック・パラリンピックのトランポリン競技キャンプ地として、オーストラリア代表チームの受け入れを実施したほか、トランポリンを通じた様々な取組が実施され、市民のスポーツへの意識醸成につながっています。

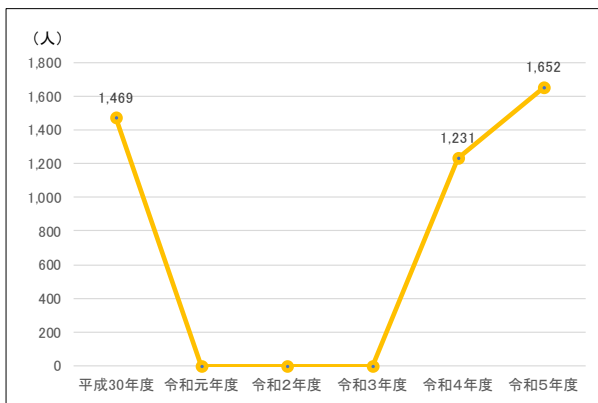
また、つくば霞ヶ浦りんりんロードは、ナショナルサイクルートに指定されており、令和4年度には「いばチャリ in 稲敷2022」が稲敷市内で開催され、サイクリングの機運も高まっています。

令和4年度には、これまで実施できなかった多くのイベントやスポーツ大会が実施されました。現状ではコロナ禍以前の参加者数や水準には達していませんが、市民が楽しくスポーツを行うことができるスポーツイベント・大会について、より多くの市民が参加できるよう取り組んでいく必要があります。

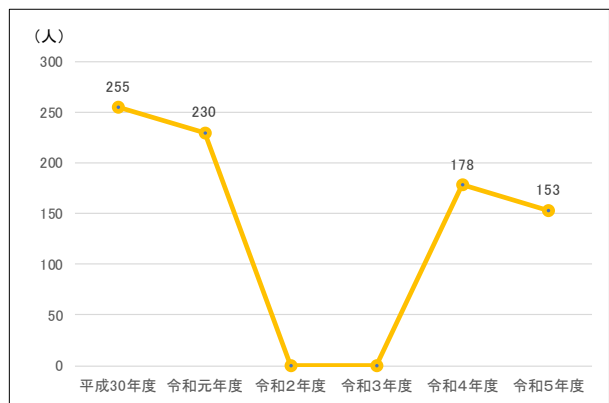
一方、各地区においては、地区の体育推進委員会によるハイキングや球技大会などのレクリエーション活動が実施されており、地区におけるスポーツ活動を支えています。

より多くの市民がスポーツを「する・みる・ささえる」を実践し、市民の交流を通じた健康づくり・体力づくりに取り組むことで人生を楽しむことができるよう、引き続き取組を進めていくことが求められています。

●スポーツフェスティバル参加者数の推移



●市民ゴルフ大会参加者数の推移



資料：スポーツ振興課

●スポーツフェスティバル



●市民ゴルフ大会



●ソフトバレー大会



数値目標

指標名	現況値 2023年度 (令和5年度)	目標値 2027年度 (令和9年度)
スポーツフェスティバル参加者数	1,652 人	2,700 人
市民ゴルフ大会参加者数	153 人	200 人
ソフトバレー大会参加者数	42 人(R4年度)	100 人

施策

5-3-1 スポーツイベント・大会の開催

■今後の方向性

生涯スポーツ社会の構築を図るため、市民の誰もが楽しく参加できるスポーツイベントを開催するとともに、日頃の活動成果を活かす機会として、各種スポーツ大会を開催します。また、各地区体育推進委員会におけるレクリエーション活動を支援します。

1 スポーツイベント及び各種スポーツ大会の実施

市民誰もが楽しく参加できる全市民を対象としたスポーツイベント『スポーツフェスティバル』を開催するとともに、同じ種目を市民でともに楽しむ機会として、市民ゴルフ大会、ソフトバレー大会など、各種スポーツ大会を開催します。

また、広域観光で注目されるサイクルツーリズムの推進及びサイクリング環境を健康づくりに活かします。

2 地区におけるレクリエーション活動の支援充実

市民にとって身近な地域で実施される各地区体育推進委員会によるハイキングや球技大会などレクリエーション活動の実施について継続的に支援します。





第4章 計画の進行管理

■ 1 進捗状況の点検・評価 ■

本計画の進行管理にあたっては、毎年度実施している「稲敷市教育委員会点検・評価」と合わせて、第3章 施策の展開(基本計画)の各施策についての進捗状況の点検・評価を行います。

本計画を着実に推進していくためには、毎年度の点検・評価を次年度以降に実施する施策・事業の改善・見直しにつなげることを継続的に実施していきます。



■ 2 数値目標の管理 ■

本計画においては、基本目標1から5の各施策の基本方針に数値目標を設定しています。毎年度実施する進捗状況の点検・評価と併せて数値目標の現況値を管理します。



資料編

1 基本計画の目標指標一覧

基本目標1 未来を担ういなしきっ子の育成

指 標 名	現況値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
こども園・幼稚園・保育所と小学校の接続の状況	ステップ3	ステップ4
こども園・幼稚園・保育所・小学校が連携した合同研修の実施回数(中学校区ごとの研修会も含む)	3回／年	4回／年
授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 80.1% 中学生 79.2%	小学生 85% 中学生 85%
学校の授業時間以外に、普段の1日当たり1時間以上勉強をしている児童生徒の割合(学習塾、家庭教師、インターネットを活用して学ぶ時間も含む)(全国学力・学習状況調査質問紙調査)	小学生 56.3% 中学生 64.1%	小学生 65% 中学生 75%
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 75.4% 中学生 78.8%	小学生 80% 中学生 83%
学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 88.8% 中学生 81.5%	小学生 90% 中学生 85%
人が困っているときは、進んで助けている児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 93.1% 中学生 88.0%	小学生 95% 中学生 90%
今住んでいる地域の行事に参加している児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 59.3% 中学生 48.6%	小学生 65% 中学生 55%
学校の授業時間以外に、普段全く読書をしない児童生徒の割合(減少)(全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 28.6% 中学生 30.5%	小学生 20% 中学生 25%
体力テストにおける総合評価A及びBの割合(児童生徒の体力・運動能力調査)	小学生 46.8% 中学生 43.5%	小学生 65% 中学生 65%
ジュニア防災検定合格者の割合(維持)	100%	100%
朝食を欠食する児童生徒の割合(減少)(全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 4.8% 中学生 12.7%	小学生 3.0% 中学生 10.0%
学校給食に稲数産の食材を利用する割合	40.9%	50%

基本目標2 いなしきっ子が学ぶ質の高い教育環境の充実

指 標 名	現況値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
将来、積極的に英語を使うような生活をしたたり職業に就いたりしたいと思う児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 58.5% 中学生 30.9%	小学生 65% 中学生 35%
学校の授業以外で、英語を使う機会があったと回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査)	小学生 40.7% 中学生 20.8%	小学生 50% 中学生 50%
授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、「ほぼ毎日」使用したと回答する児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 19.0% 中学生 43.2%	小学生 30% 中学生 50%
先生が自分のよいところを認めてくれていると思うと回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 90.1% 中学生 90.8%	小学生 93% 中学生 93%
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると回答した児童生徒の割合(全国学力・学習状況調査 質問紙調査)	小学生 65.8% 中学生 63.3%	小学生 70% 中学生 70%
教育施設の改修施設数 (長寿命化改修、大規模改修を進める)	32 箇所	52 箇所
「通学路交通安全プログラム」に基づく危険箇所の対策済件数	12 件	15 件

Q-U調査による学校生活満足度(小・中学生平均)	小学生 73.0% 中学生 60.0%	小学生 75% 中学生 75%
1か月の時間外在校等時間80時間超の教職員数をゼロ(0)の達成	8 人	0人

基本目標3 地域社会と連携した教育環境の充実

指 標 名	現況値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
子育て学習会参加者の満足度(大変満足)	60%(R4年度)	80%
子育て支援センター「あいアイ」利用者数	4,946 人(R4年度)	10,400 人
コミュニティ・スクール導入校数	1校(R4年度) 4校(R5年度)	12 校(全校)
学校運営協議会の開催回数	4回(R4年度)	44 回
青少年育成稲敷市民会議加入世帯率	56.1%(R4年度)	60%
子ども会育成連合会の加入率	82.0%(R4年度)	85%

基本目標4 社会教育の振興と芸術・文化活動の充実

指 標 名	現況値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
公民館の利用者数	57,728 人(R4年度)	79,000 人
生涯学習講座・公民館講座の延べ参加者数	一日講座:91 講座 定期講座:1,893 人 (R4年度)	一日講座:110 講座 定期講座:2,400 人
市民一人当たりの図書館資料貸出数(電子図書含む)	3.06 冊/人(R4年度)	4.0 冊/人
教育施設の改修施設数	一件	3 件
江戸崎中央公民館図書室の利用者数	4,705 人(R4年度)	7,200 人
歴史民俗資料館の入館者数	10,683 人(R4年度)	11,500 人
文化協会加盟数	144 団体・1,626 人 (R4年度)	150 団体・1,700 人
文化財マップの更新(GIS 整備率)	未実施	100%
歴史民俗資料館の企画展示回数	2回/年(R4年度)	3 回/年

基本目標5 生涯スポーツの振興と環境の整備

指 標 名	現況値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
スポーツ協会加入団体数	90 団体	101 団体
スポーツ少年団会員数	604 人	650 人
スポーツ教室参加者数	980 人	1,100 人
スマートロックの設置	未実施	全校
新利根体育館の大規模改修	未整備	完了
スポーツフェスティバル参加者数	1,652 人	2,700 人
市民ゴルフ大会参加者数	153 人	200 人
ソフトバレー大会参加者数	42 人(R4年度)	100 人

2 策定経緯

年月日	事由	内容
令和 5 年 6 月 30 日～ 7 月 10 日	稲敷市の教育に関する保護者アンケート調査 (web回答は13日まで)	【調査対象者】 ・市内小・中学校に通学する全児童生徒の保護者(回答率:42.7%) ・調査票もしくはweb回答
7 月 10 日～ 7 月 18 日	児童・生徒アンケート調査	【調査対象者】 ・小5～6(回答率:83.4%) ・中1～3(回答率:78.3%) ・webアンケート(タブレット端末での回答)
7 月 12 日～ 7 月 24 日	稲敷市教育振興基本計画(第3期)の策定に係る 各種団体アンケート調査	【調査対象者】 ・市内生涯学習団体の代表者 (回答率:44.4%) ・webアンケート
8 月 25 日	第1回 稲敷市教育振興基本計画策定委員会	・計画の策定について ・基本的考え方 ・アンケート調査結果(速報値)
10 月 4 日	稲敷市教育振興基本計画策定ワーキングチーム 第1回会議	・参加者:12名
12 月 25 日	第2回 稲敷市教育振興基本計画策定委員会	・稲敷市教育振興基本計画【第3期】 (素案)について
1 月 18 日～ 1 月 31 日	パブリックコメントの実施	・意見提出者数:2人 ・意見数:19件 ・ホームページ閲覧数:176件
2 月 26 日	第3回 稲敷市教育振興基本計画策定委員会	・パブリックコメントの結果報告 ・稲敷市教育振興基本計画【第3期】 原案について

3 稲敷市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和5年5月18日
教育委員会告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定による稲敷市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に当たり設置する稲敷市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画原案の作成に関すること。
- (2) その他基本計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は教育長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教育部長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 小中学校代表者
- (2) 教育政策課長
- (3) 学務管理課長
- (4) 指導室長
- (5) 生涯学習課長
- (6) スポーツ振興課長
- (7) 図書館兼歴史民俗資料館長
- (8) こども支援課長

(職務)

第4条 委員長は、策定委員会を代表し、事務を掌理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 策定委員会の委員の任期は、基本計画策定をもって満了する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長が必要であると認めたときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月1日から施行する。

4 稲敷市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(任期:令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)

番号	氏 名	区 分	備 考
1	山本 照夫	教育長	委員長
2	板橋 渉	教育部長	副委員長
3	根本 千勝	小中学校代表	
4	根本 貴章	教育政策課長	
5	吉田 元久	学務管理課長	
6	山本 隆弘	指導室長	
7	佐藤 光紀	生涯学習課長	
8	宮本 和博	スポーツ振興課長	
9	岩崎 貴記	図書館兼歴史民俗資料館長	
10	松田 匠司	こども支援課長	

敬称略

5 用語集

頭文字	用 語	ページ	解 説
あ	アクティブ・ラーニング	31	教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。
	アプローチカリキュラム	25,28	就学前の児童がスムーズに小学校の生活や学習に適応できるようにするとともに、幼児期の学びを小学校教育につなげるために作成する、幼児期の教育終了前(5歳児10月～3月)のカリキュラムのこと。
	いなしきリーダーバンク	79	市民同士が互いに教え、学び合えるように、生涯学習の分野でさまざまな技術、知識、技能を持っている指導者・講師・ボランティア等の登録を推奨している制度のこと。
	いじめチェックリスト	37	毎月状況を把握し、生徒指導主事に報告することで、全校生徒のいじめ発生状況を迅速にとらえ、指導する仕組み。
	インクルーシブ教育	52	障がいの有無にかかわらず一緒に学ぶこと。
	ウェルビーイング	4,6,8,11,14,19 21,24,78	経済的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをつめる考え方。
か	学校教育支援員	51,52	児童生徒の教育的ニーズに応じて、担任の補助として行う学習指導及び身辺介助も行う者の職名。
	学校生活支援員	51,52	小学校及び中学校に在籍する児童生徒に対し、指導及び支援を実施し、安全並びに学校生活の安定及び向上のために活動する職員。
	学校図書館図書標準	14	公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定めたもの。
	家庭教育学級	15,67	家庭における教育力を高めるため、子育てに関する不安を軽減できる相談体制を充実したり親同士が情報交換をしながら子育てについて学び合ったりするもの。
	家庭教育支援チーム	64,65	学校教育又は児童福祉に関し識見を有する家庭教育支援員で構成され、子育て家庭に向けた相談・支援を行っている。
	キャリア教育	14,20,44,45 47	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
	キャリアステージ	28,36,61	教職員のキャリアの段階(ステージ)のこと。人材育成において、年齢や経験によるキャリアの段階(ステージ)に応じて求められる資質能力を高めていくことが必要とされる。
	グローバル化	5,11,44,48	社会的あるいは経済的な関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こす現象。
	公認心理師	67,62	心理学の専門知識をもち、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理に関する支援を要する人に対して相談や助言、情報提供などを行う者のこと。
	校務支援システム	57,62	学校や児童生徒に関する様々な情報をデジタル化し、教職員間で共有することによりきめ細かな指導を可能とするとともに、校務の負担軽減を図り、教員が子どもと向き合う時間等を獲得することができるようにしたパソコンソフト。
	コミット	10,14	英語のコミットメント(commitment)の略。ビジネス用語としては、結果を約束する、責任をもって取組むなどの意味で使われる。「学力向上にコミットする教育」とは、学力向上に積極的に取り組み、結果を出していくという意味で使われている。
	コミュニケーション能力	44,45,48,79	コミュニケーション能力(communication ability)とは、人と人との間での意思疎通を円滑に図る能力のこと。

頭文字	用 語	ページ	解 説
こ	コミュニティ・スクール	14,15,16,21 64,69,70,71 103	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みのこと。
さ	ジェンダー平等	10,107	一人一人の人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができること。
	自己有用感	36	他者や集団との関係の中で、自分の存在を価値あるものとして受け止める感覚。
	生涯スポーツ社会	22,94,97	国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに楽しむことができる社会。
	情報モラル教育	14,35,45,46 49,54	情報を扱う際に必要とされる倫理や規範に関する教育。
	食育	24,30,43	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
	スクールカウンセラー	33,37,52	児童・生徒の不登校や様々な問題行為などについて、心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者。
	スクールガード・リーダー	54,58	学校や通学路等を巡回し、学校や児童、PTAや地域の学校安全ボランティアへの指導、安全に関する学校の取組への助言などを行う。
	スタートカリキュラム	25,28	新入児童の入学直後約1ヶ月間において、児童が幼児期に体験してきた遊びの要素とこれからの小学生生活の中心をなす教科学習の要素の両方を組み合わせた、合科的・関連的な学習プログラムのこと。
	全国学力・学習状況調査	14,29,30,34 41,46,51,102	日本全国の小中学校の最高学年(小学6年生、中学3年生)全員を対象として行われている調査のこと。学力を問う問題だけでなく、児童・生徒の学習・生活環境のアンケート調査も行う。
た	適正規模	20,54,56	学校においては、児童生徒の社会性の育成及び互いに切磋琢磨する場として一定の規模が必要であるとしている。茨城県では、小学校はクラス替えが可能である各学年2学級以上となる12学級以上、中学校は、クラス替えが可能で、全ての教科の担任が配置できる9学級以上が望ましいとしている。
	電子黒板	45,49,54	書いた内容を電子的に変換することが可能なホワイトボード。
	特別支援教育支援員	51,52	児童生徒の自立のための身辺処理の介助をする者の職名。
	ダイバーシティ&インクルージョン	4	多様性を意味し、性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のダイバーシティと、各人の多様性を受け入れ、認め合いながら、組織に参画・貢献していくインクルージョンを組み合わせた言葉。
	ティーム・ティーチング	31,40	複数の教師がチームとなり、各教師の特性を生かしながら、一つの子ども集団を対象に、指導の全部または一部について共同で責任を負い、協力して指導にあたること。
	テレワーク	5	Tele(離れた所)とWork(働く)をあわせた造語であり、ICTを活用して場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
な	ニューノーマル	5	社会に大きな変化が起こり、以前の状態には戻れず、「新しい日常」として定着すること。
	ノーマディアデー	29	家庭と連携し、テレビ・ゲームに費やす時間の軽減を図り、家族団楽、望ましい生活習慣の充実に努めること。
は	ハイブリッド化	14	英語のハイブリッド(hybrid)からくる。一般的に、異種のもの合成物、複合等の意味で使われる。教育のデジタル化において、対面授業とオンライン授業を組み合わせた新しい教育様式を「ハイブリッド化」としている。

頭文字	用 語	ページ	解 説
は	バリアフリー	16,54,94	障がい者や高齢者などが自立した生活ができるように、道路や建築物など物理的な障壁だけでなく、制度や人権、さらには文化や情報、意識などの障壁を取り除くこと。
	複式学級	54,56	2つ以上の学年を1つにした学級。(小学校:第1学年の児童を含む場合8人・第1学年の児童を含まない場合16人、中学校:8人)
	放課後子ども教室	65,68	放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや生活の場を確保したり、小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を実施するもの。
	放課後子ども総合プラン	64,65,68	共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」と文部科学省所管の「放課後子供教室」を一体的あるいは連携して実施するという総合的な放課後対策事業のこと。
	放課後児童クラブ	65,68	共働き家庭の児童を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供するもの。
や	ユニバーサルデザイン	51,55,62	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いに関わらず、できるだけ多くの人にとって利用しやすいようにつくられた建築・製品・情報などの設計のこと。
ら	理科支援員	29,31	小学校の理科授業において、教員と相談しつつ、観察・実験等の支援や理科教材の開発支援、理科授業の進め方等の提案・助言などを行う専門スタッフのこと。
	リテラシー	45	もともとは、読み書きの能力を意味するが、現在は、ある分野に関する知識や能力を活用する力を指すことがほとんどである。
	レファレンスサービス	80	求める情報にスムーズにたどり着ける方法を支援するサービス。
わ	ワーケーション	5	Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語。普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。
A	AI	5,14,29,32	Artificial Intelligence の略で、人工的に作られた知能を持つコンピュータシステムやソフトウェアのこと。機械であるコンピュータ自身が学び、従来人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断を行うことができる。
	ALT	30,45,48	学国語指導助手。
D	DX	4,5,11,13,14 15,16,20,54 57,75,82,87 95	データとデジタル技術を活用して、社会のニーズを基に、新たなサービスや価値を提供し、業務そのものや、プロセス、組織文化などを変革していくこと。
G	GIGA スクール構想	8,45,57	Society5.0の時代を生きる子供たちのために、公正に「個別最適化され、創造性を育む学び」を実現させる国の取組。
	GIS	84,103	地理情報システム(GIS:Geographic Information System)は地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

頭文字	用 語	ページ	解 説
I	ICT	5,8,11,14,15 16,20,24,29 32,44,45,46 49,54,57,95 102	Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関連する技術一般のこと。従来用いられてきた「IT (Information Technology)」とほぼ同義。
	IoT	5	従来インターネットに接続されていなかったさまざまなモノ(センサー機器、駆動装置(アクチュエーター)、住宅・建物、車、家電製品、電子機器など)が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組みのこと。
Q	Q-U 調査	60,61,103	Questionnaire-Utilities の略で、『楽しい学校生活を送るためのアンケート』のこと。児童生徒一人ひとりについての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握するために実施される。
S	SDGs	4,6,14,50	Sustainable Development Goalsの略。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。
	Society5.0 (ソサエティ ^{ゴウ セロ} 5.0)	2, 5, 7, 8 49, 57	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。狩猟社会(Society1.0)農耕社会(Society2.0)工業社会(Society3.0)情報社会(Society4.0)に続く、新たな社会を目指すもの。

稲敷市教育振興基本計画〈第 3 期〉

発 行 令和6年3月

発行者 稲敷市教育委員会 教育政策課

〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚 1570 番地 1

TEL: 029-892-2000(代)

<https://www.city.inashiki.lg.jp/>



稲敷市